



令和6年度

岐阜教育事務所の事業

岐阜教育事務所

# も く じ

1	第4次 岐阜県教育振興基本計画	1
2	岐阜教育事務所の方針	
①	岐阜教育事務所 指導指針	2
②	岐阜教育事務所教育支援課 学校教育係の方針	3
③	岐阜教育事務所教育支援課 学校地域連携係の方針	4
3	学校訪問	
①	岐阜教育事務所 訪問事業構想	5
	「ぎふ いのちの教育」を生かす視点	6
②	学校訪問事業の概要	7
③	計画訪問	
	・ 計画訪問予定一覧表	8
	・ 学校経営・人事管理訪問要項	9
	・ 特別支援教育計画訪問実施要項	15
	・ 道徳教育徹底指導事業「道徳教育計画訪問」実施要項及び訪問予定一覧表	16
	・ 小学校における教科等専門性向上計画訪問実施要項	21
	・ 外国人児童生徒支援訪問実施要項	23
④	教育委員会要請訪問	
	・ 教育委員会要請訪問実施要項	24
⑤	文部科学省及び県教育委員会指定校訪問	
	・ 文部科学省及び県教育委員会指定校訪問実施要項	26
	・ 研究指定校及び指定市町	27
	・ 岐阜教育事務所指定研修校	29
⑥	その他の訪問	
	・ 若手・中堅教員等指導力向上訪問実施要項	30
⑦	いじめ・不登校等対策訪問（生徒指導要請訪問）実施要項	32
⑧	学校訪問事業の手続き	
	・ 学校訪問事業の手続き	33
	・ 「学校訪問希望計画書」及び「訪問案内・指導主事派遣申請書」の留意事項	34
4	研修事業	
①	研修事業一覧表	39
②	初任者研修（小・中・義務教育学校）実施計画書	47
③	学校職員課関係研修会	48
④	研修事業の主な変更点・留意点等	49
⑤	教育課程研究協議会実施要項（小・中）	51
⑥	「教員研修申込システム」による申込みの流れについて	55
⑦	研修にかかわる補足説明	56
5	その他の報告にかかわって	
①	学校事故等の報告要領	58
	・ 【様式1】交通事故及び学校事故等 第一報報告書	59
	・ 【様式2】児童生徒の熱中症に関する第一報報告書	60
	・ 【様式2-2】児童生徒の死亡（病死等）に関する報告	62
②	学校施設・設備等における災害等の報告要領	63
	・ 【様式3】学校施設・設備被害報告書（速報）	64
③	感染症・食中毒・異物混入等の報告要領	65
	・ 【様式5】学校給食における異物混入等発生 第一報告書	66
④	学校給食における異物混入時の対応フロー図	67
	・ 学校で異物混入を発見した場合 一単独校調理場一	68
	・ 【様式4】学校において予防すべき感染症・食中毒 第一報報告書	69
	・ 【様式6】学校において予防すべき感染症・食中毒発生報告	70
⑤	生徒指導上の問題行動及び事故が発生した場合の対応について	71
	・ 【様式】生徒指導上の事故報告	72
⑥	災害報告にかかわって	
	・ 災害等報告について	73
	・ 非常変災時における災害報告	75
6	事業一覧年間カレンダー	76

岐阜県教育を通して「目指す人間像」

「ふるさと岐阜」で育んだ自信と誇りを胸に、  
よりよい未来の実現に挑み続ける人

3つの「育みたい力」

**【自立力】**  
主体的に学び、  
考え、行動する力

**【創造力】**  
よりよい未来を  
築いていく力

**【共生力】**  
つながり、認め合い、  
支え合う力

「目指す人間像」や「育みたい力」と4つの施策

施 策					
I	<p><b>「豊かな人間性」の育成</b></p> <p>自他のかげがえのない存在(いのち)を大切にするとともに、多様な人とつながり関わる力を育む</p>	<p>1 多様な人とつながり、関わる力の向上と心の教育の充実 <b>重点</b></p> <p>2 人権教育の推進</p> <p>3 いじめ・不登校等の未然防止と早期発見・早期対応の徹底</p> <p>4 「ふるさと岐阜」での活動を通して学ぶふるさと教育の推進 <b>重点</b></p> <p>5 文化芸術やスポーツに触れ、感性を育む機会の充実</p> <p>6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実</p> <p>7 家庭や地域と学校とが連携して子どもたちの育成</p>			
	II	<p><b>「未来を創る確かな学力と実践力」の育成</b></p> <p>興味・関心を広げて様々な課題と向き合い、主体的に学び、探究し、よりよい未来を創造していくための力を育む</p>	<p>8 未来を創る基礎となり、社会で生きる学力の育成</p> <p>9 ICT を利活用できる力の育成</p> <p>10 科学技術・情報技術やものづくりへの関心の醸成、起業家精神等の育成</p> <p>11 国際理解教育の充実とグローバル社会で活躍できる力の育成</p> <p>12 主権者教育・消費者教育などの今日的な課題に対応した教育の推進</p> <p>13 学びと将来とをつなぐ、地域と連携したキャリア教育の充実</p> <p>14 スペシャリストを育成する産業教育の充実</p> <p>15 私立学校教育の振興</p>		
		III	<p><b>「健やかな体」の育成</b></p> <p>自分らしく、生き生きとした生活の基盤となる健康な体を育むとともに、安全で安心な暮らしをつくる力を育てる</p>	<p>16 体力づくりの推進</p> <p>17 健康教育と食育の推進</p> <p>18 これまでの経験を踏まえた感染症への対応の推進</p> <p>19 子どもの安全・安心を守る教育の充実</p>	
			IV	<p><b>「学びの多様なニーズに応える環境」の充実</b></p> <p>学びの多様なニーズに応え、子どもたち一人一人の可能性や能力を最大限に伸ばす教育を推進するとともに、学びを支える環境の充実を図る</p>	<p>20 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進 <b>重点</b></p> <p>21 特別支援教育の推進</p> <p>22 多文化共生社会を目指した外国人児童生徒等の教育の充実</p> <p>23 誰一人取り残さない学びの機会の整備</p> <p>24 文化芸術やスポーツなどの才能や個性を伸ばす機会の充実</p> <p>25 地域と学校とが連携した望ましい部活動の推進</p> <p>26 優れた教職員の確保と資質・指導力の向上</p> <p>27 長時間勤務・多忙化解消など、教職員の働き方改革の推進</p> <p>28 ハラスメント対策など、教職員の働きやすい職場環境づくりの推進</p>

**重点** 今後5年間の重点的な施策

## 地域の実情に合った柔軟できめ細かな教育行政を目指して

- 第4次 岐阜県教育振興基本計画、岐阜県教育委員会基本方針に基づき、地域に根ざし地域に信頼される人間尊重の風気がみなぎる教育の推進について、市町教育委員会を支援します。
- かけがえのない命を大切に、仲間とともによりよい生き方を求める「ぎふ いのちの教育」の推進を支援します。
- 幼稚園教育要領・学習指導要領を遵守し、かつ園・学校や地域の特色等を生かした創意ある教育課程の編成・実施、幼・小・中・高・特の一貫性のある教育の推進を支援します。
- 一人一人の資質・能力を育む指導方法の工夫改善等について、ICTを活用した授業改善に関する具体的な指導助言を行うとともに、学級経営や幼児・児童生徒理解等について、教職員の困り感やニーズに応える丁寧な支援をします。
- 市町教育委員会が主体性・自律性を発揮し、特色ある園・学校づくりを推進できるようきめ細かな人事配置に努めるとともに、園・学校の適正な人事管理について支援します。
- 管理面と指導面を一体化し、市町教育委員会及び各園・学校の主体性、自律性を高める支援をします。
- 一人一人の教育的ニーズに応じ、自立し社会参加するための基盤となる力を育てる特別支援教育の推進を支援します。
- 地域社会・家庭の教育力の向上のための、指導者養成と活動を支援します。

### 市町教育委員会への支援

- 市町教育委員会の事業実施への支援（研修事業等実施への支援）
- 市町教育委員会指導主事・社会教育主事との研修会の開催（県教育委員会指導主事会、生徒指導・教育相談担当者会等）
- 市町教育委員会と連携を図った各園・学校、教職員への指導（教育課程研究協議会、計画訪問、要請訪問、教科研究会等）

### 学校・地域への支援

#### 特色ある園経営、学校経営とリスクマネジメント

- ・急激に変化する時代の中で、幼児児童生徒が自分のよさや可能性を認識し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を育成する、活力ある園経営や学校経営の推進
- ・リスクを回避し、幼児児童生徒の安全安心を守るとともに、人間尊重の風気がみなぎるきめ細かな教育の推進
- ・幼稚園教育要領・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた教育課程の編成及び実施
- ・自己評価や園・学校関係者評価を活かした開かれた園・学校づくり及び校種間の連携
- ・家庭・地域・関係機関との連携強化による幼児児童生徒の一貫した健全育成と、適切かつ確実な危機管理体制の確立
- ・「居場所づくり」と「学習の保証」の視点にたち、不登校傾向の児童生徒の社会的自立を支援する教育の推進
- ・家庭・地域・関係機関との連携による一貫した健全育成と、適切かつ確実な危機管理体制の確立

#### 働きがいのある職場環境

- ・管理職のリーダーシップのもと全教職員による働き方改革の推進と職場環境の改善
- ・コンプライアンス意識の向上と服務規律の徹底、不祥事の根絶に向けた職場内の同僚性の向上
- ・キャリアデザインと自己の目標を明確にし、教職員の使命感や意欲を高める人事面談の実施
- ・研修主事や校内研修委員会を位置付け、組織的、計画的、累積的な主題研究、現職研修の実施
- ・教育のプロとしての専門性と豊かな人間性、社会性を身に付ける研修の実施
- ・資質の向上を必要とする教職員に対する意図的、計画的な研修の実施

#### 専門性あふれる授業

- ・幼児期の発達の特徴を踏まえた幼児が、主体的に関わる「環境を通して行う教育」の工夫・改善
- ・知識・技能を活用して思考力・判断力・表現力等を高めるための指導計画と、メタ認知力を高める評価計画の工夫・改善
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、ICTを活用した授業改善の取組推進と、実践の発信
- ・好事例を共有活用したり協働して開発したりする、ボトムアップ型の校内研修、授業改善の推進
- ・児童生徒が自らの学習を自己評価・相互評価し、自ら学ぶ喜びが感じられる指導と評価の工夫・改善
- ・発達の段階に応じ各教科の本質に立った「学び方」を身に付けた質の高い学習集団づくり
- ・学級経営の充実を土台とした「学び合う」学習集団づくりと学習の規律・規範づくり
- ・自己の生き方についての考えを深める考え、議論する道徳科の授業の充実
- ・障がいのある幼児児童生徒個々の状態に応じた教育課程やインクルーシブによる指導方法の工夫・改善

#### 地域・学校・家庭が連携協働する子育て

- ・コミュニティスクールの機能活性化と、積極的に家庭教育を実践する意欲を高める家庭教育を実践する日の普及・促進（「話そう！語ろう！わが家の約束」運動実践への働きかけ）
- ・地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動の推進（学校運営協議会と地域学校協働活動を一体的に推進、地域人材の資質向上を図る研修の実施）
- ・社会教育、家庭教育に関する多様な学びの機会の提供（身近な地域における家庭教育支援の充実に向けた取組、家庭教育学級の推進）

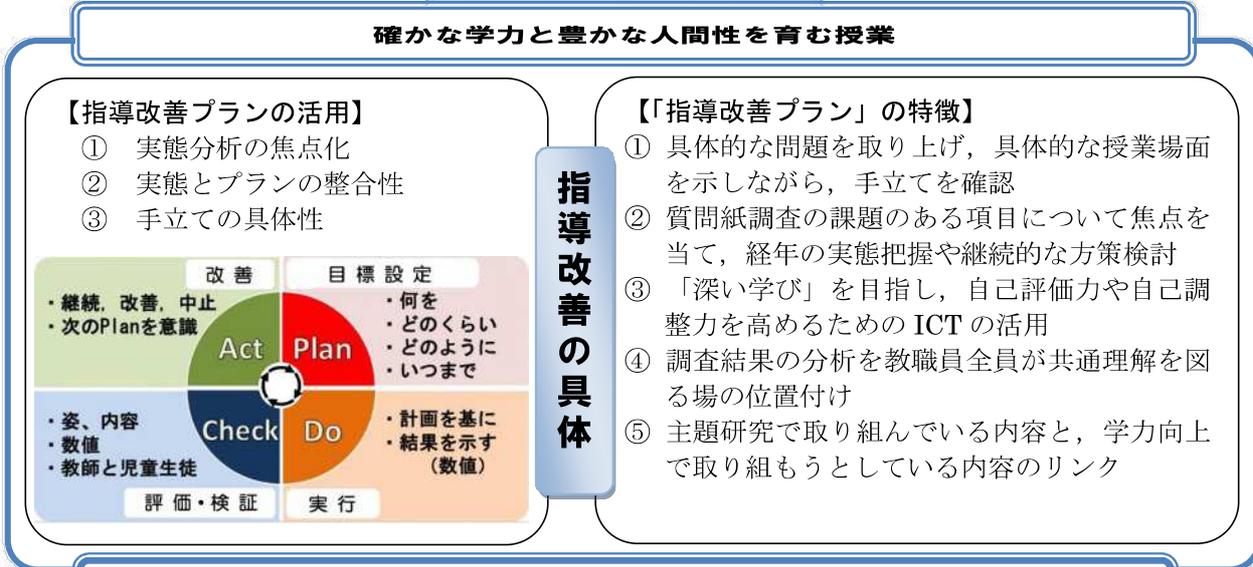
## 児童生徒一人一人に確かな学力と豊かな人間性を育む学校教育の支援

### 学校で目指す授業

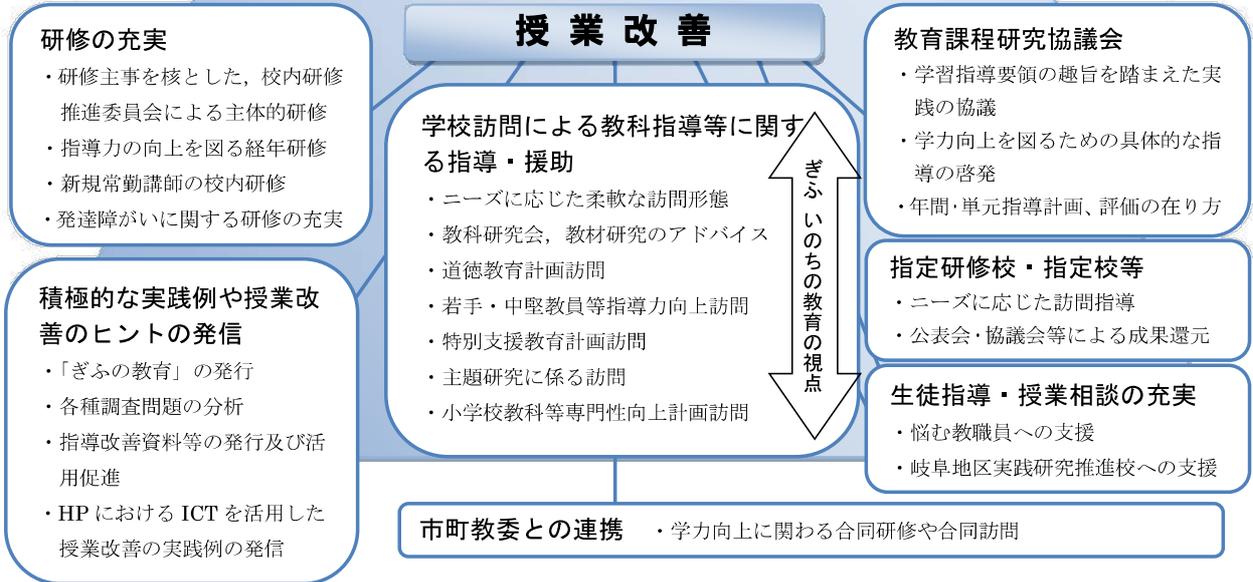
児童生徒が、身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力・判断力・表現力等や学びに向かう力・人間性等を發揮したりして、各教科等の見方・考え方を働かせる授業

**第4次 岐阜県教育振興基本計画を踏まえた県の具体的な施策や指導の方向**

- ・ 確かな学力の育成
- ・ ICT等の効果的な活用による深い学びの推進
- ・ 各教科等の関連を図った指導「学習の基盤となる資質・能力」「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の育成
- ・ 健康な心と体を育む「いのちの教育」



### きめ細かな指導の充実を図る授業づくりの支援



# 令和6年度 学校地域連携係の方針

## 自らに誇りをもちよりよい社会の実現に立ち向かう人の育成

自立力：自己指導能力の育成

創造力：よりよい未来を築く力

共生力：豊かな人間関係の育成

＜自己指導能力＞  
「その時、その場で、どのような行動が適切か、自ら考えて、決めて、実行する能力」

＜よりよい未来を築く力＞  
「自ら願いをもち、人と協力し、よりよい社会の実現に向かう」

＜豊かな人間関係＞  
「学校や地域に居場所があり、絆づくりを深める仲間関係」

### 生徒指導

#### ◎ いじめ等の問題行動への早期で組織的な対応と不登校児童生徒の社会的自立を目指した支援と連携

##### ＜魅力ある学校づくり＞

###### ＜授業における居場所づくり・絆づくり＞

- 学習の規律・規範づくり
- 「分かる」「できる」授業づくり
- 関わり合いを大切にした学級経営や授業（「自己肯定感・自己有用感」の育成）
- 所属感、達成感を高める特別活動

###### ＜安心感と絆を紡いでいく学校づくり＞

- 児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」
- 児童生徒が主体的に取り組み、協働的な活動を通して「絆」を紡ぐ児童会・生徒会活動、ボランティア活動等

##### ＜児童生徒一人一人についての児童生徒理解の深化＞

- SC、S相、SSW等活用した教育相談の一層の充実及び組織的な対応
- 特別な配慮が必要な児童生徒に対する支援

##### ＜全教職員の危機意識・共通理解と組織対応の徹底＞

- 児童生徒の命と人権を守る教職員の決意と保護者や地域、関係機関との連携による丁寧な指導や支援
- いじめ撲滅への決意と学校いじめ防止基本方針に基づく対応
- 問題行動への「報・連・相」徹底と関連機関と連携した対応
- 不登校児童生徒や不安を抱く児童生徒に対する社会的自立を目指した学びの保障と、保護者等と連携した支援

##### ＜自他の生命尊重・倫理観・規範意識の向上＞

- 自他の生命を尊重し他者を思いやる心の育成、情報モラルの育成に関する指導の充実 「ぎふいのちの教育」

##### ＜不登校児童生徒の学習支援＞

- 不登校児童生徒の教育機会の確保
  - ・フリースクール等民間団体との連携体制の整備
  - ・ICT活用による学習支援体制の整備

##### ＜開かれた生徒指導の推進＞

###### ＜学校と家庭・地域社会・関係機関等との連携の一層の強化＞

- 校種間及び家庭、地域社会、関係機関等との連携の積極的推進と継続的な指導の充実
- 地域ぐるみで児童生徒の安全確保や健全育成を図るための役割分担と行動連携の推進（MSJリーダーズ活動等）
- 専門家や関係機関等と連携したいじめ対策組織の構築

###### ＜幼小中義高生徒指導連携強化委員会・家庭教育推進会議＞

- あったかい言葉かけ県民運動
- 居場所と絆づくり交流会
- 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動

### 社会教育

#### ◎ 学校、家庭、地域、関係機関等との「積極的連携の推進」と「家庭教育の推進」

##### ＜家庭の教育力向上＞

～保護者の学びを支援する学習機会の提供～

###### ＜家庭教育学級の推進＞

- 子育てサロン型、在宅取組型の促進
- 「話そう！語ろう！わが家の約束」運動の推進
- 家庭教育学級リーダー研修会の充実

###### ＜企業・事業所と連携した家庭教育支援の推進＞

- 社員研修の場等を活用した企業内家庭教育研修の支援

##### ＜地域の教育力向上＞

～地域全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進～

###### ＜学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的推進＞

- 学校運営協議会と一体的に地域学校協働活動本部の整備を促進し、幅広い地域住民による地域学校協働活動の推進

###### ＜関係団体と連携した社会教育の推進＞

- ぎふ地域学校協働活動センター、社会教育振興協議会等による地域学校協働活動の推進
- 社会教育士・社会教育主事の活躍の促進

##### ＜豊かな心を育む教育の推進＞

###### ＜読書活動の推進＞

- 市町「子どもの読書活動推進計画」推進への支援

###### ＜文化芸術活動の充実＞

- 学校における文化芸術活動の支援
- 文化財や伝統芸能の保存・継承・活用の支援
- 岐阜県青少年美術展（少年部）への出品奨励

確かな学力(求められる資質・能力)の育成  
【重点1】 ICT活用による深い学びの推進

豊かな人間性(地域社会人)の育成  
【重点2】 自他の命と人権を守る教育の推進

### A 計画訪問

#### 学校経営・人事管理訪問

- ・岐阜市は3年間で、岐阜市以外の市町は2年間で全小・中・義学校訪問
- ・各担当者(特別支援教育、生徒指導、教育相談、情報教育)の同行を継続

#### 特別支援教育計画訪問

- ・学校経営・人事管理訪問時に特支教育コーディネーター等との懇談を実施
- ・新規特別支援学級・通級指導教室等訪問を、原則夏季休業前に実施

#### 道徳教育計画訪問

- ・道徳教育徹底指導事業 第15期(R5～R7の3年間)の2年次
- ・「命の尊厳」、「生き方を考える」の2点を視点として協議

#### 小学校教科等専門性向上訪問

- ・第4期 3年計画の1年次
- ・指定グループ
- Aグループ: 社会、体育、生活
- Bグループ: 音楽、図画工作、家庭、総合的な学習の時間
- Cグループ: 理科、外国語活動(外国語)、特別活動(学級活動)
- ・R5に実施を延期した学校も実施

#### 児童生徒支援訪問

指導が必要な児童生徒が在籍する学校を、各種訪問と併せて年1回実施

### B 教育委員会要請訪問

#### ⑤ 主題研究訪問

継続

- ・幼・小・中・義学校へ年2回以内の訪問
- ・学校のニーズに応じ、オンライン・電話等による事前相談を、可能な範囲で実施

#### ⑥ 文科省・県教委指定市町・指定校

- (1) 「指導と評価の一体化」による学習評価の充実・推進事業(県指定 2/3)
  - ・岐阜市立加納小学校、岐阜市立加納中学校
- (2) 新規: 教育における生成AIの利活用に関する実証研究事業
  - ・岐阜市立長良中学校・瑞穂市立穂積中学校
- (3) 道徳教育パワーアップ実践事業
  - ・岐阜市立白山小学校
- (4) NEW! GIFU ウェブラーニング利活用推進校
  - ・瑞穂市立中小学校(県指定 1/3)
- (5) 人権教育総合推進地域事業
  - ・各務原市立川島中学校区
- (6) 英語教育推進事業
- (7) 幼保小の架け橋プログラム 北方町
- (8) ふるさと教育 水と森に学ぶ推進事業
  - ・岐阜市立芥見東小学校

継続  
【変更】  
新規

#### ⑦ 事務所指定研修校(R4～R6)訪問

継続  
【変更】

- 【岐阜市】黒野小、柳津小、岐北中、岐特支
- 【羽島市】竹鼻小、竹鼻中
- 【各務原市】那加第二小、那加中
- 【山県市】高富小、高富中
- 【瑞穂市】牛牧小、穂積中
- 【本巣市】根尾学園、真正中
- 【羽島郡二町】西小、笠松小、笠松中
- 【北方町】北学園

### C その他の訪問

#### ⑧ 若手・中堅教員等指導力向上訪問

継続

- ・A、Bの訪問とは別に1校2回まで可
- ・学校のニーズや状況に応じ、授業に関わる指導案討議や、主事と学ぶ等、内容を工夫して実施可能

#### ⑨ 教科研究会等訪問

継続

- ・市町教科研究会の要請により訪問
- ・原則授業研究会における指導・助

#### ⑩ 事務所事業会場校訪問

継続

- ・経年研修、人権教育教員研修会等校との事前相談、訪問・研修事業
- ・生徒指導関係の研修会の会場校、不登校未然アドバイザー訪問、SSへの同行等

#### ⑪ いじめ・不登校等対策(生徒指導要請)訪問

継続

- ・原則1校1回まで半日で実施
- ・よりよい人間関係を育む学級経営・行動等の未然防止・早期解決に向けた組織的対応の在り方について
- ・いじめ防止対策推進法等に基づいた不登校児童生徒への支援の在り方「SOSの出し方教育」等の実践の共有するニーズに応じた研修会等

生徒一人一人が、自分と他者のかけがえのない命を大切に（『命の尊厳』）、仲間と協働する中で自分らしさを発揮したよりよい生き方（『生き方を考える』）、学校教育の基盤となる二本柱の教育活動です。  
 教育事務所では、各種訪問や研修等を通して、各学校の教育活動を「ぎふいのちの教育」の視点から価値づけるとともに、素晴らしい取り組みしたり、学校間のネットワークを広げたりする支援をしていきます。

『命の尊厳』と『生き方を考える』を視点として振り返ると、教育活動を改善するヒントが見つかります。

**『命の尊厳』の視点**

いじめはどこにでも発生するが教師には見えにくいことを自覚し、小さな兆候でもいじめととらえて、チームで対応する。  
 登校児童生徒の不安を受け止め、気軽に話せる人や安心して活動できる場所を見つけるなど、社会的自立へ向けて支援する。  
 児童生徒の発するSOSを見逃さないために、SOSの出し方や受け止め方を学び、保護者や専門機関と連携して自殺を予防する。  
 児童生徒を虐待や性被害から守るため、気になる兆候があれば素早く組織で対応し、躊躇せず子ども相談センター等へ通報する。  
 アンケートや教育相談を継続させ、児童生徒の変化をとらえる。

**『生き方を考える』の視点**

- 教科等の授業では、児童生徒一人一人が学ぶ喜びを自覚し、仲間と協働しながら資質能力を育む授業改善に取り組む。
- 学級活動や行事への取り組みでは、自分や仲間のよさや個性を尊重し合う温かい人間関係づくりを最優先課題にして取り組む。
- 特別の教科道徳や総合的な学習の時間では、児童生徒が社会や自然に目を向け、夢や憧れを抱きながら自ら課題を見出し、他者と協働して最適解を導き出す体験活動に取り組む。
- 地域や社会の歴史と未来に目を向け、出逢った人の生き方から学び、自らも地域社会人として活躍する志を抱く。

訪問事業を通して、各学校における素晴らしい教育活動を価値付けるとともに、岐阜地区全体へ広めていきます。

**「ぎふいのちの教育」に関わる主な教育活動と各種訪問事業（※数字は重点とする訪問事業の番号）**

【防止・不登校支援の教育】 人間関係づくり 絆づくり	【自殺予防教育】 ◎SOSの出し方・受け止め方教育 ◎性被害から守る予防教育	【健康教育】 ◎健康と命の大切さ、命の誕生 ◎性に関する理解	【心の教育】 ◎生命尊重 ◎生きる喜びを実感する体験
【3511】 い大人への教育相談体制 支援センターの設置 との連携による学習保障	【訪問：2411】 ・SC、養教等との自殺予防TT授業 ・心と体を守る教育 ・性被害・児童虐待防止等の防止	【訪問：458】 ・発達の段階に応じた保健体育授業 ・専門家（医師等）に学ぶ命の授業 ・地域の実態に即した防災教育	【訪問：1367】 ・全教育活動を通じた人権教育 ・多様な生き方への気づきの

1. 岐阜教育事務所
2. 岐阜県総合教育センター
3. 教職員支援機構(nits)
4. 文部科学省(YouTube)



## 令和6年度 学校訪問事業の概要

### 1 趣旨

- (1) 地域が教育力を発揮できるよう、学校間、関係団体、行政等の連携を強化し、総合的に支援する。  
 (2) 市町教育委員会や市町立学校が主体性を発揮できるよう、学校教育指導、教職員人事管理等の学校に関する支援機能を一元化し、専門的な立場から支援する。

### 2 訪問事業

- ・「岐阜教育事務所 指導指針」を踏まえて、下記の訪問を行う。

種別	概要				
	訪問名	対象及び内容	回数	担当部署	頁
A 計画訪問	① 学校経営・人事管理訪問	・学校経営についての指導・助言	岐阜市：3年に1度 岐阜市以外：隔年	学校職員課 教育支援課	9
	② 特別支援教育計画訪問	・新設特別支援学級 ・新設通級指導教室 ・特別支援学級新任 ・①に同行することもあり ※原則夏季休業日まで	1回	教育支援課	15
	③ 道徳教育計画訪問	・第15期（2／3年次）	3年間で中学校区1回	教育支援課	16
	④ 小学校における教科等専門性向上計画訪問	・第4期（1／3年次） ・グループの教科・領域から1つ選択	全小学校・義務教育学校（前期課程）1回	教育支援課	21
B 教育委員会要請訪問	⑤ 主題研究訪問	・市町教育委員会から要請があった幼稚園・幼児園、小学校、中学校、義務教育学校を訪問	2回以内 ※小学校・義務教育学校（前期課程）は④を1回とする ※義務教育学校は前期課程と後期課程それぞれ2回以内 ※⑥⑦に該当する学校は3回以内 ※⑦に該当する学校は研究教科にて1回は実施	教育支援課	24
	⑥ 文部科学省及び県教育委員会指定校訪問	・県教委（義務教育課・特別支援教育課等）や岐阜教育事務所が訪問	2回程度 ※公表会はそのうちの1回とする ※各要項を確認する	県教育委員会及び教育支援課	24 (26)
	⑦ 事務所指定研修校訪問	・岐阜教育事務所指定研修校	指定校の公表会は3年間で1回実施、公表会実施の年度は、事前相談実施可能	教育支援課	24 (29)
C その他	⑧ 若手・中堅教員等指導力向上訪問	・初任者を除く若手教員及び中堅教員等が教科等の指導についての指導や助言を求める場合に訪問 ※中学校に同一教科の教員が複数いない場合や校種の異動直後、免外教科の指導を行っている場合も可 ※希望する内容についての実技講習や教材研究等も可	2回以内 ※⑤とは別 ※義務教育学校は前期課程と後期課程それぞれ2回以内	教育支援課	30
	⑨ 教科研究会等訪問	・市町教科研の要請により訪問（授業公開を原則）	2回以内	教育支援課	—
	⑩ 事務所事業会場校訪問	・初任者研修、人権教育教員研修会の会場校等 ※指導案等の事前相談可（Web会議への拡充）	必要に応じて	教育支援課	—
	⑪ いじめ・不登校等対策訪問（生徒指導要請訪問）	・教職員の生徒指導力の向上を図るための訪問 ・積極的な生徒指導及び学校体制等に係る指導・助言	1回以内	教育支援課 (地域連携係)	32

※「外国人児童生徒支援訪問」は、④⑤⑧の訪問に併せて実施する。

## 令和6年度 計画訪問予定一覧表

①学校経営・人事管理訪問		②新設特別 支援学級等訪問	月	③道徳教育 計画訪問	④小学校教科等専門 性向上計画訪問 (第4期1/3)
岐阜市	岐阜市外			中学校区	
<p>&lt;岐阜市&gt;</p> <p>明郷小 日野小 長良小 島小 加納小 常磐小 黒野小 鏡島小 且格小 芥見小 合渡小 三輪南小 網代小 長森西小 芥見東小 岩野田北小 岐阜清流中 岐阜中央中 梅林中 陽南中 藍川東中 岐阜西中 草潤中</p>	<p>&lt;羽島市&gt;</p> <p>足近小 小熊小 正木小 中央小 羽島中 中島中 桑原学園</p> <p>&lt;各務原市&gt;</p> <p>那加第一小 那加第二小 尾崎小 川島小 鶉沼第三小 緑苑小 陵南小 蘇原第一小 中央小 桜丘中 川島中 中央中</p> <p>&lt;山県市&gt;</p> <p>高富小 富岡小 梅原小 伊自良南小 高富中 美山中</p> <p>&lt;瑞穂市&gt;</p> <p>穂積小 本田小 牛牧小 生津小 穂積中 巢南中</p> <p>&lt;本巣市&gt;</p> <p>外山小 弾正小 真桑小 本巣中 糸貫中 根尾学園</p> <p>&lt;羽島郡二町&gt;</p> <p>東小 西小 北小 岐南中</p> <p>&lt;北方町&gt;</p> <p>南学園</p>	<p>【特別支援学級】</p> <p>・方県小 ・岩小 ・小熊小 ・堀津小 ・藍川中 ・中島中</p> <p>【通級指導教室】</p> <p>・常磐小 ・鏡島小 ・長良東小 ・羽島中 ・稲羽中 ・巢南中</p>	5		<p>【Aグループ】</p> <p>・社会科 ・体育科 ・生活科 から選択</p> <p>【Bグループ】</p> <p>・音楽科 ・図画工作科 ・家庭科 ・総合的な学習 の時間 から選択</p> <p>【Cグループ】</p> <p>・理科 ・外国語活動・ 外国語 ・特別活動 (学級活動) から選択</p>
			6	岐阜中央中学校区 (岐阜小・明郷小)	
			7	美山中学校区 (美山小・いわ桜小)	
			9	加納中学校区 (茜部小・加納小)	
			10	根尾学園	
			10	北学園	
			10	藍川中学校区 (芥見小・岩小)	
			10	竹鼻中学校区 (竹鼻小・福寿小)	
			10	鶉沼中学校区 (鶉沼第一小・各務小・八木山小)	
			11	厚見中学校区 (厚見小)	
			11	藍川東中学校区 (芥見東小)	
			11	中島中学校区 (中島小・堀津小)	
11	巢南中学校区 (西小・南小・中小)				
11	糸貫中学校区 (席田小・一色小・土貴野小)				
12	青山中学校区 (鷺山小・常磐小)				
12	長良中学校区 (長良西小)				
12	稲羽中学校区 (稲羽西小・稲羽東小)				
12	笠松中学校区 (松枝小・下羽栗小・笠松小)				
1					
2					

# 令和6年度 学校経営・人事管理訪問要項

## 1 目的

- ・学校の管理運営の実態と教育活動推進の現状を把握し、成果と課題及び課題解決に向けての具体的な取組等、学校の教育目標の具現に徹する学校経営について指導・助言を行う。

## 2 内容

- (1) 校長の明確な経営ビジョンのもと、全教職員による組織的で活力ある学校経営の具現状況
  - ・教職員一人一人が自らの分掌で校長の学校経営方針を具現できるよう、教頭・主任層による明快な方向性・具体策等の提示
  - ・本年度の学校課題を明確にし、児童生徒、地域の特色を踏まえた学校経営の方針と重点の策定及び進捗状況
  - ・確かな学力育成のための指導、主体的・対話的で深い学びの実現に向けての取組
  - ・「チーム学校」としての体制整備と組織機能の強化への取組、組織マネジメントと若手職員及びミドルリーダー層の育成
  - ・多忙化解消と勤務の適正化、時間外勤務の把握、ハラスメント対策など、職場環境の改善に向けた具体的な取組とその成果
  - ・教育方針や学校評価の公表など開かれた学校づくりの推進等
- (2) 児童生徒の安全確保のための危機管理体制の確立状況
  - ・いじめ等生徒指導に関する諸問題への組織的な対応状況
  - ・危機管理意識に立った学校内外の環境整備
  - ・家庭・地域・関係諸機関等との連携強化
  - ・外国人児童生徒への指導体制や組織的な対応状況
- (3) 教職員の資質や指導力の向上に対する取組状況
  - ・面談を生かした教職員へのキャリアアップのための指導
  - ・授業研究や校内研修の運営及び内容の改善
  - ・管理職による教職員の心身の健康状態の把握と健康維持のための取組
- (4) 服務規律等に対する徹底状況
  - ・服務規律の徹底及び不祥事根絶に関わり、全教職員が個と組織の両面から高いコンプライアンス意識をもって日々実践に向かうことによる、学校の信頼の構築
  - ・「適正、正確、迅速」な人事管理及び学校事務の遂行

## 3 訪問者

- ・学校職員課長 ・学校職員課課長補佐 ・学校職員課管理調整係
- ・教育支援課課長補佐等

## 4 方法

- (1) 管内の全ての小・中・義務教育学校(岐阜特別支援学校を含む)を原則として隔年に訪問する。  
ただし、岐阜市立小・中・特別支援学校については、3年に1度の訪問とする。
- (2) 市町教育委員会より、訪問の要請がある場合は年度当初の訪問計画によらず訪問を行う。
- (3) 市町教育委員会の課長、担当指導主事等が同行する。
- (4) 管理職及び主任層・初任者等との懇談、授業参観を通して指導・助言をする。

(※) 3 授業参観を参照のこと

**【基本的な日程…授業参観（1～2時間）を含め 3～4時間】**

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談  
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①
- ↓
- 3 授業参観
- ↓
- 4 校長等との懇談②・公簿点検②・初任者がいる場合は初任者との懇談
- ↓
- 7 指導・助言

**【生徒指導同行日程…教育支援課生徒指導担当が同行する場合】**

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談  
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①・5 生徒指導関係懇談①
- ↓
- 3 授業参観
- ↓
- 4 校長等との懇談②・公簿点検②・5 生徒指導関係懇談②・初任者がいる場合は初任者との懇談
- ↓
- 7 指導・助言

**【特別支援同行日程…教育支援課特別支援教育担当が同行する場合】**

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談  
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①・6 特支関係懇談①
- ↓
- 3 授業参観
- ↓
- 4 校長等との懇談②・公簿点検②・6 特支関係懇談②・初任者がいる場合は初任者との懇談
- ↓
- 7 指導・助言

**【生指特支同行日程…教育支援課生徒指導担当及び特別支援教育担当が同行する場合】**

- 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談  
↓（校長のみ説明10分、質疑応答の時間を10分以上確保願います。）
- 2 校長等との懇談①・公簿点検①・5 生徒指導関係懇談①・6 特支関係懇談①
- ↓
- 3 授業参観
- ↓
- 4 校長等との懇談②・公簿点検②・5 生徒指導関係懇談②・6 特支関係懇談②  
・初任者がいる場合は初任者との懇談
- ↓
- 7 指導・助言

## 1 校長・副校長、教頭、主幹教諭・指導教諭、教務主任、生徒指導主事との懇談

(1)学校経営ビジョンの説明(校長のみ 時間は全体の訪問時間から学校が決定する。)

・「学校経営の方針と重点」を基に説明する。

(2)次のテーマについての質疑応答(時間は全体の訪問時間から学校が決定する。)

- ・学校課題の捉えとそれに対する取組
- ・人材育成、校内研修の計画と取組内容
- ・不祥事根絶のための取組
- ・危機管理体制の確立状況
- ・労務管理のために実践している具体的な取組内容
- ・特別支援教育推進にかかわる校内支援体制の確立状況
- ・いのちの教育や不登校・いじめ等の未然防止とその対策に係る取組
- ・確かな学力の育成に向けた授業改善において実践している具体
- ・ICT機器を活用した取組の具体
- ・学校職員課からの質問について、教頭等は端的に説明すること。
- ・説明に必要と思われる既存の書類等(根拠資料)を準備してもよい。

## 2 および 4 校長等との懇談①②・公簿点検①②

(1)校長との懇談①②

○職員調書及び人事に関する補助資料に基づいて、教職員一人一人の勤務状況等を説明する。

- ・職員構成、初任者、交流・派遣教員、講師等の情報
- ・人事異動ビジョン(全ての教職員に関わる生涯設計)

<広域、へき地小規模校派遣、研修校・実習校等候補者、育児等休業中の教職員の復帰に関する情報等を含む>

(2)公簿点検①②

○公簿の点検を通して適正な帳簿処理及び管理、活用の状況を把握し指導・助言する。

【必ず準備するもの】…机上に並べて準備する

○学校教育法施行規則 第28条関係、第4条関係 ○入学通知書

(指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿)

○卒業者名簿 ○転出入名簿

○不祥事根絶に係る取組(アンケートや研修等の実施状況等)が分かるもの

○危機管理マニュアル

○教職員の時間外勤務時間記録簿、検証記録簿、最終退校記録または、それに準ずるもの

○外部記憶装置管理簿(持ち出し許可簿)

○加配教員の位置付け・効果が分かる書類、時間割、非常勤講師の勤務実績簿

○前年度の学年、学級会計簿

※デジタルデータで管理しているものでも、点検作業の効率を上げるため、できる限り印字して準備願います。

【当日に閲覧・点検を求める場合のあるもの】…求められた場合、速やかに提示する。

○その他①

- ・非常災害対策に関する規定、前年度・今年度の各種会計簿(教材購入、生徒会・児童会、修学旅行、給食費徴収簿等)

○その他②

- ・<生徒指導関係> … 学校いじめ防止基本方針(1部)、生徒指導上の問題行動及び不登校等に係る月別報告書等の記録文書の原本(印刷する必要はない)
- ・<特別支援教育関係>… 個別の教育支援計画、個別の指導計画、交流及び共同学習の計画、特別支援学級教育課程等個表、通級による指導実施計画、判定書、同意書

※教育支援課 学校地域連携係・特別支援教育担当が同行する場合、**5**・**6**を参照のこと。

※学校職員課管理調整係が同行する際には、次の公簿も準備すること。

・手当・旅費関係、給与簿、出張伺い・旅行命令書、年次休暇簿、等

(デジタルデータで管理しているものでも、点検作業の効率を上げるため、できる限り印字して準備願います。)

### **3** 授業参観

○授業参観・保健室・特別教室・職員室等の参観を通して指導・助言する。

・原則、全職員の授業を参観するが、学校事情により、全職員の授業公開が困難な場合に限り、校長の人事異動ビジョン等に基付き、参観学級を選定し、参観順を決める。

・公開授業について、参観順、授業者名が記された資料を準備する。指導案は求めないが、各学校において、職員の資質向上に資する資料を作成する。(例 参照)

・初任者の実施する授業の参観は必ず位置付け、授業参観後に10分程度の懇談をもつ。

①教諭、講師、県費会計年度任用非常勤講師

- ・児童生徒との信頼関係、指導力、専門性、使命感、教育的情熱、研修意欲等
- ・児童生徒教、教室経営等の学習環境、空き教室の活用、備品や薬品の保管状況

②養護教諭、養護助教諭

- ・学校保健に関する経営状況
- ・保健室の管理状況(薬品管理等)

③栄養教諭、学校栄養職員、臨時技師

- ・食に関する管理及び指導の状況

④事務職員、臨時主事

- ・学校経営への参画、学校事務の経営状況
- ・施設設備の整備、活用、安全管理

⑤教育事務所 学校地域連携係担当は、授業及び休み時間に児童生徒の様子を参観する。

### **5** 生徒指導関係懇談

(1)懇談の持ち方

- ・生徒指導主事は、教育支援課学校地域連携係担当と、生徒指導上の諸問題及びその対応について懇談をもつ。この際、「学校いじめ防止基本方針」(1部)を準備しておくこと。

(2)懇談の内容

- ・生徒指導上の諸問題(いじめ・不登校・問題行動等)の状況について
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組について

(3)懇談の時間

- ・公簿点検①及び公簿点検②の時間帯に行う。

### **6** 特別支援教育関係懇談

(1)懇談の持ち方

- ・特別支援教育コーディネーターは、教育支援課特別支援教育担当と、特別支援教育の推進について懇談をもつ。この際、特別支援教育関係書類を準備しておくこと。
- ・希望がある場合、特別支援学級担任、通級指導教室担当は、教育支援課特別支援教育担当と、具体的な指導とその対応について懇談をもつことができる。
- ・新設特別支援学級等訪問と重ねて行ってもよい。

(2)懇談の内容

- ・校内委員会(特別支援教育推進に関する委員会)を中心とする校内支援体制の整備状況

- ・個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した通常の学級及び特別支援学級の児童生徒への指導について、関係諸機関との連携や交流及び共同学習の推進状況
- ・指導教諭等との連携
- ・特別支援教育に関わる教職員の研修計画

(3)懇談の時間

- ・公簿点検①及び公簿点検②の時間帯に行う。

## 5 その他

- (1) 資料は、市町教育委員会を通じて学校職員課へ、訪問日の3日前までに提出

※部数はその都度指示

※①日程

②学校経営の方針と重点

③教室配置図(保健室、理科室を含む)

④授業参観資料(参観順) ※様式は各市町教育委員会による。(例 参照)

- (2) 校長からの人事に関する補助資料は、訪問当日3部(教育事務所用)準備

- (3) 日程について

・訪問は日程案に示した時間程度で、授業参観を位置付ける場合は1～2コマとする。

※授業参観順等が記された資料に基付き参観するが、各教室を適宜参観する場合もある。

・特別支援教育関係の懇談がある場合は、特別支援学級、通級指導教室の授業公開を位置付ける。

なお、特別支援教育コーディネーターとの懇談は、全体の「指導・助言」までには終了する。

・校長等との懇談と公簿点検の場所は別にする。

- (4)職員調書について

4月に事務所へ提出した職員調書と違いがある場合のみ、人事懇談でその詳細を説明する。また、職員が増員となった場合は、その職員分のみ記載された調書を当日提出する。それ以外は、準備不要。

- (5)注意事項

学校が準備する資料は、A4白黒印刷(カラー刷り、インデックスや製本テープ、色紙はNG)

【資料例】

公開授業資料

〇〇小学校

※本時の子供の学習活動が明確な略案例（※活動の明確化、発問の明文化等）

順	職名	名前	年齢	免許	校務分掌	学級担任	公開授業
1	教諭	藪田 太郎	35	小1 中国1	人権教育主任	1年1組	1年1組
	国語 【うみのかくれんぼ 4/8】 □思考・判断・表現						
2	講師	清流 蒼	24	小1 中英1	体育主任	6年所属	5年1組
	外国語活動 【Welcome to Japan. 2/5】 □思考・判断・表現						

## 特別支援教育計画訪問実施要項

### 1 目的

小・中・義務教育学校における特別支援教育推進上の課題について支援を行い、特別支援教育の充実を図る。そのため、「小・中・義務教育学校訪問」と「新設特別支援学級等訪問」（新設通級指導教室含む）を実施する。

### 2 「小・中・義務教育学校訪問」（「学校経営・人事管理訪問」の同行）について

#### (1) 内容

##### ①授業参観

・特別支援学級、通級指導教室、障がいのある児童生徒の在籍する通常の学級の授業参観

##### ②特別支援教育コーディネーターとの懇談

・特別支援教育推進状況の把握、体制充実のための指導・助言

##### ③諸帳簿の点検

・特別支援教育にかかわる諸帳簿の作成・管理・活用状況の把握、指導・助言

##### ④管理職への指導・助言

#### (2) 対象

・特別支援学級または通級指導教室がある学校

#### (3) 日程調整等

##### ①訪問日

・学校経営・人事管理訪問と同一日に、管内の小・中・義務教育学校を、可能な限り訪問する。

##### ②その他

・訪問実施、日程調整、資料等については、「学校経営・人事管理訪問要項」を参照すること。

・授業参観の形態は、①全学級参観、②特別支援学級等参観、③支援を必要とする児童生徒の参観のいずれかとし、学校のニーズに応じる。（当日に、担当主事と確認する。）

### 3 「新設特別支援学級等訪問（新設通級指導教室を含む）」について

#### (1) 内容

##### ①授業参観（新設特別支援学級または新設通級指導教室の授業参観）

##### ②新設特別支援学級の担任や新設通級指導教室の担当者と懇談

##### ③特別支援教育コーディネーターとの懇談及び諸帳簿の点検

・特別支援教育推進、体制整備、諸帳簿の作成・管理・活用の状況把握と指導・助言

##### ④管理職への指導・助言

#### (2) 対象

・新設特別支援学級がある学校

・新設通級指導教室がある学校

・初めて特別支援学級を担任、または通級指導教室を担当する教員がいる学校で、希望する場合

#### (3) 日程調整等

##### ①訪問日

・教育事務所と市町教育委員会と学校が調整して、原則として、夏季休業日前までに実施する。

##### ②訪問日程

・日程は原則、2単位時間とし、学校の日課を考慮して検討する。

※複数の学級、教室がある場合は、日程相談可とする。

#### (4) 資料等準備する物（当日）

##### ①特別支援学級

指導案（略案可）

個別の指導計画（作成中のもので可）

個別の教育支援計画（作成中のもので可）

特別支援学級教育課程等個表（様式1または様式2）

##### ②通級指導教室

指導案（略案可）

個別の教育支援計画（作成中のもので可）

通級による指導実施計画（様式3）

個別の指導計画（作成中のもので可）

##### ③特別支援教育コーディネーター

特別支援教育全体計画

個別の教育支援計画（作成中のもので可）

校内委員会年間計画等の資料

個別の指導計画（作成中のもので可）

※「資料等準備する物」は、新設の特別支援学級・通級指導教室分について準備すること。特別支援教育コーディネーターは、懇談で使用する個別の教育支援計画、個別の指導計画を準備すること。

## 「道徳教育計画訪問」実施要項

### 1 第15期の道徳教育徹底指導事業「道徳教育計画訪問」の趣旨

温かい人間関係を育む学級経営の中で、「特別の教科 道徳」を要として、学校の教育活動全体を通じて意図的・計画的・発展的な道徳教育を推進するとともに、主体的に生き方についての考えを深める「特別の教科 道徳」の授業の充実を図るため、道徳教育計画訪問を実施する。

### 2 「道徳教育計画訪問」の重点

道徳教育の目標、重点内容項目及び育てたい資質・能力を中学校区で共有する。

- ・義務教育9年間の成長を見通した意図的・計画的・発展的な道徳教育の推進
- ・道徳科を要とした道徳教育の充実

### 3 訪問の内容（令和6年度は、第15期の2／3年次）

#### （1）学校

学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 推進体制の整備</li> <li>○ 指導計画の整備                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全体計画</li> <li>・「特別の教科 道徳」の年間指導計画等（※教科用図書の活用）</li> </ul> </li> </ul>
意図的・計画的・発展的な道徳教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区における育てたい資質・能力の共有</li> <li>・温かい人間関係を基盤とした学級経営の充実</li> <li>・他の教育活動との関連を図りながら学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進</li> </ul>
「特別の教科 道徳」の授業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ねらいの明確化</li> <li>・話合いの工夫</li> <li>・生き方についての考えを深める多様な指導方法の工夫</li> <li>・評価の工夫</li> </ul>

#### （2）市町教育委員会

- ・市町教育委員会の道徳教育推進施策の充実（3年間の推進計画）
- ・道徳教育推進施策の具現状況の把握と方向性の検討

### 4 訪問の方法

- ・岐阜教育事務所の指導主事が、3か年計画で、岐阜地区管内の全ての中学校区を訪問する。義務教育学校は3か年に1回の訪問とする。

## 5 訪問の日程

### (1) 共通事項

- ・訪問日は、岐阜教育事務所の計画に沿って、市町教育委員会と協議の上、調整し決定する。
- ・訪問の日程は、午後半日を基本とし、次の内容を入れることを原則とする。

道徳教育推進教師との懇談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本日の会のもち方について</li> <li>・授業研究会の視点、協議会の項目、本日までの経緯の概要について</li> </ul>
特別公開授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重点とする内容項目の具現に関連の深い「特別の教科 道徳」の授業の公開</li> </ul>
授業研究会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業研究</li> <li>・岐阜教育事務所からの指導・助言</li> </ul>
9年間を見通した道徳教育についての協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校区や学校における重点とする内容項目、道徳教育の推進状況、推進体制、指導計画等について</li> <li>・中学校区や学校における「特別の教科 道徳」の在り方について</li> <li>・岐阜教育事務所からの指導・助言</li> </ul>

### (2) 日程例

Aタイプ	Bタイプ
<b>懇談及び協議会（50分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該中学校区の管理職 各校1名</li> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>	<b>懇談（10分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>
<b>特別公開授業</b>	
<b>授業研究会（50分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場校の校長、教員等</li> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>	<b>協議会（40分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該中学校区の管理職 各校1名</li> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>
	<b>授業研究会（50分間）</b> 〈参加者〉 <ul style="list-style-type: none"> <li>・会場校の校長、教員等</li> <li>・当該中学校区の道徳教育推進教師 各校1名</li> <li>・当該市町教育委員会担当者</li> <li>・岐阜教育事務所担当者</li> </ul>

※ 上記以外の参加者は、当該中学校区の判断により決定する。（授業研究会に当該中学校区の校長、教員等が参加することも可能。）

※ Bタイプにおいて、協議会と授業研究会の日程を入れ替えてもよい。

※ 懇談及び協議会の進行は、岐阜教育事務所の指導主事が行う。

※ 開始時刻や協議会の時間等は、当該中学校区の判断により決定する。（上記の時間を目安とする。）

## 6 事前提出物（会場校のみ）

- ・会場校は、次の①～④を市町教育委員会へ3部提出する。
- ・市町教育委員会は、各市町における「道徳教育推進計画」等を別添の上（綴じ込まなくてよい）、1週間前までに岐阜教育事務所へ2部提出する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 道徳教育の全体計画</li><li>② 「特別の教科 道徳」の年間指導計画等 ※特別支援学級を含む全学年分<ul style="list-style-type: none"><li>・新たに追加された内容項目を含め、学習指導要領に示された内容項目で作成されたもの</li><li>・別葉など、「特別の教科 道徳」と他の教育活動との関連が分かるもの</li></ul></li><li>③ 特別公開授業の学習指導案<ul style="list-style-type: none"><li>・主題構成表、本時の展開、「特別の教科 道徳」の授業と他の教育活動との関連を位置付けたもの</li></ul></li><li>④ 協議会資料（別紙様式）「道徳教育計画訪問」協議会内容<ul style="list-style-type: none"><li>・（別紙様式）に、当該中学校区の各学校が記入し、会場校が取りまとめたもの</li></ul></li></ul> |
|--|

## 7 当日提出物

- ・会場校以外の学校は、「6 事前提出物」にある①②を、協議会の参加人数分+1部持参する。
- ・会場校は、「6 事前提出物」の①～④を、協議会の参加人数分（市町教育委員会担当者、岐阜教育事務所担当者分を除く）準備し、配付する。

## 8 協議会について

- ・次の①～⑥より、当該中学校区で、協議したい項目を選択する。
- ・協議会では、特別公開授業の授業研究に偏ることなく、9年間を見通した、中学校区や学校における道徳教育、要としての「特別の教科 道徳」について協議する。その際、「岐阜教育事務所【ぎふ いのちの教育】」の二本柱『命の尊厳』『生き方を考える』の視点から協議する。

『命の尊厳』及び『生き方を考える』を視点として、以下のうちいずれか1点について協議する。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 各学校の児童生徒の道徳性と、義務教育9年間で目指す児童生徒の姿</li><li>② 中学校区や各学校の道徳教育の目標と重点とする教育活動</li><li>③ 「特別の教科 道徳」と他の教育活動との関連</li><li>④ 年間指導計画、別葉等の活用の仕方</li><li>⑤ 「考え、議論する道徳」に向けた「特別の教科 道徳」の指導の工夫</li><li>⑥ 「特別の教科 道徳」の評価の仕方</li></ul> |
|--|

## 「道徳教育計画訪問」協議会内容

### 1 協議する項目（「道徳教育計画訪問」実施要項「8 協議会について」の①～⑥より選択）

「命の尊厳」及び「生き方を考える」の視点から、	について協議する。
-------------------------	-----------

### 2 「命の尊厳」及び「生き方を考える」の視点から、「1 協議する項目」についての、各学校の取組状況及び課題点

〇〇中学校	□□小学校	△△小学校

※ 学校数が多い場合は、枠を追加してください。

※ 選択しなかった項目についての記載、及び参考資料等の添付は不要です。

# 令和5～7年度(第15期) 道徳教育計画訪問予定一覧表

太字が第14期の会場校

	令和5年度(1/3)	実施月	令和6年度(2/3)	実施月	令和7年度(3/3)	実施月
岐阜市	<b>岐阜清流中学校区</b> (則武小・早田小)	6	<b>岐阜中央中学校区</b> (岐阜小・明郷小)	6	<b>本荘中学校区</b> (徹明さくら小・本荘小・草潤中)	6
	梅林中学校区 (梅林小・白山小・華陽小)	6	加納中学校区 (齋部小・加納小)	7	長森中学校区 (長森北小・長森西小・長森東小・日野小)	7
	島中学校区 (城西小・島小・木田小)	9			岩野田中学校区 (岩野田小・岩野田北小)	9
	精華中学校区 (市橋小・鏡島小)	10	藍川中学校区 (芥見小・岩小)	10	三輪中学校区 (三輪南小・三輪北小)	10
	岐北中学校区 (方果小・西郷小・黒野小・網代小)	10	<b>厚見中学校区</b> (厚見小)	11	<b>東長良中学校区</b> (長良小・長良東小)	10
	陽南中学校区 (加納西小・三里小)	11	藍川東中学校区 (芥見東小)	11	<b>岐阜西中学校区</b> (七郷小・合渡小)	11
	<b>藍川北中学校区</b> (藍川小)	11	青山中学校区(鷺山小・常磐小)	12	<b>境川中学校区</b> (且格小・鶉小・柳津小)	12
	長森南中学校区 (長森南小)	12	長良中学校区(長良西小)	12		
羽島市	羽島中学校区 (正木小・小熊小・足近小)	9	竹鼻中学校区 (竹鼻小・福寿小)	10	中央中学校区 (中央小)	7
			中島中学校区 (中島小・壺津小)	11	桑原学園 (R4後期課程)	11
各務原市	桜丘中学校区 (那加第二小・尾崎小)	7	稲羽中学校区 (稲羽西小・稲羽東小)	12	那加中学校区 (那加第一小・那加第三小)	6
	蘇原中学校区 (蘇原第一小・蘇原第二小)	11	<b>鶯沼中学校区</b> (鶯沼第一小・各務小・八木山小)	10	<b>緑陽中学校区</b> (鶯沼第三小・緑苑小)	11
					川島中学校区 (川島小)	12
					中央中学校区 (中央小・鶯沼第二小・陵南小)	12
山県市	伊自良中学校区 (伊自良北小・伊自良南小)	10	美山中学校区 (美山小・いわ桜小)	6	高富中学校区 (高富小・富岡小・梅原小・大桑小・桜尾小)	12
瑞穂市	穂積中学校区 (穂積小・牛牧小)	11	巢南中学校区 (西小・南小・中小)	11	穂積北中学校区 (生津小・本田小)	9
本巣市	本巣中学校区 (本巣小・外山小)	12	根尾学園校区 (R3根尾小)	7	真正中学校区 (真桑小・弾正小)	6
			<b>糸貫中学校区</b> (席田小・一色小・土貴野小)	11		
二町			笠松中学校区 (松枝小・下羽栗小・笠松小)	12	岐南中学校区 (北小・東小・西小)	10
北方	南学園 (R2北方南小)	7	北学園	9		

# 令和6年度～令和8年度 小学校における教科等専門性向上計画訪問実施要項

## 1 「小学校における教科等専門性向上計画訪問」の趣旨

児童が学校で過ごす日々（教育課程）には、各教科・領域の授業がバランスよく配置され、総じて「生きる力」が育まれている。ゆえに、それらの日々を担う小学校教員には、各教科・領域の指導について、等しく「指導力の充実」が求められる。

一方、岐阜地区における「教育委員会要請訪問」（主題研究）における、小学校からの「社会科、理科、生活科、音楽科、図画工作科、家庭科、体育科」の要請は極めて少ない。また、これらの教科の指導について研修する機会は、教育課程講習会や小学校教科指導講習会に限られており、授業研究については市町教科研における授業研究会のみである。

このような岐阜地区の現状を鑑み、各小学校・義務教育学校（前期課程）における各教科等の研修を充実させ、児童にとって学校で過ごす「毎日の授業」を一層魅力的で学びがいのあるものとするために、本訪問を実施する。

## 2 目的

◎小学校・義務教育学校（前期課程）における、各教科・領域（ただし、国語科、算数科、道徳科以外）の専門性を高め、指導力の向上を図る。

## 3 対象校及び教科

・全小学校・義務教育学校（前期課程）（令和6年度は、第4期 1/3年次）

※「教育委員会要請訪問（主題研究訪問）」のうちの1枠を充てる。

・同一中学校区内の小学校をA～Cの3つのグループに分け、各年度の取組教科・領域を指定する。

【Aグループ】…社会科、体育科、生活科

【Bグループ】…音楽科、図画工作科、家庭科、総合的な学習の時間

【Cグループ】…理科、外国語・外国語活動、特別活動（学級活動のみ） ※原則外国語活動は小3から

※ 令和5年度に延期の学校は、令和6年度または令和5年度のグループの教科・領域から1つ選択する。

## 4 内容及び方法

○公開授業及び全校研修会を実施する。

・公開授業教科等及び訪問日は、1年ごとに、岐阜教育事務所が市町教育委員会と協議・調整の上、決定する。

※原則として、第3期の3年間で研修していない教科を選択する。

※校長の指導の下、校内研修を充実させるため、指定グループ以外の教科・領域を希望する場合は、その意図や計画について、市町教育委員会を通じて「学校訪問希望計画書」提出前に連絡する。

※決定した訪問日及び実施教科・領域は、市町教育委員会を経て通知する。

## 5 日程

○原則として午後半日とする。

・各小学校・義務教育学校（前期課程）は、「訪問案内」をもとに、担当指導主事と研修会のもち方について事前に相談することができる。

※少人数で実施する場合は、必ず校内で、伝達講習を実施する。

※小・中合同の研修会を実施するなどして、より多くの教員が広く学ぶことができるよう配慮する。

## 6 資料等

○訪問案内〔様式2-1〕：市町教育委員会を通じて前月の20日までに電子媒体にて提出する。

○指導案（略案可）：市町教育委員会を通じて1週間前までに電子媒体にて提出する。

※研修会で学び合いたい内容や疑問点等がまとめられた資料がある場合は、学校訪問案内または指導（略）案とともに提出する。

○研修会の座席表：指導案（略案可）とともに市町教育委員会を通じて1週間前までに電子媒体にて提出する。

令和6年度 小学校における教科等専門性向上計画訪問指定教科・領域別一覧

	A 社会・体育・生活	B 音楽・図画工作・家庭・総合	C 理科・外国語・外国語活動・特活
岐阜市	岐阜小 徹明さくら小 梅林小 茜部小 長森西小 木田小 岩野田小 市橋小 芥見小 方県小 鷺山小 加納西小 七郷小 長森南小 且格小	則武小 本荘小 白山小 加納小 日野小 長良西小 城西小 岩野田北小 鏡島小 三輪南小 西郷小 常磐小 芥見東小 長良東小 柳津小	早田小 明郷小 華陽小 長森北小 長森東小 島小 岩小 三輪北小 黒野小 網代小 厚見小 三里小 合渡小 藍川小 長良小 鶉小
羽島市	正木小 中央小 堀津小	足近小 竹鼻小 中島小	小熊小 福寿小 桑原学園
各務原市	那加第三小 稲羽西小 鵜沼第一小 鵜沼第三小 蘇原第二小 鵜沼第二小	那加第二小 稲羽東小 八木山小 緑苑小 陵南小	那加第一小 尾崎小 川島小 各務小 蘇原第一小 中央小
山県市	梅原小 伊自良北小 美山小	高富小 大桑小 いづ桜小	富岡小 桜尾小 伊自良南小
瑞穂市	穂積小 西小	牛牧小 本田小 南小	生津小 中小
本巣市	弾正小 一色小	本巣小 土貴野小 根尾学園	外山小 真桑小 席田小
羽島郡二町	東小 下羽栗小	北小 笠松小	西小 松枝小
北方町		南学園	北学園

## 令和6年度 外国人児童生徒支援訪問 実施要項

### 1 目的

近年、本県においても、外国にルーツをもつ児童生徒の集住化と散在化が同時に進行するとともに、児童生徒の生活・学習背景も多様化してきている。そうした中、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において、児童生徒一人一人の適応状況に応じた計画的な適応指導や日本語指導の実施が求められている。そこで、外国人児童生徒一人一人の将来の展望を見据え、学校生活への適応指導や日本語指導、さらには学習指導や進路指導等を充実したり、現在学校が抱える困り感を解消したりするために「外国人児童生徒支援訪問」を実施する。

### 2 対象校及び回数、訪問期日

- ・令和6年5月1日現在、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校を対象に、教育支援課が行う各種訪問（小学校における教科等専門性向上計画訪問、主題研究訪問、若手・中堅教員等指導力向上訪問等）と併せて年1回実施する。
- ・訪問期日は、各種訪問予定日が決定し次第、市町教育委員会を通して、当該校に連絡するものとする。

### 3 訪問者

- ・教育支援課学校教育係担当者（各種訪問と併せて実施するため、当該訪問における派遣主事）
- ※日本語指導の加配教員（常勤及び非常勤）が配置されている学校においては、外国人児童生徒担当主事が同行する場合もある。

### 4 内容及び訪問日程

- ・外国人児童生徒教育担当者または管理職との懇談及び教育事務所からの指導助言（10分程度）（「別室での指導」など、特別の教育課程に基づく指導を行っている場合は、特別の教育課程の編成・実施状況について懇談する。）
- ・教育支援課が行う各種訪問と併せて実施する場合は、授業公開や授業研究会の前後に、本訪問内容を位置付けるものとする。

### 5 訪問に関わる資料

- ・特別の教育課程編成・実施計画（「特別の教育課程」実施校）
- ・個別の指導計画（日本語指導が必要な児童生徒について、個別の指導計画を作成している場合）
- ・「外国人児童生徒支援訪問 記録用紙」

# 令和6年度 教育委員会要請訪問実施要項

## 1 趣旨

第4次岐阜県教育振興基本計画において、これからの時代に求められる資質・能力の育成として、基礎となる学力を育成することが目標の一つに挙げられている。基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とそれらを活用する思考力・判断力・表現力の育成とともに、児童生徒一人一人に対応した指導の充実、学習への関心・意欲の向上等が求められている。

また、経験年数の少ない教職員の増加に伴い、教職員の教科指導力、学級経営力等の育成は各幼稚(児)園、小・中・義務教育学校において喫緊の課題となっている。全校研究会等の校内研修の場は、これまでも若手教員を含めた教職員の実践的指導力の育成において重要な役割を果たしてきた。

こうした現状を鑑み、一人一人が確かな学力を身に付け、全教職員の実践的指導力向上を図るために、教育委員会要請訪問(主題研究訪問、文部科学省及び県教育委員会指定校訪問及び事務所指定研修校訪問)を実施する。

## 2 目的及び重点

各市町教育委員会の要請に基づき、小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園を訪問し、岐阜県・各市町教育委員会の学校教育の方針と重点の具現を図り、一人一人に確実に力が身に付くようにする。その際、以下の4点を重点として支援する。

- ・学習指導要領、幼稚園教育要領が適切かつ確実に実施されるようにする。
- ・子供一人一人に基礎的・基本的な知識・技能が確実に定着できるよう指導の充実を図る。また、それらを活用して、思考力、判断力、表現力等が育まれるようバランスに配慮した指導を行うようにする。
- ・学級経営の充実を図り、学習集団の質を高め、児童生徒一人一人が存在感や所属感をもてるようにする。
- ・小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園の校内研究の計画に即して、管理職等の指導の下、全教職員により教育実践の充実・向上を図り、教職員一人一人の指導力の向上が図られるようにする。

## 3 対象 ※丸数字は、「令和6年度 学校訪問事業の概要」で示した番号

### ⑤主題研究訪問

- ・市町教育委員会から要請があった幼稚(児)園、小学校、中学校、義務教育学校

### ⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・「指導と評価の一体化」による学習評価の充実推進事業
- ・教育における生成AIの利活用に関する実証研究事業
- ・道徳教育パワーアップ実践事業
- ・NEW!GIFU ウェブラーニング(教科学習新システム)活用推進事業
- ・人権教育総合推進地域事業
- ・英語教育推進事業
- ・幼保小の架け橋プログラム
- ・ふるさと教育 水と森に学ぶ推進事業

### ⑦事務所指定研修校訪問

- ・「令和4・5・6年度 岐阜教育事務所指定研修校」に示す18校と岐阜地区実践研究推進校

※令和6年度公表会実施指定研修校：岐阜市立柳津小学校、岐阜市立岐北中学校、岐阜市立岐阜特別支援学校、各務原市立那加第二小学校、各務原市立那加中学校、瑞穂市立牛牧小学校、本巣市立真正中学校、本巣市立根尾学園、岐南町立西小学校

## 4 内容及び方法

○各市町教育委員会は、小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園における研究の具現状況等に基づき、訪問

要請をする。

#### ⑤主題研究訪問

- ・幼稚(児)園、小学校、中学校、義務教育学校（前期課程）、義務教育学校（後期課程）への訪問：2回以内（⑥、⑦に該当する学校は3回以内とする。）
- ※⑦に該当する学校は研究教科にて1回は実施
- ※小学校・義務教育学校（前期課程）は、④「小学校における教科等専門性向上計画訪問」を⑤のうちの1回とする

#### ⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・県教育委員会訪問：2回程度
- ※公表会等は、県教育委員会訪問2回程度のうちの1回を充てる
- ・主題研究訪問：県教育委員会訪問以外に3回以内

#### ⑦事務所指定研修校

- ・主題研究訪問：3回以内
- ※公表会：指定校は3年間に1回実施、公表会の事前相談実施可能

### 5 訪問日および日程

○訪問日は、市町教育委員会等から提出される「学校訪問希望計画書」に基づき決定する。

- ・小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園は、該当市町教育委員会の指導のもと訪問希望時期を検討する。
- ・各市町教育委員会及び小・中学校・義務教育学校及び幼稚(児)園は、授業研究会の期日及び内容等について近隣の学校・園に案内をするなど、校区や近隣の学力向上推進教師や教科主任等の参加について配慮をする。

○日程は、原則として午後半日とする。

日程(例)	主な内容
公開授業前	・管理職との懇談（一人一人に力を付ける取組、学級経営等） ・研究主任との懇談（研究の歩み、研究会の視点等）
公開授業等	
研究会	・関係主任（特活主任等）が学級経営について話をする。 ・研究主題にそって、研究討議を行う。
研究会後	・研究主任が成果と課題を明確にして、研究会のまとめを行う。 ・授業者、研究主任等との懇談（成果と課題 等）

※午前の訪問を希望する場合は、主事派遣申請書を提出する前に、市町教育委員会を通じて行事調整担当者に連絡すること

### 6 指導案等資料について

○指導主事派遣申請書（様式2-2）は、訪問日前月の20日までに電子媒体にて1部提出する。

○指導案等（研究会の座席表を含む）資料は、訪問日の1週間前までに岐阜教育事務所に届くよう、各市町教育委員会に電子媒体にて提出する。

※その他資料（研推だより（これまでの取組が分かるもの）、研究会レジュメ等（今回の研究会で深めたいこと、明らかにしたいこと）がある場合は、可能であれば指導案とともに提出する。（訪問当日でも可）

※全校研究会等の座席表については、提出をお願いします。（訪問当日でも可）

### 7 事前相談について

- ・主題研究訪問の授業を公開しようとする訪問を優先し、可能な範囲で事前相談も可とする。原則、オンライン相談、電話相談、電子メール相談とします。

# 文部科学省及び県教育委員会指定校訪問実施要項

## 1 目的

指定の趣旨を踏まえた学校（園）や当該市町教育委員会の主体的な研究実践の充実を図る。

## 2 内容

- (1) 当該事業実施に当たって、成果（課題）となる、児童・生徒、園児の姿が参観できるようにする。
- (2) 校（園）長、教頭、研究主任、市町教育委員会当該事業担当者等との懇談の機会をもつ。
- (3) 複数学級の授業を公開してもよい。
- (4) 全校研究会は、今までの研究実践の成果と課題を明らかにし、今後に向けての見通しをもつ機会とする。

## 3 方法

- (1) 県教育委員会（教育研修課、義務教育課、特別支援教育課、体育健康課、以下、県教育委員会）は、年に2回（公表会・中間報告会等を含む）程度、文部科学省、県教育委員会指定校に訪問し、岐阜教育事務所担当指導主事が同行する。
- (2) (1)に加えて、当該市町教育委員会の要請に基づき、岐阜教育事務所担当指導主事が訪問する（訪問回数は3回以内で、市町教育委員会との調整による）ことができる。
- (3) 岐阜教育事務所が市町教育委員会・県教育委員会と連絡をとり、期日及び訪問者を決定し、市町教育委員会を通じて当該学校へ連絡する。
- (4) 日程は上記「2 内容」に配慮し担当指導主事と教育委員会・学校（園）が相談し作成する。

## 4 資料等

- (1) 指導主事派遣申請書等
  - ・市町教育委員会は、訪問日20日前、訪問日前月の20日のいずれか早い方の期日までに、次の書類を提出する。
    - ①指導主事派遣申請書（県教育委員会各課長宛）
    - ②訪問案内（県教育委員会各課長宛・県教育委員会各課担当主事宛）
    - ③指導主事派遣申請書（岐阜教育事務所長宛）
  - ※いずれも市町教育委員会教育長名で作成すること。
  - ※岐阜教育事務所のみ訪問の場合は、「指導主事派遣申請書（岐阜教育事務所長宛）」を訪問日前月の20日までに提出すること。
- (2) 学習指導案綴り等
  - ・訪問人数分+5部を、訪問日10日前までに提出すること。
  - ※ただし、各事業の実施要項に定められている場合はそれに従うこと

令和6年度 研究指定校及び指定市町

区分	課	年度	指定名	予算	指定市町 指定校
国 文部 教育科学省・ 研究政策・ 独教所・	義務 教育課	令和6 ～ 令和7	道徳教育の抜本的改善充実 道徳教育パワーアップ実践事業(道徳教育地域支援事業)	国	岐阜市 岐阜市立白山小学校
		令和4 ～ 令和6	人権教育総合推進地域事業	国	各務原市 各務原市立川島中学校区
		令和6	GIGAスクール構想の加速化事業 リーディングDXスクール	国	未定
		令和4 ～ 令和6	幼保小の架け橋プログラム事業	国	北方町
	体育 健康課	令和6	がん教育総合支援事業	国	各務原市 各務原市立鷺沼中学校 本巣市 本巣市立外山小学校
		令和6	部活動の地域移行等に向けた実証事業	国	希望制
県	義務 教育課	令和6	教育における生成AIの利活用に関する実証研究事業	県	岐阜市 岐阜市立長良中学校 瑞穂市 瑞穂市立穂積中学校
		令和6 ～ 令和8	NEW! GIFUウェブラーニング(教科学習新システム)活用推進事業	県	瑞穂市 瑞穂市立中小学校
		令和6	英語教育推進事業	県	羽島市 羽島市立竹鼻小学校 各務原市 各務原市立蘇原中学校 瑞穂市 瑞穂市立生津小学校 瑞穂市立巢南中学校 北方町 北方町立南学園
		令和6	ふるさと教育 水と森に学ぶ推進事業(森林活用推進課)	県	岐阜市 岐阜市立芥見東小学校
		令和5 ～ 令和7	「指導と評価の一体化」による学習評価の充実推進事業	県	岐阜市立加納小学校 岐阜市立加納中学校
		令和6	清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業	県	管内小学校 12校 管内中学校 3校 管内義務教育学校 1校
	体育 健康課	令和6	薬物乱用防止教育等支援事業	県	羽島市 羽島市立中央中学校
		令和6	いのちの授業 講師派遣事業	委託	北方町 北方町立北学園
		令和6	GIFU食のマスタープロジェクト事業 「食のプロフェッショナル・味覚の授業」	委託	岐阜市 岐阜市立合渡小学校 北方町 北方町立北学園
	環境 生活 政策課	令和6	岐阜県学校・家庭・地域連携協力推進事業 (地域と学校の連携・協働体制構築事業)	補助	羽島市、各務原市、 山県市、本巣市、 羽島郡二町、岐南町、北方町
		令和6	岐阜県学校・家庭・地域連携協力推進事業 (家庭教育支援推進事業)	補助	山県市

		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6			
岐阜市	国	コミュニティスクール推進事業			緑と水の子ども会議: 鷺山・白山小、加納中		学校・家庭・地域の連携協力事業		教育課程研究指定校事業(家庭科): 長良西小 新たな学びに関する資質向上プロジェクト			教育課程研究指定校事業(理科): 長良中			きめ細かな支援の充実			道徳教育パワーアップ実践事業 白山小			
	県	人権教育協議会研究協力校: 岐阜北高			岐阜県学校保健研究大会		小学校からの教科専門性向上事業 長良東小		英語教育強化地域拠点事業: 長良西小、長良中			英語イノベ戦略事業: 三輪中		地域学校協働活動推進事業	地域と学校の連携・協働体制の構築事業			人権教育対策活動事業 岐阜清流中・早田小	ICT・プログラミング推進: 則良小・市橋小・長良東小・岩野田北小・加納中・瑞南中	「指導と評価の一体化」による学習評価の充実推進事業 加納中	教育における生成AIの活用に関する実証研究事業: 長良中
	団			学校歯科保健推進指定校: 長良中			防災教室推進事業: 合渡小				水と森に学ぶ推進事業: 三輪中					ICT・プログラミング推進: 華陽小、西郷小、長森西小	GIFU食のマスタープロジェクト 事業: 木田小	清流の国ぎふふるさと魅力体験 事業: 本荘中、岐阜特支、市岐			
羽島市	国	学校支援地域本部事業		教育支援センターを活用した取組	幼稚園教育理解推進事業		学校・家庭・地域連携協力事業		不登校対策に向けた調査研究事業 児童生徒支援加配措置に関する調査研究												
	県		教育課程研究指定事業: 中央中				基礎学力定着支援事業: 竹鼻小	人権教育協議会研究協力校: 正木小・羽島中・羽島高				地域学校協働活動推進事業				幼稚園教育課程の理解の推進	ICTの活用モデルの構築・ 推進事業: 竹鼻小・中央中	英語教育推進事業: 竹鼻小 GIFU食のマスタープロジェクト 事業: 桑原学園	英語教育推進事業: 竹鼻小	英語教育推進事業: 竹鼻小	
	団							人権推進校: 足近小								英語教育推進事業: 竹鼻小	英語教育推進事業: 竹鼻小・竹鼻中				
各務原市	国	放課後子ども教室推進事業					学校・家庭・地域連携協力事業					地域学校協働活動推進事業				外国人児童生徒学力向上推進事業: 緑苑小	外国人児童生徒キャリア支援事業: 那加第三小		がん教育総合支援事業: 鷗沼中		
	県										愛鳥モデル推進校: 八木山小				児童生徒支援加配措置に関する調査研究	新たな学びに関する教員の資質向上のためのプロジェクト(ALの 視点からの授業改善): 那加中		人権教育総合推進地域事業: 川島中学校区			
	団		愛鳥モデル推進校: 八木山小								ユニバーサルデザインの授業づくり: 稲羽西小、稲羽中				Webシステム活用推進事業: 那加第一小	学校における先端技術の活 用に関する実証事業 那加第一小		ICT・プログラミング推進: 那加第三小・川島小・稲羽中	英語教育推進事業: 藤原中		
山県市	国	放課後子ども教室推進事業					学校・家庭・地域連携協力事業														
	県	学校支援地域本部事業																			
	団																				
瑞穂市	国	放課後子ども教室推進事業																			
	県	学校支援地域本部事業																			
	団																				
本巣市	国	幼稚園教育の改善・充実調査研究					幼稚園教育理解推進事業	学校・家庭・地域連携協力事業				地域学校協働活動推進事業							がん教育総合支援事業: 外山小		
	県						緑と水の子ども会議: 根尾小	就学移行支援モデル事業													
	団							緑と水の子ども会議: 外山・土貴野・根尾小	「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進 事業: 本巢中												
羽島郡二町	国	放課後子ども教室推進事業																			
	県	学校支援地域本部事業																			
	団																				
北方町	国	学校支援地域本部事業																			
	県																				
	団																				

令和4年度～令和6年度 岐阜教育事務所指定研修校

教委	番	学校名	教科・研究主題等	教科・領域	4年度	5年度	6年度
岐阜市	1	黒野小学校	心から人を大切にし、進んで行動できる 確かな人権感覚を身に付けた児童の育成 ～優しく積極的に人と関わりあい、主体的に学ぶ姿をめざして～	生活・総合的な学習の時間（人権教育）	○		
	2	柳津小学校	未来社会を切り拓くための資質・能力の育成	生活・理科・社会・特別支援教育			○
	3	岐北中学校	葛藤と語り ～自他を大切にする生徒の育成～	人権教育			○
	4	岐阜特別支援学校	生き生きと学ぶ児童・生徒の育成 ～「できる」を増やし、自己肯定感を高める授業～	特別支援教育			○
羽島市	5	竹鼻小学校	仲間とともに学び深める子どもの育成 ～主体的・対話的な学びのある授業づくり～	全教科	○		
	6	竹鼻中学校	見方・考え方を働かせ、 仲間とともに教科の学びを深める生徒の育成	全教科		○	
各務原市	7	那加第二小学校	仲間と共に未来を切り拓く児童の育成	全教科			○
	8	那加中学校	学ぶ喜びを実感し、仲間と学びを創る生徒の育成 ～主体的・対話的な学びのある授業づくり～	全教科			○
山県市	9	高富小学校	(仮)「自ら仲間と学び合い 自分の考えを深める子の育成」	国語・算数	○		
	10	高富中学校	『学ぶ喜び』のある授業 ～ICTの利活用における学び合いの促進と学習の個別最適化～	全教科		○	
瑞穂市	11	牛牧小学校	生き生きと追究する児童の育成	生活・理科			○
	12	穂積中学校	仲間と共に 自ら学び続ける生徒の育成 ～個の学びが深まる授業を通して～	全教科		○	
本巣市	13	根尾学園	自立した学習者の育成 ～習得、活用、探究の授業を通して～	総合的な学習の時間			○
	14	真正中学校	自ら「学ぶ楽しさ」を追い求める生徒の育成	全教科			○
羽島郡二町	15	西小学校	自ら仲間とかかわり合い 豊かな生活をつくり出す子どもの育成 ～居場所と絆づくり、自己実現につながる 学級活動を通して～	特別活動			○
	16	笠松小学校	自己を見つめよりよい生き方を求め、実践する子	道徳		○	
	17	笠松中学校	一人一人に確かな学力が身に付く授業づくり ～学びの必然性を生み出し、課題解決に向けて主体的に取り組む授業の創造～	全教科		○	
北方町	18	北学園	学びを深める児童・生徒の育成 ～対話的な学びに焦点を当てて～	全教科			(○) R7予定

## 令和6年度 若手・中堅教員等指導力向上訪問実施要項

### 1 「若手・中堅教員等指導力向上訪問」の趣旨

近年、岐阜県のみならず全国的に、教員の年齢構成の二極化が現実となっており、資質形成期・資質充実期の教員のより一層の指導力の向上が求められている。また、教科の研修の場において、年間を通しての継続的な研修や、希望教科や希望領域の研修の場を確保することがなかなかできない状況が見られる。

こうした現状を鑑み、確かな学力を児童生徒に付けていくための指導力向上を強く求める若手・中堅教員を対象に、教科等の指導計画及び単位時間の在り方の見直しや主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の推進を含めて、本訪問を実施する。

なお、中学校・義務教育学校（後期課程）において、学校の規模や諸実情により、該当教科の免許をもつ教員が1名のみで指導を行っていたり、あるいは免許外の教員が指導を行ったりしている場合がある。こうした状況においても、指導力向上を強く求める当該教員を対象に、本訪問を実施する。

### 2 目的

若手・中堅教員等の教科等専門性を高め、実践的指導力の向上を図るとともに、学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解に基づいた授業の在り方について、指導・助言を行う。

### 3 内容及び方法

○以下のいずれかに該当し、指導や助言を希望する教科等について訪問する。

- ・初任者を除く若手教員（資質形成期の教員）が教科等の指導についての指導や助言を求める場合
- ・中堅教員（資質向上期・資質充実期の教員）が教科等の指導についての指導や助言を求める場合
- ・勤務する中学校・義務教育学校（後期課程）に同一教科の教員が複数いない場合や免外教科の指導を行っている場合
- ・令和5年度末に校種間の異動があり、教科等の指導についての指導や助言を求める場合

○授業公開及び授業研究会を伴う訪問を原則とするが、希望する内容についての実技講習や教材研究等も可とする。

○授業研究会等は全職員参加でなく、関係者のみの参加でもよい。

○「教育委員会要請訪問（主題研究訪問）」とは別に、希望することができる。

○教員の希望はもとより、学校の教員指導力向上のプランに基づいて訪問を希望することができる。

○訪問は1校につき年間2回までとする。なお、それぞれの回は、同一教科等でも、異なる教科等のどちらでも可とする。

### 4 日程

○原則として半日（午前または午後）とする。

## 5 資料等

- 指導主事派遣申請書（様式2-2）は、市町教育委員会を通じて前月の20日までに電子媒体にて提出する。
- 授業公開を行う場合は、指導案（略案可）を市町教育委員会を通じて1週間前までに電子媒体にて提出する。
- 実技講習や教材研究等を行う場合は、その内容について、市町教育委員会を通じて1週間前までに、その内容が分かる文書等を電子媒体にて提出する。

## 6 日程例

【日程例A】全校研究会に向けての事前研等（部内研）へ担当主事が訪問

時間	内容
9:35～10:25	授業公開
10:35～11:25	参加部員による授業研究会
11:35～11:55	担当主事による指導・助言

【日程例B】全校研究会に向けての指導案検討等（教科部会・学年部会）へ担当主事が訪問

時間	内容
15:15～15:30	教科主任より参加部員への提案
15:30～16:25	参加部員による協議
16:25～16:45	担当主事による指導・助言

【日程例C】若手教員や中堅教員等を対象とした、希望する内容についての実技講習や教材研究についての研修へ担当主事が訪問

時間	内容
14:00～14:50	授業公開（行わない場合も可）
15:00～16:30	授業研究会及び実技講習や教材研究についての研修
16:30～16:45	担当主事による指導・助言

## 7 本訪問の活用例

【例】※本訪問（若手・中堅等）と主題研究要請訪問をセットで計画する

7月：本訪問①（若手・中堅等）：国語

→9月の全校研究会に向けての教科部及び若手による指導案検討会（授業公開なし）

※どの段階の指導案検討で設定してもよい。

9月：主題研究要請訪問：国語 ※同じ主事が授業計画から公開授業まで担当する。

8月：本訪問②（若手・中堅等）：保健体育

→10月の全校研究会に向けての教科部及び若手に対する実技指導および指導案検討会（授業公開なし）

※どの段階の検討で設定してもよい。

10月：主題研究要請訪問：保健体育 ※同じ主事が授業計画から公開授業まで担当する。

## 8 事前相談について

- ・可能な範囲で事前相談も可とする。原則、オンライン相談、電話相談、電子メール相談とします。

## 令和6年度 いじめ・不登校等対策訪問(生徒指導要請訪問)実施要項

### 1 趣旨

昨今、いじめ・不登校等生徒指導上の諸課題への対応等、複雑かつ多様な課題に対して、法に基づき、組織で関係機関と有機的に連携する等の対応が求められている。いじめについては、いじめ防止対策推進法に基づいた正確な認知と確実な対応が求められている。不登校については、「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や「不登校児童生徒への支援の在り方」(文部科学省通知)等、個々の状況に応じた支援の在り方についての理解と教育機関等との連携が一層求められている。

こういった背景から、教職員の生徒指導力の向上を図るため、本訪問を実施する。

### 2 目的

各市町教育委員会の要請に基づき、小・中学校・義務教育学校を訪問し、実態を見つめ、よりよい人間関係を育む学級経営や問題行動の未然防止や早期発見・早期解決等に向けた積極的な生徒指導及び学校体制等に関わる指導・助言を行う。

### 3 内容及び方法

- ・訪問は1校につき原則年間1回とする。(学校の状況に応じて追加等の訪問の相談を可とする)
- ・授業参観等による学習環境及び児童生徒を観察する時間を40分程度位置づける。
- ・研修会、懇談会等は全職員参加でなく、幹部職員等関係者のみの参加でもよい。
- ・研修テーマを明確にした研修会、懇談会とする。

### 4 日程

- ・原則として半日(午前または午後)、2時間程度とする。
- ・長期休業期間等に実施する校内職員研修の講師として訪問する。

### 5 提出資料等

- ・指導主事派遣申請書(様式2-2)は、市町教育委員会を通じて前月の20日までに提出する。
- ・研修テーマに応じた「学校の実態、事例」等の配布資料等があれば、事前に岐阜教育事務所担当主事とやり取りをする。

### 6 日程例

#### 【日程例A】全校教職員対象：校内研修会に担当主事が訪問

時間	内容
14:00～14:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
14:20～15:00	授業(帰りの会)参観、校内参観
15:20～16:00	全校教職員による校内研修会(組織体制と実情、問題提起等)
16:00～16:20	担当主事による指導・助言

#### 【日程例B】管理職、担当職員対象：教職員研修に担当主事が訪問

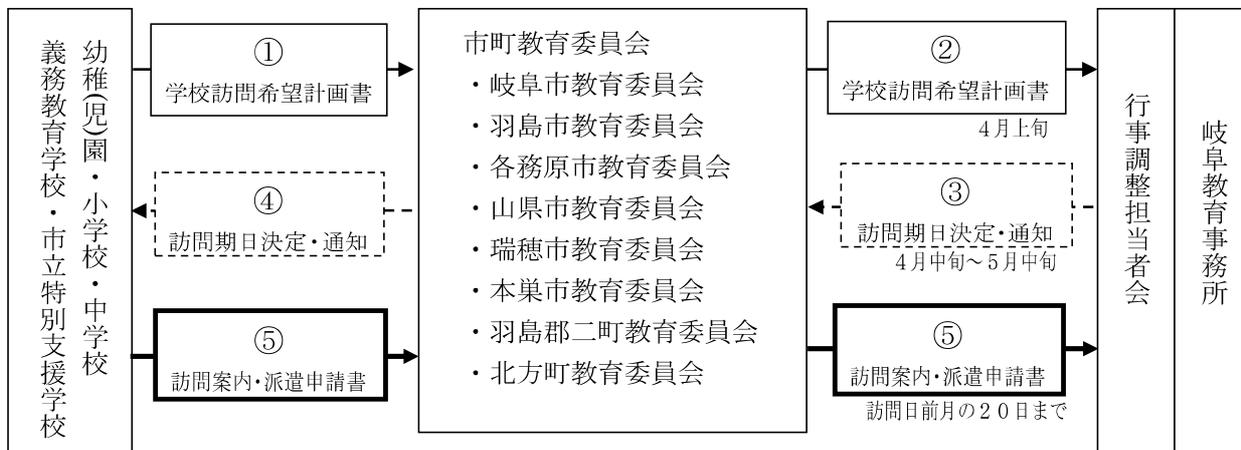
時間	内容
9:00～9:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
9:20～10:20	授業参観、校内参観
10:30～11:00	参加教職員への指導・助言(組織体制と実情、問題提起等)

#### 【日程例C】全校教職員対象：職員研修会の講師として担当主事が訪問

時間	内容
9:00～9:20	管理職、生徒指導・教育相談担当者との懇談
9:20～10:30	講師として職員研修に参加
10:30～11:00	担当主事による指導・助言

# 学校訪問事業の手続き

## 1 訪問期日の調整・決定並びに学校訪問希望計画書・申請書等提出（全て電子媒体）の経路



### 《訪問予定日の決定・通知の手順（提出は全て電子媒体）》

- ①各学校及び幼稚（児）園は、各市町教育委員会教育長宛に学校訪問希望計画書を提出する。
- ②各市町教育委員会は、学校訪問希望計画書中の「要請訪問（主題研究訪問）」について、各市町教育委員会で対応する訪問と教育事務所に要請する訪問を検討し、市町教育委員会で対応する訪問には丸を付して、教育事務所に提出する。
- ③教育事務所は、各市町教育委員会の要請の状況及び意見により調整し、教育事務所が対応する訪問の期日を決定し、通知する。（5月中旬頃までに決定・通知予定）
- ④各市町教育委員会は、学校訪問希望計画書について、市町教育委員会が対応するもの、教育事務所が対応するもの、その他の対応をするものを決定し、訪問期日を各学校及び幼稚（児）園へ通知する。

### 《訪問案内・派遣申請の提出》

- ⑤各学校及び幼稚（児）園は市町教育委員会からの通知に基づき、「訪問案内」または、「指導主事派遣申請書」を作成し、市町教育委員会を通して案内・申請する。

#### ・訪問案内（様式2-1）※A：計画訪問用

…道徳教育計画訪問、小学校における教科等専門性向上計画訪問、新設特別支援学級等訪問（学校経営・人事管理訪問、特別支援教育計画訪問「小・中・義務教育学校訪問」を除く）

#### ・指導主事派遣申請書（様式2-2）※BまたはC：教育委員会要請訪問・その他用

…教育委員会要請訪問、若手・中堅教員等指導力向上訪問、その他の訪問

## 2 留意事項

- ・各市町教育委員会は、訪問案内または指導主事派遣申請書（いずれも岐阜教育事務所長宛）を、訪問日前月の20日までに電子媒体にて提出する。 ※5・6月分は準備でき次第、順次送付する。  
※郡市教研事務局は、指導主事派遣申請書（岐阜教育事務所長宛）を、訪問日前月の20日までに電子媒体にて提出する。
- ・訪問案内または指導主事派遣申請書に記載された日程等について、市町教育委員会と教育事務所で事前に検討する。
- ・各学校及び幼稚（児）園は、近隣の学校等に期日・内容などを案内し、参加について配慮する。

# 「学校訪問希望計画書」(4月上旬)及び 「訪問案内・指導主事派遣申請書」(訪問日前月)の留意事項

## 1 「学校訪問希望計画書」(全校種同一様式)について

### (1) 全訪問に共通する事項

- ・第5希望まで必ず記入し、5つの候補日のうち、3つ以上は、「6月、10月、11月以外」で記入する。
- ・できる限り火曜日から金曜日で選択し、5つの候補日のうち、1回は月曜日を記入してもよい。  
※教育実習校の研究発表会を除いて、休日は希望しない。
- ・できるだけ候補日の重なりがないようにする。
- ・教科等が異なる場合は、同一日を記入することができる。
- ・別途指定する日は、他の研修、行事等が行われるため、候補日から除く。
- ・「学校訪問希望計画書」に記入した5つの候補日以外の期日に変更を依頼する場合がある。

### (2) 計画訪問について

#### ②特別支援教育計画訪問「新設特別支援学級等訪問」

- ・対象校のうち、「初めて特別支援学級を担当または、通級指導教室を担当する教員がいる学校」への訪問は希望する場合に実施する。
- ・5～7月で候補日を記入する。

#### ④小学校における教科等専門性向上計画訪問

- ・各小学校・義務教育学校(前期課程)は、今年度の実施グループから、異なる教科等を2つ以上選択し、候補日を記入する。令和5年度に延期となった学校は、令和6年度または令和5年度のグループの教科・領域から1つ選択
- ・別のグループから選択した場合は、「備考欄参照」と記入し、備考欄にその旨を記述する。
- ・教科等が異なる場合は、同一日を記入できる。  
※右<例>参照

<例>藪田小(Aグループ)の場合  
第1希望: 6月4日(火)・社会科  
第2希望: 6月4日(火)・生活科  
第3希望: 6月11日(火)・社会科  
:  
第5希望: 7月8日(月)・社会科

### (3) 要請訪問について

#### ⑤主題研究訪問

- ・市町教育委員会の指導のもと、候補日を記入する。
- ・候補日を記入できる対象校は以下のとおり。  
1 枠目: 幼稚(児)園、小・中学校、義務教育学校、特別支援学校  
2 枠目: 幼稚(児)園、中学校、義務教育学校、小学校のうち文科省・県教育委員会指定校又は事務所指定  
研修校及び岐阜地区実践研究推進校  
3 枠目: 文科省・県教育委員会指定校又は事務所指定研修校及び岐阜地区実践研究推進校
- ・「区分」の欄には、対象及び教科等名を記入する。複数教科等での訪問を希望する場合は、「備考欄参照」を選択し、備考欄に希望する教科等を具体的に記入する。
- ・1つの候補日に対して1つの教科等を記入する。

#### ⑥文部科学省及び県教育委員会指定校訪問

- ・県教育委員会訪問の日程は4月初旬(予定)に別途照会する。

#### ⑦事務所指定研修校訪問

- ・事務所指定研修校公表会の実施日は前年度に決定する。

#### (4) その他の訪問について

##### ⑧若手・中堅教員等指導力向上訪問

- ・「区分」の欄には、要項で示した日程例から、A：授業公開・授業研究会（部内研）、B：指導案等の検討会、C：教材研究・実技演習の研修会 のいずれかを記入し、その他の訪問を希望する場合は、D：その他<備考参照>と記入し、内容や派遣希望主事等を備考欄に記入する。

#### (5) 学校訪問希望計画書の提出及び訪問期日の決定について

- ・学校訪問希望計画書は、各市町教育委員会の指定する期日までに提出する。
- ・市町教育委員会を通じて、5月実施分までは4月中旬頃に、6月以降実施分については、5月中旬までに、決定した訪問期日を連絡する。（予定）

#### (6) その他

- ・学校訪問希望計画書作成様式（電子データ欄外）に示された注意事項も併せて参照する。

## 2 「訪問案内」、「指導主事派遣申請書」について

### (1) 日程について（共通）

- ・訪問は各要項に定める場合を除いて午後のみとする。
- ・公開授業の授業者名を必ず記入する。
- ・「開始時刻」の欄には、訪問者（担当主事）が到着する時刻を記入する。

### (2) 「訪問案内」〔様式2-1〕について

- ・計画訪問（道徳教育計画訪問、小学校における教科等専門性向上計画訪問、新設特別支援学級等訪問）を実施する場合に用いる。（学校経営・人事管理訪問、特別支援教育訪問「小・中・義務教育学校訪問」では必要ない）
- ・「主題（研修のねらい）」の欄には、自校及び中学校区の道徳教育の目標（道徳教育計画訪問）や指定教科の指導に係る研修のねらい（小学校における教科等専門性向上計画訪問）等を記入する。
- ・「内容（研修内容）」の欄には、主題を具現するための方途（柱立て）や観点等を記入する。なお、道徳教育計画訪問においては、協議会における協議内容を明記する。
- ・「日程」欄には、各計画訪問の要項に定めた場と担当者を位置付ける。なお、外国人児童生徒支援訪問を併せて実施する場合は、「外国人児童生徒支援訪問に係る懇談」を10分程度位置付ける。
- ・「備考」欄には、特別支援教育推進上の課題や、相談したいこと（新設特別支援学級等訪問）等、教科研修会における工夫や専門性向上に係る指導主事への質問・要望（教科等専門性向上計画訪問）等を記入する。

### (3) 「指導主事派遣申請書」〔様式2-2〕について

- ・「日程」欄には、特活主任等が学級経営について、研究主任が研究についてまとめる時間を位置付ける。なお、外国人児童生徒支援訪問を併せて実施する場合は、「外国人児童生徒支援訪問に係る懇談」を10分程度位置付ける。
- ・「事前相談」の欄は、相談を希望する場合のみ記載し、担当主事に相談したいことを記入する。

### (4) 提出について

- ・各学校は、各書面を作成するとともに、各市町教育委員会の定める期日までに電子媒体にて提出する。  
（文部科学省・県教育委員会指定校への学校支援課訪問等は、要項に定める期日・必要部数）

岐阜県教育事務所への提出締め切り 訪問日のある月の前月20日まで（5月、6月は作成次第、速やかに）

# 令和6年度 学校訪問希望計画書

「市町教委名」をリストから選択すると、「学校・園名」には、当該市町教委管内の園・学校名のリストが表示されます。

市町教委名	学校・園名		
主 題 研 究 等 について	研究主題	貴校の「研究主題」「副主題」を、それぞれのセルに直接入力してください。「副主題」は、ある場合のみで結構です。	
	副主題		
	教科等	備考	研究を行う教科等名をリストから選択します。複数教科等の場合は、「備考欄参照」を選択し、備考に直接入力します。
	指定校	事業名	備考
	⑥文科省・県教委	【 公表会等の期日 月 日 ( )	⑥文科・県教委指定校は「事業名」、⑦教育事務所指定校及び教育実習校は「区分」「公表会年度」をリストから選択します。「期日」は、令和5年度に公表会を実施する場合のみ、入力します。
	⑦教育事務所教育実習校	【 区分 公表会 月 日 ( )	

	名 称	区分(教科等)	候補(実施)日	備考(太枠内は市町教委記入)
A 計 画 訪 問	②特別支援教育		1 月 日 ( )	※訪問学級の在籍人数( )人
	③道徳教育		5 月 日 ( )	会場校: ( )
	④小学校における教科等専門性向上		4 月 日 ( ) 5 月 日 ( )	教委対応可
B 教 育 委 員 会 要 請 訪 問	⑤主題研究 -1 枠目-		1 月 日 ( )	<b>主題研究訪問の授業を公開しようとする訪問を優先し、可能な範囲で事前相談も可</b> 原則、オンライン相談、電話相談、メール相談とします。
	⑤主題研究 -2 枠目-		1 月 日 ( ) 2 月 日 ( ) 3 月 日 ( ) 4 月 日 ( )	
	⑤主題研究 -3 枠目-		4 月 日 ( ) 5 月 日 ( )	
C そ の 他	⑧若手・中堅教員等指導力向上訪問 -1 回目-		1 月 日 ( ) 2 月 日 ( ) 3 月 日 ( ) 4 月 日 ( )	授業者が「基礎形成研修(小・中・義)」として授業を行う場合、備考欄に、「基礎形成研修と兼ねる」と記述してください。授業を行うことで、研修を実施したこととなります。(対象は教職2～5年目の教員)すべての訪問で兼ねることができます。
	⑧若手・中堅教員等指導力向上訪問 -2 回目-			
	⑪いじめ・不登校対策訪問(生徒指導要請訪問)		1 月 日 ( )	

**【全訪問に共通する事項】**  
 ・候補日はできるだけ重ならないように5つ記入します。  
 ・3つ以上は、「6月、10月、11月以外」で記入します。  
 ・できる限り火曜日から金曜日を選択します。  
 ・教科等が異なる場合は、同一日で選択することを可とします。  
 ・リストのいずれにも当てはまらない場合は「備考欄参照」を選択し、備考欄に直接入力します。

※表の丸番号は、「令和6年度 学校訪問事業の概要」に一致させたものです。

岐阜教育事務所長 様

〇〇〇〇教育委員会  
教育長 〇〇〇〇

## 訪 問 案 内

下記のように計画訪問を開催しますので、ご案内します。

### 記

名 称	※計画訪問名を記入。	
学校名	※学校名を記入。	
期 日	令和 年 月 日 ( )	
会 場	※公開授業会場を記入。	
主 題 (研修のねらい)	※自校及び中学校区の道徳教育の目標や自校の特別支援教育の目標、指定教科の指導に係る研修のねらいを記入。	
内 容 (研修内容)	※主題を具現するための方途(柱立て)や観点を記入。なお、「③道徳教育計画訪問」においては、協議会における協議内容を明記する。	
日 程	開始時刻 時 分 ※	終了時刻 時 分
	※授業開始時刻ではなく、訪問者の到着時間を記入。 <b>※研究会場に「大型モニター又はスクリーン(プロジェクタ)」「HDMIケーブル」を準備してください。</b> ※「外国人児童生徒支援訪問」を併せて実施する場合は、「外国人児童生徒支援訪問に係る懇談」を10分程度位置付けること。 ※「いのちの教育」に関わって、公開学級の様子や学級経営についての懇談を、位置付けること。(教育支援課担当の訪問について)	
備 考	※「②新設特別支援学級等訪問」の場合は、特別支援教育推進上の課題や、相談したいこと等を記入。 ※「③道徳教育計画訪問」の場合は、道徳教育を推進する上での課題や、特別公開授業を行うに当たって検討したこと等を記入。 ※「④小学校における教科等専門性向上計画訪問」の場合は、当該教科の実践状況や専門性向上に係る指導主事への質問・要望等を記入。	

〇〇〇〇教育委員会 教育長 様

上記のとおり、計画訪問を開催しますので、案内を依頼願います。

〇〇〇第 〇〇〇〇 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇立〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

岐阜教育事務所長 様

〇〇〇〇教育委員会  
教育長 〇〇〇〇

## 指 導 主 事 派 遣 申 請 書

下記のように主題研究会を開催しますので、関係指導主事を派遣願います。

### 記

名 称	※教育委員会要請訪問名、またはその他の訪問名を記入。	
主催者	※主題研究会の主催者を記入。	
期 日	令和 年 月 日 ( )	
会 場	※会場校、公開授業会場を記入。	
研究主題	※研究主題を記入。	
研究内容	※研究内容を記入。	
日 程	開始時刻 時 分 ※	終了時刻 時 分
	※授業開始時刻ではなく、担当主事の到着時間を記入。 <b>※研究会場に「大型モニタ又はスクリーン (プロジェクタ)」「HDMIケーブル」を準備してください。</b> ※「外国人児童生徒支援訪問」を併せて実施する場合は、「外国人児童生徒支援訪問に係る懇談」を10分程度位置付けること。 ※「いのちの教育」に関わって、公開学級の様子や学級経営についての懇談を、位置付けること。 ※研究会において、研究主任が研究についてまとめる時間を位置付けること。	
事前相談 (希望あれば)	※この欄には、担当主事に相談したいことがあれば記入する。(箇条書きでよい) ※事前相談を希望する場合は、事前に管理職から担当主事に電話で連絡をして日程を決めてください。原則オンライン相談、電話相談、電子メール相談とします。 ※1回あたり30分程度とします。	
備 考		

〇〇〇〇教育委員会 教育長 様

上記のとおり、主題研究会を開催しますので、関係指導主事の派遣を依頼願います。

〇〇〇第 〇〇〇〇 号  
令和〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇立〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

令和6年度 岐阜教育事務所 研修事業一覧表

〈申込方法（「システム（窓口）」の場合）〉

①「教員研修申込システム」にログインする。  
(スマートフォンからもアクセス可)  
<https://flex2.gifu-net.ed.jp/system/users/login>



②「受講申込」アイコンをクリックし、研修受講申込画面をひらく。

受講申込



③システム画面上の「大分類」タブから（窓口）を選択し、研修講座名（研修番号）を「検索」する。



④該当研修の「受講申込」をクリックし、手続きする。

※申込期間（システム）  
令和6年4月9日（火）  
～4月16日（火）

検索

〈「参加部会」「申込み教科」の入力方法〉

①「『申込コメント』欄に〇〇を入力」の場合は、「申込コメント」欄に必要事項を入力し、「『申込み教科』を入力」（講師研修会等）の場合は、「申込み教科」タブから該当教科を選択する。



申込コメント

〈岐阜県総合教育センターに申し込む経年研修・職務研修等〉

通番	悉皆	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市単	申込方法 ( )内は窓口
1	●	1001	幼稚園等新規採用教員研修(幼・認)	教育公務員特例法第23条附則第5条第1項の規定に基づき、関係通知（通達文及び幼稚園等新規採用教員研修に関する文部省モデル）を踏まえて実施する。 園外研修8日（①②④⑥⑧総合教育センター、③⑤⑦教育事務所）、園内研修10日	③6/7（金） ⑤11/14（木） ⑦12/11（水）	③本巣市立弾正幼稚園 ⑤岐阜市立岐阜特別支援学校 ⑦岐阜幼稚園	公・私立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の新規採用教員（岐阜市含む）		システム（総合教育センター）
2	●	1002 1003	初任者研修（小・中・義）	教育公務員特例法第23条の規定に基づき、関係通知（通達文及び初任者研修実施要項都道府県）を踏まえて実施する。 校外研修14日（総合教育センター3日、教科等実践的指導力向上研修2日、教育事務所3日、連携校研修4日、市町教育委員会2日）、校内研修150時間 教育事務所3日（授業づくり研修3日）	授業づくり研修 ①6/25（火） ②12/10（火） ③1/28（火）	授業づくり研修 ①授業会場→総合教育センター ②授業会場→総合教育センター ③総合教育センター	新規採用教諭で、当該研修を未受講の者	◎	システム（総合教育センター）
3	●	1006	新規採用養護教諭研修（小・中・義）	校外研修11日（総合教育センター等9日、①②教育事務所2日）、校内研修15日 教育事務所2日のうち、①1日目は初任者研修と合同、②2日目は配置校研修	①5/7（火） ②当該校と相談	①総合教育センター ②当該校と相談	新規採用養護教諭で、当該研修を未受講の者（岐阜市含む）		システム（総合教育センター）
4	●	1008	新規採用栄養教諭研修（新卒者）	校外研修6日（総合教育センター3日、教科等実践的指導力向上研修3日）、校内研修13日	①5/7（火） ②6/11（火） ③④⑤10・11月 ⑥2/18（火）		新規採用栄養教諭で、当該研修を未受講の者（岐阜市含む）		システム（総合教育センター）
5	●		基礎形成研修（小・中・義）	自己の課題を明確にした上で必要な講座を選択・受講し、校内においても実践することで教員としての基礎を固める。 校外研修（基礎形成選択講座から、2・3年目の2年間に3講座以上、4・5年目の2年間に2講座以上受講）、校内研修（研究授業を公開し、授業研究会等を実施）		校外研修：総合教育センター 校内研修：研究授業を公開し、授業研究会等を実施	2年目～5年目教員 初任者研修を受講した者で、教職経験が満1年から満4年を経過した教員	◎	システム（総合教育センター）
6		2174	基礎形成研修（養護教諭・栄養教諭）	基礎形成研修として「養護教諭・栄養教諭の実践から学ぶ（養護教諭・栄養教諭対象）～健康教育・食育の在り方～」を希望により受講する。 ※「基礎形成研修実施報告書」の写しの提出義務なし	10/31（木）	岐阜県学校給食会	教職経験が満1年から満4年を経過した養護教諭・栄養教諭の希望者		システム（総合教育センター）

通番	悉皆	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市単	申込方法 ( )内は窓口
7	●	1011 1012	6年目研修(小・中・義)	学校の中核教員として実践力の向上を図るため、学習指導を中心とした日々の実践を振り返り、専門的な知識や実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 校外研修4日(①総合教育センター、②大学連携、③選択研修)、校内研修3日	①5/9(木)と5/10(金)～5/31(金)のうち1日+半日PM ②8/19(月)～8/23(金)のうち1日 ③開催要項を参照		教職経験が満5年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員	◎	システム(総合教育センター)
8	●	1015	6年目研修(養護教諭)	学校の中核教員として実践力の向上を図るため、日々の実践を振り返り、専門的な知識や実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 校外研修4日(①総合教育センター、②大学連携、③地区別研究授業)、校内研修1回(授業実践)	①5/9(木)頃 ②8/20(火)大学連携 ③11/8(金)頃		教職経験が満5年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の養護教諭(岐阜市含む)		システム(総合教育センター)
9	●	1016	6年目研修(栄養教諭)	学校の中核教員として実践力の向上を図るため、日々の実践を振り返り、専門的な知識や実践的指導力を身に付けるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 校外研修4日(①総合教育センター、②大学連携、③地区別研究授業)、校内研修1日	①5/9(木)頃 ②8/20(火)大学連携 ③11月頃		教職経験が満5年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の栄養教諭(岐阜市含む)		システム(総合教育センター)
10	●	1017	中堅教諭等資質向上研修(幼・認)	教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 園外研修8日(共通研修3日、選択研修5日)、園内研修10日	①6/3(月)～6/28(金) ②8/26(月)～8/30(金) ③10月中旬		教職経験が満11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修を未受講の教員		システム(総合教育センター)
11	●	1018 1019	中堅教諭等資質向上研修(小・中・義)	教育公務員特例法第24条の規定に基づき実施する。 校外研修7日(①総合教育センター1日、②教育事務所1日、地域貢献活動1日、自己課題に応じた研修4日)、校内研修18日 ※自己課題に応じた研修は、7～12年目に実施 ※当研修には、12年目に申し込む	①5/16(木) ②6/19(水)	①総合教育センター ②総合教育センター	7年目～12年目教員 教職経験が満6～11年を経過した教員及び前年度までの該当者で当研修(12年目のみに受講する講義)を未受講の教員	◎	システム(総合教育センター)
12	●	1022	中堅教諭等資質向上研修(養護教諭)	活力ある学校運営の実践力の向上を図るため、今日的課題を踏まえ、中堅の養護教諭として自覚を高めるとともに、専門的な知識、指導力の向上を図る。 校外研修6日(①総合教育センター1日、②③体育健康課2日、自己課題に応じた研修3日)、校内研修5日 ※自己課題に応じた研修は、7～12年目に実施 ※当研修には、12年目に申し込む	①5/16(木) ②7/26(金) ③11/29(金)	①総合教育センター ②総合教育センター ③総合教育センター	教職経験が満6～11年を経過した養護教諭及び前年度までの該当者で当研修(12年目のみに受講する講義)を未受講の養護教諭		システム(総合教育センター)
13	●	1023	中堅教諭等資質向上研修(栄養教諭)	活力ある学校運営の実践力の向上を図るため、食の今日的課題を踏まえ、中堅の栄養教諭としての自覚を高めるとともに、専門的な知識、指導力の向上を図る。 校外研修6日(①総合教育センター1日、②③体育健康課2日、自己課題に応じた研修3日)、校内研修5日 ※自己課題に応じた研修は、7～12年目に実施 ※当研修には、12年目に申し込む	①5/16(木) ②7/26(金) ③11/27(水)	①総合教育センター ②総合教育センター ③総合教育センター	教職経験が満6～11年を経過した栄養教諭及び前年度までの該当者で当研修(12年目のみに受講する講義)を未受講の栄養教諭		システム(総合教育センター)
14	●	1028	市町村立小中学校等事務職員1年目研修	1年目の市町村立小中学校等事務職員に対し、職務に必要な知識と技能の習得をさせるとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 総合教育センター3日	4/17(水) 8/5(月) 11/7(木)	総合教育センター	1年目市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)		システム(総合教育センター)
15	●	1029	市町村立小中学校等事務職員3年目研修	3年目の市町村立小中学校等事務職員に対し、職務に必要な知識と技能の習得をさせるとともに、事務職員としての使命感の高揚と勤務の能率化・円滑化を図る。 ①総合教育センター1日、②③教育事務所2日	①8/2(金) ②8/21(水) ③11/15(金)	総合教育センター	3年目市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)		システム(総合教育センター)

通番	悉皆	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市単	申込方法 ( )内は窓口
16	●	1033	養護助教諭研修 (小・中・義)	教職の基礎を固めるため、児童生徒理解や、保健室経営等に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得することで実践的指導力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。	9/26 (木)	勤務校WEB型研修	本講座の受講経験がない養護助教諭		システム (総合教育センター)
17	●	1101	新任校長研修 (一部全校長) (小・中・義)	新任校長 (新任副校長) として、本県の教育行政上の基本的事項を理解するとともに、組織を動かしたり危機に的確に対応したりするマネジメント能力の伸長を図り、学校経営に必要な資質や能力を育む。	①4/24(水)PM ②5/17(金)PM ③6/12(水)終日 ④10/22(火)PM ⑤未定	①新任、2年目以降WEB型研修 ②新任のみ総合教育センター ③新任のみ総合教育センター ④新任のみWEB型研修 ⑤文科省主催新任校長研 (オンデマンド配信)	新任校長研修の前半部分に、全校長を対象として実施。 新任校長 (新任副校長) は、センターに参集。2年目以降の校長は、各校でオンラインで受講		システム (総合教育センター)
18	●	1104	新任教頭研修 (一部全教頭) (小・中・義)	新任教頭として、本県の教育行政上の基本的事項を理解するとともに、校長を補佐し、保護者や地域から信頼される学校経営を推進するために必要な資質や能力の向上を図る。 ⑤については、通番74を参照	①4/17(水)PM ②5/8(水)PM ③6/5(水)PM ④6/24(月)PM ⑤5/8(水)AM	①新任、2年目以降WEB型研修 ②新任のみ総合教育センター ③新任のみ総合教育センター ④新任のみWEB型研修 ⑤新任及び未受講者総合教育センター	新任教頭研修の前半部分に、全教頭を対象として実施。 新任教頭は、センターに参集。2年目以降の教頭は、各校でオンラインで受講		システム (総合教育センター)
19	●	1107	新任主幹教諭研修 (小・中・義)	主幹教諭の役割について理解し、生徒指導、へき地教育に関わる学校の課題に対して組織的かつ機動的に問題を解決に導くための研修を通じて、校種や地域をまたいだ複数の学校での指導に対応できる資質や能力の育成を図る。	①4/30(火)PM ②6/14(金)PM ③7月下旬 ※スクールリーダー養成研修Aと同日	①総合教育センター ②勤務校WEB型研修 ③詳細は開催要項参照)	令和6年度における新任主幹教諭及び前年度までの該当者で当研修を未受講の主幹教諭 (岐阜市含む)		システム (総合教育センター)
20	●	1108	新任指導教諭研修 (小・中・義)	指導教諭の役割について理解し、特別支援教育、多文化共生に関わる基本的な事項に対する研修を通して、幅広い知見を身に付けるとともに、指導教諭としての使命感を高めたり、地域の学校や校内に実践を広めたりするなどして資質・能力の向上を図る。	①4/22(月)終日 ②多文化共生・特別支援教育の指定研修から1講座選択	①総合教育センター ②開催要項を参照	令和6年度における新任指導教諭 (岐阜市含む)		システム (総合教育センター)
21	●	1110	研修主事研修 (小・中・義)	研修主事として、研修主事の役割について理解を図るとともに、教職員の資質向上や学校課題への対応に向けた校内研修や日常的な校内での学びを活性化するための資質や能力の育成を図る。	①5/1(水) ②11/20(水)	①勤務校WEB型研修 ②総合教育センター	①令和6年度における新任研修主事 (岐阜市含む) 及び希望する研修指導主事 ②全研修主事		システム (総合教育センター)
22	●	1116	特別支援学級 (小)・言語通級指導教室新任担当教員研修	児童一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な知識や実践的な指導力及び学級経営力を身に付ける。 総合教育センター3日	①6/5 (水) ②8/2 (金) ③10/3 (木)	①②③勤務校WEB型研修	特別支援学級及び言語通級指導教室の新任担当教員で、当研修を未受講の担当教員	◎	システム (総合教育センター)
23	●	1117	特別支援学級 (中) 新任担当教員研修	生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な知識や実践的な指導力及び学級経営力を身に付ける。 総合教育センター3日	①6/5 (水) ②8/5 (月) ③10/3 (木)	①②③勤務校WEB型研修	特別支援学級及び言語通級指導教室の新任担当教員で、当研修を未受講の担当教員	◎	システム (総合教育センター)
24	●	1121	市町村立小中学校等事務職員主任研修	市町村立小中学校等事務職員のうち主任昇任者に対し、主体的に学校運営に参画するために必要な知識・技能を習得させるとともに、事務主任としての使命感の高揚を図る。	7/25(木)	総合教育センター	新任主任市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)		システム (総合教育センター)
25	●	1122	市町村立小中学校等事務職員主査研修	市町村立小中学校等事務職員のうち主査昇任者に対し、組織的に学校運営に参画するために必要な知識・技能を習得させるとともに、事務主査としての使命感の高揚を図る。	7/24(水)	総合教育センター	新任主査市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員 (岐阜市含む)		システム (総合教育センター)

通番	悉皆	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市単	申込方法 ( )内は窓口
26	●	1123	市町村立小中学校等事務職員課長補佐研修	市町村立小中学校等事務職員のうち課長補佐昇任者に対し、学校運営を適切に補佐するために必要な知識・技術を習得させるとともに、課長補佐としての使命感の高揚を図る。	7/26(金)	総合教育センター	新任課長補佐市町村立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)		システム(総合教育センター)
27	●	1126	事例を通して学ぶいじめ事案研修会(小・中・義の全ての校長)	いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて、管理職として平素から何に気を付けておくべきなのか、またいじめと疑われる事案の情報を受けたとき、何に留意し、事態の解決に向けてどのように行動すべきなのかを、弁護士から、事例研究を通して、法に基づいた対処の方法を学ぶ。	5/23(木)	勤務校WEB型研修	小・中・義務教育学校の全ての校長(岐阜市含む)		システム(総合教育センター)
28	●	1127	事例を通して学ぶいじめ事案対応研修(小・中・義の全ての生徒指導主事)	いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けて、担当者として平素から何に気を付けておくべきなのか、またいじめと疑われる事案の情報を受けたとき、何に留意し、事態の解決に向けてどのように行動すべきなのかを、弁護士から、事例研究を通して、法に基づいた対処の方法を学ぶ。	5/23(木)	勤務校WEB型研修	小・中・義務教育学校の全ての生徒指導主事(岐阜市含む)		システム(総合教育センター)
29	●		栄養教諭・学校栄養職員研修会	学校給食の衛生管理の徹底や適正な給食管理及び、学校給食を活用した効果的な食に関する指導の在り方について研修する。	6/6(木)		公立学校の栄養教諭・学校栄養職員(岐阜市含む)		システム(体育健康課)
30	●		市町村教育委員会及び県立学校学校給食担当者会	適切な学校給食の実施及び食育推進体制の構築を図るための方策や、食中毒事故の防止に係る学校給食施設や学校での衛生管理の徹底等について研修する。	5/21(火)		市町村教育委員会の学校給食担当者 県立学校の学校給食担当者		システム(体育健康課)

〈特別支援教育課に申し込む研修〉

通番	悉皆	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市単	申込窓口
31	●		特別支援教育コーディネーター研修会	発達障がいを含め、障がいのある幼児、児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応するとともに、校内支援体制の整備を推進するため、特別支援教育コーディネーターとして必要な最新の知識や情報の習得と実践力を身に付ける。	5/31(金) 11/1(金)	勤務校WEB型研修	幼・小・中・義・高・特別支援学校の新任及び未受講の特別支援教育コーディネーター(岐阜市小中以外)	◎	システム(特別支援教育課)

〈岐阜教育事務所に申し込む研修及びその他の方法で申し込む研修等〉

通番	悉皆	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市単	申込窓口
32	●	4000	幼稚園教育課程研究協議会	幼稚園の教育課程の編成及び実施に伴う指導上の諸問題についての専門的な講義や研究協議を通して、幼稚園教育の充実を図る。※飛騨地区と共同開催	7/29(月)	総合教育センター	公立：全教員の3分の1程度 私立：各園2名以内(希望) 保育：各所2名以内(希望) (岐阜市含む)		システム(岐阜教育事務所)
33	●	4001 ～ 4015	小学校教育課程研究協議会	小学校学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、教育課程の実施に生かす。	7/22(月)～ 7/26(金)	勤務校WEB型研修	校長、副校長、教頭を含む全教員の3分の1程度(初任者は除く)(岐阜市以外)	◎	システム(岐阜教育事務所)
34	●	4016 ～ 4029	中学校教育課程研究協議会	中学校学習指導要領の趣旨や内容の適切な理解を図り、教育課程の実施に生かす。	7/8(月)～ 7/12(金)	勤務校WEB型研修	校長、副校長、教頭を含む全教員の3分の1程度(初任者は除く)(岐阜市以外)	◎	システム(岐阜教育事務所)
35	●	4030	へき地・複式教育研修会	へき地・複式学校における学校・学級経営並びに学習指導、生徒指導等について研究協議を行い、指導力の向上を図る。 ※西濃地区と共同開催	未定	岐阜市立網代小学校	へき地、複式学校に初めて勤務する教員(悉皆) へき地教育及び少人数指導について学びたい教員(希望)		システム(岐阜教育事務所)
36	●	4031	人権教育幹部研修会(校長、副校長)	「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を一層深めるとともに、様々な人権問題を解決できる実践力を高める人権教育推進の方途について徹底を図る。	5/16(木)PM	勤務校WEB型研修	校長、副校長(岐阜市以外)	◎	システム(岐阜教育事務所)

通番	悉皆	講座番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜市単	申込方法 ( )内は窓口
37	●	4032	人権教育幹部研修会（人権教育主任）	「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、同和問題を重要な人権問題の一つとして捉え、正しい認識と理解を一層深めるとともに、様々な人権問題を解決できる実践力を高める人権教育推進の方途について徹底を図る。	5/27(月)PM	勤務校WEB型研修	人権教育主任（岐阜市以外）	◎	システム（岐阜教育事務所）
38	●	4033	人権教育教員研修会（羽・各・二）	「岐阜県人権教育基本方針」に基づき、全教育活動を通じ、同和問題をはじめ様々な人権問題に対する認識力・自己啓発力・行動力を育成し、確かな人権感覚を身に付ける教育活動の在り方について理解を深め、教員の資質・能力の向上を図る。	9/27(金)PM	岐南町立東小学校	教員各校1名（初任者、教務主任、人権教育主任は除く）：羽島市・各務原市・羽島郡二町	◎	システム（岐阜教育事務所）
39	●	4034	人権教育教員研修会（山・瑞・本・北）	同上	10/24(木)PM	総合教育センター	教員各校1名（初任者、教務主任、人権教育主任は除く）：山県市・瑞穂市・本巣市・北方町	◎	システム（岐阜教育事務所）
40		4035	教科書無償給与事務連絡会	教科書無償給与事務について理解を図る。	2/26(水)	勤務校WEB型研修	市町村教育委員会の担当者 小・中・義務教育学校の希望者		システム（岐阜教育事務所）
41	●		令和7年度岐阜県立高等学校入学者選抜要項・特別支援学校入学者選考要項説明会	令和6年度岐阜県立高等学校入学者選抜要項及び特別支援学校入学者選考要項を周知する。 ※中・義務教育学校（後期課程）の特別支援教育の担当者は、希望があれば参加可	6/20(木)	勤務校WEB型研修	中・義務教育学校（後期課程）の校長又は教頭 中・義務教育学校（後期課程）の進路指導主事 市町村教育委員会の担当者		申込み不要
42	●	4036	講師研修会1-①	教職の基礎を固めるため、児童生徒理解や、学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ※講師研修会1-①と1-②はいずれかを選択（1-①と1-②は同一の内容） ※システムにて「申込む教科」を入力 ※非常勤講師の参加は当該市町教育委員会の判断による	5/15(水)	総合教育センター	常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者（悉皆） すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師（希望）	◎	システム（岐阜教育事務所）
43	●	4037	講師研修会1-②	同上	5/20(月)	総合教育センター	常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者（悉皆） すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師（希望）	◎	システム（岐阜教育事務所）
44	●	4038	講師研修会2-①	教職の基礎を固めるため、児童生徒理解や、学習指導等に関する基礎的・基本的な知識や技能を習得することで実践的指導力を高めるとともに、教育公務員としての使命感や学校組織の一員としての自覚を高める。 ※講師研修会2-①と2-②はいずれかを選択（2-①と2-②は同一の内容） ※システムにて「申込む教科」を入力 ※非常勤講師の参加は当該市町教育委員会の判断による	10/18(金)	総合教育センター	常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者（悉皆） すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師（希望）	◎	システム（岐阜教育事務所）
45	●	4039	講師研修会2-②	同上	10/21(月)	総合教育センター	常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者（悉皆） すでに受講済みで、参加を希望する常勤講師（希望）	◎	システム（岐阜教育事務所）
46	●	4040	小学校体力向上マネジメント指導者講習会（岐阜市）	各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ※小学校の小規模校において参加が困難な場合は、近隣の参加者を講師に招いた伝達講習が実施可能な場合は参加を考慮する。	7/23(火)	岐阜市教育研究所 体育館	小・義務教育学校（前期課程）の体力向上のマネジメントができる教員各校1名		システム（岐阜教育事務所）
47	●	4041	小学校体力向上マネジメント指導者講習会（岐阜市以外）	各運動種目の効果的な指導の在り方について研修する。 ※小学校の小規模校において参加が困難な場合は、近隣の参加者を講師に招いた伝達講習が実施可能な場合は参加を考慮する。	7/30(火)	山県市立美山中学校 体育館	小・義務教育学校（前期課程）の体力向上のマネジメントができる教員各校1名		システム（岐阜教育事務所）

通番	悉皆	講座 番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜 市単	申込方法 ( )内は窓口
48	●	4042	学校安全講習会	生活安全・災害安全(防災)・交通安全の安全管理・安全教育及び管理職の危機管理対応の内容について研修する。	6/10(月)PM	総合教育センター	幼・小・中・義・高・特別支援学校の教頭又は安全担当者各校1名(悉皆) 市町教育委員会の希望者		システム(岐阜教育事務所)
49	●	4043	学校保健講習会 (岐阜地区すべて)	健康教育の現状と新たな課題を踏まえ、養護教諭の専門性及び求められる資質・指導力の向上、学校が家庭や地域の関係機関等と連携して課題解決にあたるためのコーディネーターとしての役割について研修する。	6/21(金)	総合教育センター	小・中・義務教育学校の養護教諭		システム(岐阜教育事務所)
50	●	4045	小・中・義務教育学校新任生徒指導主事講座	生徒指導主事としての職務、いじめや不登校等の未然防止、早期発見、早期対応の在り方について研修する。	5/9(木)PM	総合教育センター	小・中・義務教育学校の新任生徒指導主事(小・中ともに生徒指導主事経験のない者)(岐阜市含む)		システム(岐阜教育事務所)
51	●	4046	小・中・義務教育学校生徒指導主事連絡協議会	生徒指導主事としての職務の理解と管内におけるいじめや不登校の未然防止に係る取組について事例や演習等を通して研修する。	5/9(木)PM	総合教育センター	小・中・義務教育学校の生徒指導主事(岐阜市含む)		システム(岐阜教育事務所)
52	●	4047	教育相談体制の充実を図るためのスクールカウンセラー等連絡協議会兼設置校連絡会	校内の教育相談体制の充実や教職員の教育相談に関する資質向上を図るための校内研修の在り方等について、スクールカウンセラー等の積極的な活用という視点から研修する。	4/24(水)PM		S C、S相及び小・中・義務教育学校の教育相談コーディネーター(岐阜市含む)		システム(岐阜教育事務所) ※SC、S相は申込不要
53		4048	生徒指導・教育相談担当者会	岐阜地区内各学校の生徒指導、不登校対策充実に向けての支援の在り方について検討する。	4/15(月)AM 6/17(月)AM 10/24(木)AM 1/27(月)AM	総合教育センター	市町教育委員会、エールぎふの生徒指導担当者及び不登校対策担当者		申込み不要
54	●		岐阜地区主幹教諭研修会	主幹教諭としての専門性を高めるとともに、教育の今日的な課題に関する研修を深め、資質の向上を図る。	4/26(金)PM 9/26(木)PM 12/5(木)PM	総合教育センター	主幹教諭(岐阜市含む)		申込み不要
55	●		岐阜地区指導教諭研修会	指導教諭としての専門性を高めるとともに、教育の今日的な課題に関する研修を深め、資質の向上を図る。	5/9(木)PM 1/30(木)PM	総合教育センター	指導教諭(岐阜市含む)		申込み不要
56			岐阜地区幼・小・中・義・高等学校生徒指導連携強化委員会・家庭教育推進会議	幼・小・中・義・高等学校の生徒指導の連携、地域ぐるみの生徒指導や家庭教育の充実について研究協議する。	7/1(月)PM 10/24(木)PM	岐南町立岐南中学校 岐阜市立岐阜商業高等学校	郡市生指導連携強化委員会会長6名、郡市担当者、PTA・青少年育成団体代表者、関係警察署、市町教育委員会の生徒指導・家庭教育各担当者		申込み不要
57			教育支援地区研究協議会	特別支援教育に対する具体的な理解、障がいのある子ども及びその保護者に対する就学相談、就学指導等の進め方や、教育支援の体制づくりについて協議する。	5/16(木) 9/18(水)	総合教育センター	市町村教育委員会の教育支援担当者		参加申込書
58			地域連携ネットワーク会議	岐阜地区における特別支援教育の体制整備のための関係諸機関の連携の在り方を協議する。	9/18(水)	総合教育センター	教育事務所長が委託した教育機関等の代表者及び市町教育委員会の特別支援教育担当者		参加申込書
59			岐阜地区特別支援教育連携協議会	岐阜地区における特別支援教育の体制整備のための関係諸機関の連携の在り方を協議する。	7/19(金)	総合教育センター	教育事務所長が委託した福祉、医療、労働、教育機関等の代表者及び市町教育委員会の特別支援教育担当者		参加申込書

通番	悉皆	講座 番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜 市単	申込方法 ( )内は窓口
60			発達障がい支援担当教員養成事業	発達障がいのある幼児児童生徒の支援を担当する教員及び、発達障がいを対象とする通級指導教室の担当教員を対象とし、実践力豊かな通級指導教室担当教員（コア・ティーチャー）による研修により、発達障がい支援の基本的な内容の習得及び専門性、実践的指導力の向上を図る。スタンダード研修、ベーシック研修、スタート研修、ステップアップ研修、レベルアップ研修			スタンダード研修 ベーシック研修 スタート研修 ステップアップ研修 レベルアップ研修		参加申込書
61			地域学校協働活動フォーラム	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進にかかわる知識・技術を学び、地域学校協働活動や地域づくりを推進する資質の向上を図る。	9/17(火)PM	勤務校WEB型研修	地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、市町村担当職員、教職員、学校運営協議会委員、公民館等職員、社会教育委員、まちづくり協議会関係者、NPO関係者等		参加申込書 (環境生活政策課)
62			コミュニティ・スクール 地域学校協働活動研修	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動に対応する専門的知識・技術を習得し、地域連携にかかわる学校教職員等の資質向上を図る。	7/23(火)PM	勤務校WEB型研修	教職員、学校関係者、市町村教育委員会事務局職員等		参加申込書 (環境生活政策課)
63			岐阜地区地域・家庭・学校の連携による教育力向上研究大会	次世代の地域の担い手である子どもたちに豊かな人間性を育むため、地域・家庭・学校の関係者が集い、共に学び、共に考え、地域の連携強化・教育力向上を図る。	7/30(火)PM	本巢市(会場未定)	社会教育委員、公民館主事、青少年育成推進員等の社会教育関係者、社会教育担当行政職員、市町教育委員会事務局職員、PTA、教職員、学校運営協議会委員、大学生ボランティア等		参加申込書 (環境生活政策課)
64			岐阜地区社会教育委員・公民館関係者等合同研修会	「地域の教育力向上」の中心的な役割を担う社会教育委員や公民館関係者等の連携強化と資質向上を図る研修会を開催し地域学校協働活動や地域づくりを推進する。	11/14(木)PM	不二羽島文化センター	社会教育委員、公民館主事、社会教育担当行政職員、教職員・学校関係者 等		参加申込書 (環境生活政策課)
65	●		家庭教育学級リーダー研修会(幼・保)	学びのある家庭教育学級を目指し、内容や運営方法について他園の実践等から学び、家庭教育学級担当者としての資質向上を図る。	5/10(金)AM	勤務校WEB型研修	幼・保家庭教育学級担当者、PTA家庭教育学級リーダー、市町村教育委員会の担当者		参加申込書 (環境生活政策課)
66	●		家庭教育学級リーダー研修会(小学校)	学びのある家庭教育学級を目指し、内容や運営方法について他校の実践等から学び、家庭教育学級担当者としての資質向上を図る。	5/17(金)AM	勤務校WEB型研修	中学校家庭教育学級担当者、PTA家庭教育学級リーダー、市町村教育委員会の担当者		参加申込書 (環境生活政策課)
67	●		家庭教育学級リーダー研修会(中学校)	学びのある家庭教育学級を目指し、内容や運営方法について他校の実践等から学び、家庭教育学級担当者としての資質向上を図る。	5/16(木)PM	勤務校WEB型研修	小学校家庭教育学級担当者、PTA家庭教育学級リーダー、市町教育委員会担当者		参加申込書 (環境生活政策課)
68			岐阜県青少年美術展少年部	青少年への美術の普及、創造的表現力の開発を目指し、広く県全域から作品を公募し、一般に公開する。 ①受付(小・義・個人・塾) ②受付(幼保、認定こども園・中) ③一次選定 ④作品の返却	①5/21(火) ②5/22(水) ③5/31(金) ④7/22(月)	総合教育センター	県内に在住又は県内の小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校(小学部・中学部)、幼稚園、保育園、認定こども園等に在籍する児童生徒(令和6年4月1日現在3歳以上)		参加申込書 (文化伝承課)

通番	悉皆	講座 番号	名称	内容	期日	会場	対象	岐阜 市単	申込方法 ( )内は窓口
69			岐阜地区社会教育担当者研修会	社会教育の振興充実に向けて、市町の実践状況の交流や、社会教育及び学校教育の今日的な課題の研修により、担当者の資質向上を図る。	①4/24(水)AM ②6/12(水)AM ③7/30(火)PM ④10/16(水)AM ⑤12/11(水)AM ⑥2/20(木)AM	総合教育センター 等	各市町教育委員会 別愛の社会教育担当者		参加申込書 (教育支援課 学校地域連携 係)
70			外国人児童生徒教育連絡協議会	県内各学校に在籍する外国人児童生徒の増加にともなう、集住化と散在化や多言語化などの新たな課題を踏まえ、市町村教育委員会の受け入れ体制の整備や学校の日本語指導、キャリア教育等の充実など、当該児童生徒の将来を見据えた進学から進学、就労に至る支援の一層の充実を図る。 ①県全体での開催 ②各地区での開催	①5/16(木) ②10/3(木)	総合教育センター	①②市町教育委員会の担当者 ①②外国人児童生徒適応指導員 ②日本語指導加配教員(常勤)		参加申込書
71			外国人児童生徒教育カリキュラム開発推進会議	小・中・義務教育学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒を対象に、初期指導における日本語指導や教科指導に係る、特別の教育課程における指導計画及び教材等の作成、活用を通して、日本語の理解・定着の促進及び学力の向上を図る。	①5/27(月) ②6/25(火) ③10/16(水) ④1/27(月)	総合教育センター	関係市町村教育委員会(各務原市及び瑞穂市)の担当者 関係学校(各務原市及び瑞穂市の学校)の担当者		参加申込書
72	●		初任者研修実施校校長等連絡協議会	初任者研修実施校に対して、研修の目的及び内容を周知するとともに、実施校相互の連携及び情報交換等により、初任者研修の円滑かつ効果的な実施を図る。	4/9(火) 資料送付のみ	勤務校	初任者研修実施校の校長	◎	参加申込書
73	●		初任者研修実施校指導教員等連絡協議会	初任者研修実施校の拠点校指導教員及び校内指導教員に対して、初任者研修制度による研修内容や方法等の徹底を図る。 ※年間2回実施	①4/9(火)PM ②7/30(火)PM	勤務校WEB型研修	拠点校指導教員、校内指導教員(各校1人)、関係市町教育委員会初任者研修担当者	◎	参加申込書
74	●		人事評価 評価者研修会	別途送付の実施要項による。	5/8(水)AM	総合教育センター	新任管理職(初めて人事評価を行う新任校長、新任教頭)(岐阜市含む)		申込み不要
75	●		岐阜地区事務職員研修会	別途送付の実施要項による。	6/26(水)PM 10/2(水)PM	総合教育センター	市町立小・中・義・特別支援学校事務職員(岐阜市含む)		申込み不要

令和6年度 初任者研修（小・中・義）実施計画書

日数	期日	研修		主管	会場	内容
1	5月 7日（火）	センター研修①		教育研修課	県総合教育センター(Web)	・服務 ・児童生徒理解 ・人権教育 ・危機管理 等
2	6月 11日（火）	センター研修②		教育研修課	県総合教育センター(Web)	・特別支援教育 ・特別活動 ・メンタルマネジメント 等
3	6月 25日（火）	授業づくり研修①		岐阜教育事務所	各会場校及び県総合教育センター	・教科等の授業参観と研究会 等
4	7月 29日（月）	教科等実践的指導力向上研修		教育研修課	県総合教育センター(Web)	・教科指導力向上のための研修
5	7月 30日（火）	1団	教科等実践的指導力向上研修	教育研修課	県総合教育センター	・教科指導力向上のための研修
5	7月 31日（水）	2団	教科等実践的指導力向上研修	教育研修課	県総合教育センター	・教科指導力向上のための研修
5	8月 1日（木）	3団	教科等実践的指導力向上研修	教育研修課	県総合教育センター	・教科指導力向上のための研修
6	12月 10日（火）	授業づくり研修②		岐阜教育事務所	各会場校及び県総合教育センター	・教科等の授業参観と研究会 等
7	1月 28日（火）	授業づくり研修③		岐阜教育事務所	県総合教育センター	・道徳科、各領域等における指導 ・自己研修課題の振り返り 等
8	2月 18日（火）	センター研修③		教育研修課	県総合教育センター(Web等)	・教育相談 ・情報モラル教育 等
9	月 日（火）	連携校研修①		連携校 拠点校指導教員	初任者在勤校	・研修課題を設定し、その具現に向けて、研究授業、授業研究等をチームで行う研修
10	月 日（火）	連携校研修②				
11	月 日（火）	連携校研修③				
12	月 日（火）	連携校研修④				
13	月 日（火）	地域研修①		市町教育委員会	市町の会場	・地域の理解及び地域連携についての研修
14	月 日（火）	地域研修②				

※会のもち方を、Web会議やWeb会議との併用に変更する可能性があります。

	期日	名称	会場	対象
<input type="checkbox"/>	4月 9日 ～	初任者研修実施校校長等連絡協議会(初長連)	資料送付のみ	初任者研修実施校の校長
<input type="checkbox"/>	4月 9日（火）	初任者研修実施校指導教員等連絡協議会(初指連)①	在勤校(Web会議)	拠点校指導教員、校内指導教員(各校1人)、及び関係市町教育委員会初任者研修担当者 ※①悉皆、②希望者
<input type="checkbox"/>	7月 30日（火）	初任者研修実施校指導教員等連絡協議会(初指連)②	在勤校(Web会議)	

下記の研修事業については、別途実施要項を配付します。参加者の申し込みについては、後日、連絡します。

## 1 主任層研修

研修事業名	対 象	期 日	研修内容	会 場
学校経営研修会	市町教委の推薦を受けた者	8月5日(月)	講話 法令研修 事例研修 等	県総合教育センター

## 2 評価者研修

研修事業名	対 象	期 日	研修内容	会 場
人事評価 評価者研修会	新任管理職 (初めて人事評価を行う 新任校長・新任教頭)	5月8日(水)	人事評価に係る 評価者研修等	県総合教育センター

## 3 事務職員研修

研修事業名	対 象	期 日	研修内容	会 場
学校事務職員 3年目研修	該当者	8月21日(水)	講話 実技指導 問題演習等	県総合教育センター
		11月15日(金)	講話 実技指導 問題演習等	県総合教育センター
岐阜地区事務職員 研修会	事務職員	6月26日(水)	講話 実技指導等	県総合教育センター
		10月2日(水)	講話 実技指導等	県総合教育センター

## 令和6年度 研修事業の主な変更点、留意点等

岐阜教育事務所

- 研修申込については、大分類によって「総合教育センター」「特別支援教育課」「岐阜教育事務所」に分かれるため、「研修講座2024」「令和6年度岐阜教育事務所研修事業一覧表」を参考に、研修名を確認する。
- 研修申込期間は、令和6年4月9日（火）～4月16日（火）午後5時締切
- 今年度も引き続き、集合型研修、WEB型研修による研修が行われるため、必ず受講日の数日前に、総合教育センターHP内の研修申込システムに、ID、パスワードを用いてログインの上、開催要項にて、受講方法等を確認する。
- 「研修終了後アンケート」「還元度アンケート」の2つのアンケートへの回答によって研修修了となる。講座番号1000番台～3000番台は、総合教育センターの講座のため、確実に実施する。4000番台以降は、岐阜教育事務所の研修のため、実施要項や当日の指示により振り返しを行う。

### 通番2 初任者研修（小・中・義）【変更】

- ・研修の内容については、これまで「手引き」に位置付けられていたものを「実施要項」として定め、HPに掲載
- ・「前期報告書」を廃止し、年間の「報告書」のみとする。

### 通番16 養護助教諭研修（小・中・義）【新規】

- ・養護助教諭を対象に、児童生徒理解や保健室経営等に関する基礎的・基本的な知識・技能を習得することで、実践的指導力を高める。
- ・通番42～45の講師研修と合わせてとることで、教育公務員としての服務に関する研修も行う。

### 通番17 新任校長研修（一部全校長）（小・中・義）【変更】

- ・4月24日は、新任校長研修の前半部分に、全校長を対象として実施する。  
新任校長（新任副校長）は、センターに参集。2年目以降の校長は、各校でオンライン受講

### 通番18 新任教頭研修（一部全教頭）（小・中・義）【変更】

- ・4月17日は、新任教頭研修の前半部分に、全教頭を対象として実施する。  
新任教頭は、センターに参集。2年目以降の教頭は、各校でオンライン受講
- ・⑤については、通番74を参照

### 通番21 研修主事研修（小・中・義）【変更】

- ・第1回：オンラインにて新任研修主事及び希望する研修主事が参加する。
- ・第2回：管内の全研修主事がセンター参集し、実践交流を行う。

### 通番31 特別支援教育コーディネーター研修会【再掲】

- ・令和6年度も、勤務校WEB型研修になる。
- ・「教員研修申込システム（特別支援教育課）」から申し込む。（岐阜市の小中以外）

### 通番33、34 小学校教育課程研究協議会、中学校教育課程研究協議会【変更】

- ・令和6年度は、3年サイクルの1年次になり、研究協議会として実施する。
- ・受講は、岐阜教育事務所管内（岐阜市以外）の小中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。ただし、初任者研修の対象者は除く。
- ・小学校は、「国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語・外国語活動、特別支援教育、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、管理職」の15部会を設置する。  
（※令和6年度より「管理職」の部会が追加）
- ・中学校は、「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、技術・家庭、保健体育、外国語、特別支援教育、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、管理職」の14部会を設置する。  
（※令和6年度より「管理職」の部会が追加）
- ・「教員研修申込システム（岐阜教育事務所）」から申し込む。

### 通番35 へき地・複式教育研修会【変更】

- ・令和6年度は、岐阜地区実施。岐阜市立網代小学校で実施予定。

### 通番36 人権教育幹部研修会【変更】

- ・令和6年度は、校長及び副校長対象（岐阜市以外）の悉皆の研修会として実施する。

### 通番42～45 講師研修会【変更】

- ・常勤講師で初任者研修及び当研修の未受講者は、「講師研修会1」及び「講師研修会2」を受講する。
- ・講師研修会1-①と1-②は、いずれかを選択する。（1-①と1-②は同一の内容）
- ・講師研修会2-①と2-②は、いずれかを選択する。（2-①と2-②は同一の内容）
- ・「教員研修申込システム（岐阜教育事務所）」から申し込み、「申込む教科」を入力する。

### 通番72 初任者研修実施校校長等連絡協議会【再掲】

- ・すべての初任者研修実施校の校長に、「初任者研修実施校指導教員等連絡協議会」に関わる資料を配布する。

### 通番73 初任者研修実施校指導教員等連絡協議会【再掲】

- ・年間2回、①4/9（火）（勤務校WEB型研修）、②7/30（火）（勤務校WEB型研修）に実施する。令和5年度は、②が希望者であったが、令和6年度は、どちらも悉皆とする。

# 令和6年度 小学校教育課程研究協議会 実施要項

岐阜教育事務所

## 1 目的

小学校学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。

## 2 主催

岐阜教育事務所、羽島市教育委員会、各務原市教育委員会、山県市教育委員会、瑞穂市教育委員会、本巣市教育委員会、羽島郡二町教育委員会、本巣郡北方町教育委員会

## 3 受講

- 岐阜教育事務所管内（岐阜市以外）の小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。ただし、初任者研修の対象者は除く。
- 3年間（令和6年度～令和8年度）で全教員が受講するよう計画的に実施する。

## 4 開設する部会

	教科等
小学校 (15部会)	国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、 外国語・外国語活動、特別支援教育、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、 特別活動、管理職

## 5 内容

- 全体主題に基づいて、部会ごとに実践協議を行う。

<全体主題> 指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方
---------------------------------------

## 6 開催方法

- 岐阜教育事務所よりオンライン方式で、半日（3時間）の開催とする。
- 所属長の判断により、在宅勤務・自宅研修として実施することを可とする。
- ネットワーク環境への負荷を考慮して、教科等別に日にちを分散して開催する。

## 7 開催日

日にち	部会	
	午前	午後
7月22日（月）	理科、体育	外国語・外国語活動、図画工作
7月23日（火）	算数、生活	社会、音楽
7月24日（水）	特別支援教育	家庭
7月25日（木）	国語	総合的な学習の時間、管理職
7月26日（金）	特別活動	特別の教科 道徳

## 8 受講に向けて

- 当該教科等の学習指導要領（平成29年告示）解説を準備する。  
特別支援教育部会の参加者は、「特別支援学校学習指導要領 解説 各教科等編（小学部・中学部）平成30年3月」及び「特別支援学校学習指導要領（平成29年告示）解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月」を準備する。
- 当該教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和2年3月）を準備する。なお、本資料は、国立教育政策研究所教育課程研究センターHPからダウンロードすることもできる。
- 研修申込システムの「参考資料」に掲載された資料をダウンロードしておく。※「11 その他」参照

## 9 日程

### ア 午前を実施する場合

8:00	9:00	10:00	12:00
オンライン 接続	全体会 教科説明	分科会 グループ協議等	

### イ 午後を実施する場合

12:30	13:30	14:30	16:30
オンライン 接続	全体会 教科説明	分科会 グループ協議等	

## 10 留意事項

- 各学校は、3年間（令和6年度～令和8年度）を通して、可能な限り全ての教科（特別活動、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間を含む）に参加できるように計画する。ただし、学校規模等の関係で対応が困難な場合は、その限りではない。
- 希望すれば管理職と相談の上、複数の部会に参加することも可能とする。

## 11 その他

- 受講希望者は、管理職の指導を受け、岐阜県総合教育センターの研修申込システムにて申込みを行う。  
なお、岐阜県総合教育センターの研修申込システムでは、「大分類」を「岐阜教育事務所」にして検索ボタンを押すと、教育課程研究協議会が表示される。  
（申込期間：令和6年4月9日（火）～令和6年4月16日（火）午後5時まで）
- 岐阜教育事務所が作成した資料は、教育課程研究協議会の3日前までに研修申込システムの「参考資料（URLリンク）」に掲載する。
- 教育課程研究協議会に係る連絡事項は、研修申込システムの「参考資料（URLリンク）」に掲載する。  
受講者は、受講3日前と受講日の前日に連絡事項を確認する。

# 令和6年度 中学校教育課程研究協議会 実施要項

岐阜教育事務所

## 1 目的

中学校学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。

## 2 主催

岐阜教育事務所、羽島市教育委員会、各務原市教育委員会、山県市教育委員会、瑞穂市教育委員会、本巣市教育委員会、羽島郡二町教育委員会、本巣郡北方町教育委員会

## 3 受講

- 岐阜教育事務所管内（岐阜市以外）の中学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。ただし、初任者研修の対象者は除く。
- 3年間（令和6年度～令和8年度）で全教員が受講するよう計画的に実施する。

## 4 開設する部会

	教科等
中学校 (14部会)	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、特別支援教育、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、管理職

## 5 内容

- 全体主題に基づいて、部会ごとに実践協議を行う。

<全体主題>

指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方

## 6 開催方法

- 岐阜教育事務所よりオンライン方式で、半日（3時間）の開催とする。
- 所属長の判断により、在宅勤務・自宅研修として実施することを可とする。
- ネットワーク環境への負荷を考慮して、教科等別に日にちを分散して開催する。

## 7 開催日

日にち	部会	
	午前	午後
7月 8日（月）	社会、音楽	美術
7月 9日（火）	数学	特別支援教育
7月10日（水）	国語	保健体育、技術・家庭
7月11日（木）	理科、外国語	総合的な学習の時間、管理職
7月12日（金）	特別活動	特別の教科 道徳

## 8 受講に向けて

- 当該教科等の学習指導要領（平成29年告示）解説を準備する。  
特別支援教育部会の参加者は、「特別支援学校学習指導要領 解説 各教科等編（小学部・中学部）平成30年3月」及び「特別支援学校学習指導要領（平成29年告示）解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月」を準備する。
- 当該教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和2年3月）を準備する。なお、本資料は、国立教育政策研究所教育課程研究センターHPからダウンロードすることもできる。
- 研修申込システムの「参考資料」に掲載された資料をダウンロードしておく。※「11 その他」参照

## 9 日程

### ア 午前を実施する場合

8:00	9:00	10:00	12:00
オンライン 接続	全体会 教科説明	分科会 グループ協議等	

### イ 午後を実施する場合

12:30	13:30	14:30	16:30
オンライン 接続	全体会 教科説明	分科会 グループ協議等	

## 10 留意事項

- 各学校は、3年間（令和6年度～令和8年度）を通して、可能な限り全ての教科（特別活動、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間を含む）に参加できるように計画する。ただし、学校規模等の関係で対応が困難な場合は、その限りではない。
- 希望すれば管理職と相談の上、複数の部会に参加することも可能とする。

## 11 その他

- 受講希望者は、管理職の指導を受け、岐阜県総合教育センターの研修申込システムにて申込みを行う。  
なお、岐阜県総合教育センターの研修申込システムでは、「大分類」を「岐阜教育事務所」にして検索ボタンを押すと、教育課程研究協議会が表示される。  
（申込期間：令和6年4月9日（火）～令和6年4月16日（火）午後5時まで）
- 岐阜教育事務所が作成した資料は、教育課程研究協議会の3日前までに研修申込システムの「参考資料（URLリンク）」に掲載する。
- 教育課程研究協議会に係る連絡事項は、研修申込システムの「参考資料（URLリンク）」に掲載する。  
受講者は、受講3日前と受講日の前日に連絡事項を確認する。

## 「教員研修申込システム」による申込みの流れについて

岐阜教育事務所

①管理職との面談等を通して、育成指標に基づいた研修計画を立て、受講する研修事業を決める。  
※「岐阜県総合教育センター 研修講座2024」及び「岐阜教育事務所の事業」を参照ください。

②「教員研修申込システム」に、「個人」もしくは「申込担当者権限」のID、PWでログインする。  
<https://flex2.gifu-net.ed.jp/system/users/login>

③「受講申込」アイコンをクリックし、研修受講申込画面をひらく。  
④システム画面上の「大分類」タブから、(窓口) (ex. 総合教育センター、岐阜教育事務所、義務教育課等) を選択し、研修講座名(研修番号)を「検索」する。  
⑤該当研修の「受講申込」をクリックし、手続きする。  
⑥この時、『申込コメント』欄に〇〇を入力」と注意書きがある場合は、「申込コメント」欄に必要事項を入力し、講師研修会等のように『申込む教科』を入力」と注意書きがある場合は、「申込む教科」タブから該当教科を選択する。  
⑦必要事項を選択、入力後、画面下方の「申込をする」アイコンをクリックする。  
※個人及び申込担当者の作業は、これで終了です。

スマートフォンからもアクセスできます!



⑧管理職が、「管理職権限」により、申込みを「承認」する。  
※「承認」しない場合は、「取消」してください。「却下」すると、再申込みできなくなります。  
※「承認」までを、申込期間中に行ってください。  
申込期間：令和6年4月9日(火)～4月16日(火)17時締切

⑨「承認」された申込みについて、主催者が「確定」する。  
※定員を超えての申込みがある場合は、一次申込の締切後に抽選が行われるため、「トップメニュー」画面で「状況」を確認してください。

⑩実施日の前日までに、日程や場所等の変更の有無(Web会議等)を、「教員研修申込システム」で確認する。  
※岐阜教育事務所が主催する研修事業は、市町教育委員会を通して実施要項が送付されます。

研修の受講

〈「教員研修申込システム」により申込みをした研修事業の  
欠席、遅刻等の報告について〉

○管理職が、「教員研修申込システム」の「研修受講出欠」より、欠席、遅刻等を登録する。  
(登録は、原則1週間前までとする。「出欠コメント」欄に、理由を記入する。)  
※岐阜教育事務所が主催する研修事業については、あわせて、その旨を電話で連絡してください。

# 研修にかかわる補足説明

岐阜教育事務所

## 1 欠席、遅刻、早退について

### (1) 「教員研修申込システム」により申込みをした研修事業の場合

- ・総合教育センター、岐阜教育事務所が主催する研修事業ともに、管理職が、「教員研修申込システム」の「研修受講出欠」より、欠席、遅刻等を登録する。
- ・登録は、原則1週間前までとする。
- ・「出欠コメント」欄に、理由を記入する。
- ・岐阜教育事務所が主催する研修事業については、あわせて、その旨を電話連絡する。

〈報告の流れ〉 学校 → 市町教育委員会 → 岐阜教育事務所

### (2) 「参加申込書」による申込み、及び「申込み不要」の研修事業の場合

- ・様式1「欠席・遅刻・早退(届)」により届け出る。
- ・届け出は、原則1週間前までとする。

〈報告の流れ〉 学校 → 市町教育委員会 → 岐阜教育事務所

※いずれも、実施日の事故等、緊急の場合は、まず電話で主催者に連絡し、その後速やかに、欠席、遅刻等を登録または届け出る。

## 2 気象警報発表時の対応

※岐阜教育事務所が主催する研修事業に限る。



①研修開始時刻2時間前までに、研修会場がある市町の気象警報が全て解除された場合	研修を実施
②研修開始時刻2時間前に、研修会場がある市町に気象警報が発表されている場合	研修を中止 ※代替研修を実施する場合は、後日、市町教育委員会を通して連絡される。
③研修者の所属している学校や園等のある市町に気象警報が発表されている場合	所属長の指導を受け、出欠を判断 ※欠席、遅刻の場合は、「1」の対応をする。

※総合教育センターが主催する研修事業については、HPで確認する。

様式1

第 号  
令和 年 月 日

岐阜教育事務所長 様

学校名

校長名

## 欠席・遅刻・早退（届）

下記の職員が【欠席・遅刻・早退】することは、次の理由によりやむを得ないことと認めますので、届けます。

記

氏名	
研修事業名	
欠席、遅刻、早退する日時	令和 年 月 日（ ） 時 分 から 令和 年 月 日（ ） 時 分 まで
理由	

※「参加申込書」による申込み、及び「申込み不要」の研修事業については、本紙（様式1）により、欠席、遅刻等を届け出ます。

## 学校事故等の報告要領

学校安全課

### 【学校の対応】

#### (1) 報告しなければならない事故

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 死亡事故、死亡のおそれのある事故</li> <li>○ 傷害の程度の重い事故（概ね骨折以上）</li> <li>○ 頭部の事故、頭部の打撲や目や歯に関わるもの</li> <li>○ 損害賠償責任が発生する（安全配慮義務違反）おそれがある事故</li> <li>○ 本人・相手が救急搬送されたもの（「加害」となった場合も含む）</li> <li>○ 学校管理下（部活動を含む）の熱中症による救急搬送</li> <li>○ 学校管理下のアレルギー症状（疑いを含む）※<u>体育健康課へ報告をお願いします。</u></li> <li>○ AED使用時</li> <li>○ その他 校長が報告を必要と認める事故</li> </ul>
--

#### (2) 報告の手順

①第一報	事故後すみやかに、別紙【様式1】（熱中症は【様式2】）を、市町村(組合)教育委員会へ、電子メールで送信し、電話で確認する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。 ※ただし、命に係わる重大事故や、やむなく校外から第一報を電話連絡する場合などは、この限りでない。 ○事故の状況等については、事実のみを具体的に記載することとし、推測や憶測を記載しないこと。 ○けがの程度によって、関係者から「命に別状なし」と伝えられることが多いが、それが <u>医師の判断であるかどうか</u> を必ず確認すること。
②続報（追記）	必要に応じ、新しい情報を第一報に書き加え、電子メールで提出する。	
③重大事故報告書	命に関わる重大事故については、事故の発生状況から、学校の対応等、全般についてまとめ、市町村(組合)教育委員会へ電子メールで提出する。	○様式は任意とし、各市町村(組合)教育委員会の管理規則に沿ったものとする。 ○公立幼稚園等、特定教育・保育施設は、死亡事故や重大事故について「特定教育・保育施設等 事故報告様式」に沿って報告すること。
④死亡報告書	事案発生後、詳細を別紙【様式2-2】にまとめ、市町村(組合)教育委員会へメールで提出する。	○「電子メールで送信してから電話連絡」を原則とする。

#### (3) 報告の流れについて

①校長発 → 市町村(組合)教育委員会教育長	・ 所定の様式（重大事故は任意）を、電子メールで提出する。
②市町村(組合)教育委員会教育長発 → 教育事務所長	・ 鑑文と共に、学校長から提出された報告書を送付する。
③教育事務所長発 → 学校安全課長	・ 鑑文と共に、学校長及び市町村(組合)教育委員会から提出された報告書を送付する。

### 【市町村(組合)教育委員会及び教育事務所の対応】

- 市町村(組合)教育委員会は、学校長（担当者）から事故報告を受けた場合、すみやかに第一報を教育事務所へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 教育事務所は、市町村(組合)教育委員会からの報告を受けた場合、すみやかに学校安全課へ電子メールで提出し、確認の電話連絡をする。ただし、命に関わるような重大事故については、報告様式の提出を待たず、現在つかんでいる状況を直ちに報告する。
- 事故の状況やけがの内容・程度、処置の状況等が判明するまで、かつ、児童生徒の容体が落ち着くまでは、随時学校と連絡を取り合い、教育事務所を通じて、学校安全課へ報告する。  
※アレルギー症状（疑いを含む）による事案では、再発防止・未然防止等の対策に生かすために、管理指導表の写し（個人名を伏せて）の提出をお願いすることがあります。提出にあたっては、保護者の同意を得る等、配慮をお願いします。
- 市町村(組合)教育委員会は事故の状況やけがの内容によって、日本スポーツ振興センター名古屋支所へ連絡・相談する。



【様式2】

児童生徒の熱中症に関する第一報報告書

年 月 日

学 校 名・報告者名 \_\_\_\_\_

市町村名・報告者名 \_\_\_\_\_

事務所名・報告者名 \_\_\_\_\_

発生日時	年 月 日 ( )		時 分
学 校 名			校 長 名
ふりがな 氏 名			( )年 男・女 ※特別支援学校 <input type="checkbox"/> 小学部 <input type="checkbox"/> 中学部 <input type="checkbox"/> 高等部
<input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
ふりがな 氏 名			( )年 男・女 ※特別支援学校 <input type="checkbox"/> 小学部 <input type="checkbox"/> 中学部 <input type="checkbox"/> 高等部
<input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
ふりがな 氏 名			( )年 男・女 ※特別支援学校 <input type="checkbox"/> 小学部 <input type="checkbox"/> 中学部 <input type="checkbox"/> 高等部
<input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 中等症 <input type="checkbox"/> 軽症 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
要 点			
① 発 生 場 所	( )		
② 時 間 帯	<input type="checkbox"/> 登下校中 <input type="checkbox"/> 授業中 ( ) <input type="checkbox"/> 休憩時間 <input type="checkbox"/> 部活動中 ( 部 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )		
③ 救急車の要請	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (時刻: 時 分) (通報者: 帯同者: ) 搬送先病院名 ( ) 入院期間 ( 日 )		
④ 保護者へ連絡	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 (予定日時: )		
⑤ 発 生 状 況 等	<input type="checkbox"/> 発生場所の状況 気温 _____℃ 湿度 _____% WBGT _____℃ <input type="checkbox"/> 発生時のマスク着用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 発生時の概要 ※現時点の容体(健康状態)含む		
【市町村(組合)教育委員会が回答】			
⑥ 報道への情報提供	<input type="checkbox"/> 行わない <input type="checkbox"/> 行う (行う場合、早急に教育事務所へ連絡すること)		

【様式 2】

以下は、熱中症予防のため、学校の対応を見直し、日常的に措置を講ずる必要があるものを再確認するものです。ご記入ください。

Q 1 授業や学校行事、部活動等で講じている熱中症対策は。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服の着用                     | <input type="checkbox"/> 日傘や帽子の着用          |
| <input type="checkbox"/> 保冷剤、氷、冷たいタオル等による体の冷却                   | <input type="checkbox"/> こまめな水分補給          |
| <input type="checkbox"/> 気温が上がりにくい環境の確保（こまめな換気、遮光カーテン、すだれ、打ち水等） |  |
| <input type="checkbox"/> 扇風機やエアコンを使った湿度調整                       | <input type="checkbox"/> テント等の日陰の利用        |
| <input type="checkbox"/> こまめな休憩                                 | <input type="checkbox"/> こまめな室温確認、WBGT値の測定 |
| <input type="checkbox"/> その他（                                   | ）  |

Q 2 今回の発生場所で講じている熱中症対策は。

- |   |  |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 通気性の良い、吸湿・速乾の衣服の着用                     | <input type="checkbox"/> 日傘や帽子の着用          |
| <input type="checkbox"/> 保冷剤、氷、冷たいタオル等による体の冷却                   | <input type="checkbox"/> こまめな水分補給          |
| <input type="checkbox"/> 気温が上がりにくい環境の確保（こまめな換気、遮光カーテン、すだれ、打ち水等） |  |
| <input type="checkbox"/> 扇風機やエアコンを使った湿度調整                       | <input type="checkbox"/> テント等の日陰の利用        |
| <input type="checkbox"/> こまめな休憩                                 | <input type="checkbox"/> こまめな室温確認、WBGT値の測定 |
| <input type="checkbox"/> その他（                                   | ）  |

Q 3 実施すると判断した理由は。（学校行事の場合のみ記入）

Q 4 今後、学校として講じる対策は。

Q 5 保護者の反応、対応等は。

(その他)

◇注意事項

- ※1 熱中症を把握した時点で速やかに第一報を提出すること（手書でもよいがPDFで送付）
- ※2 重大事故に発展した場合は、後日、時系列にまとめ、報告書（任意様式）を提出すること
- ※3 各市町村（組合）教育委員会へ電子メールで送信した後、確認の電話連絡をすること

【様式 2-2】 児童生徒の死亡（病死等）に関する報告書

令和 年 月 日

〇〇教育委員会教育長 様

〇〇立〇〇学校  
校長 〇〇 〇〇

児童生徒の死亡（病死等）に関する報告

下記の事案について、以下のとおり報告します。

記

- 1 報告者 〇〇 〇〇
- 2 報告日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分
- 3 詳細情報 ①〇年生  
②氏 名 〇〇 〇〇（性別）  
③死亡日時 令和〇年〇月〇日 〇時〇分頃  
④死 因 病死（病名：〇〇）  
※長期入院中：令和〇年〇月頃～  
※〇年生入学時より  
⑤死亡場所 〇〇病院

4 概要等

**学校施設・設備等における災害等の報告要領**      教育財務課

**【対象となる事案】**

(1) 報告対象となる事案

災害等に伴う学校及び関連施設の被害  
 ※ 補助事業対象の有無に関わらない（ただし、復旧に要する経費が1校あたり概ね40万円を超える事案を目安とする）

(2) 参考規定等

○災害復旧事業の迅速な実施について

（平成16年10月20日16施企第21号 文部科学省大臣官房文教施設企画部  
 施設企画課長通知）

**【学校の対応】**

(1) 報告の手順

手 順	方 法	様式等
① 報告	事案発生後速やかに、その時点で判明している状況について、各市町村の定めにより、市町村教育委員会へ報告する。	<p><b>【様式3】学校施設・設備被害報告書（速報）</b></p> <p>※様式は各市町村の定めによるが、参考までに、市町村教育委員会から県教育事務所への様式を示す。</p>

※羽島郡二町教育委員会の管内学校は、町の学校施設主管課とも調整する。

**【市町村教育委員会等の対応】**

- 市町村教育委員会等（学校施設主管課）は、災害発生時に、被害状況を取りまとめ、別紙様式3「学校施設・設備被害報告書（速報）」により教育事務所及び教育財務課まで、電子メールまたはFAXで報告し、確認の電話をする。
- 補助事業対象の有無に関わらず報告することとし、1校1行で作成する。（被害が多い場合は、行の高さを広げて記入する。）
- 本様式は、文部科学省の災害復旧事業『被害金額報告書（速報）』を兼ねており、報告があった内容を県から文部科学省へ報告するものである。
- 対応に当たっては、関係者と調整のうえ、学校施設主管課を通じて報告する。

**【教育事務所の対応】**

- 教育事務所は、災害発生時に、各市町村教育委員会からの報告が届くので、情報共有願いたい。  
 ※市町村教育委員会等は、同時に教育財務課へ報告するため、教育事務所から教育財務課への報告は不要とする。

【様式3】

学校施設・設備被害報告書（速報）

令和 年 月 日現在

被災年月日		災害名		市町村名	
-------	--	-----	--	------	--

豪雨、台風○号、地震等

※更新・修正した箇所はセルを色づけして下さい。

施設被害(校)											
幼	小	中	高	中等	特別	大学	短大	高専	専各	その他	合計
1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	9

学校数を自動計算

学校種をCOUNTIFで集計。行を追加する際は集計範囲の設定に注意。

単位：千円

都道府県名	設置者名	学校名	学校種	被害状況	被災度区分	被害額(概算)
		〇〇幼稚園	幼			
		〇〇小学校	小			
		〇〇中学校	中			
			高			
		〇〇特別支援学校	特別			
		〇〇大学	大学			
		〇〇短大	短大			
		〇〇高専	高専			
		〇〇学校	専各			

学校ごとに1行で記載すること(自動計算を行うため)。

調査中の場合は「調査中」と記載。

ドロップダウンから学校種を選択

被災区分が複数になる場合は、主なものを選択し行間を広げて1行で記載。

被害概要は被害範囲がわかるように、具体的な数量等できるだけ詳細に記入すること。

建物の被害は、「全壊」・「半壊」・「大破以下」のいずれかを選択。※調査中の場合は「調査中」を選択。  
 その他(工作物、土地、設備)の被害は、「工作物」、「土地」、「設備」のいずれかを選択。

【建物被害の判断目安】  
 全 壊:建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築復旧する必要があるもの  
 半 壊:建物の柱、壁等が被災し、補強して復旧することが著しく困難で、新築復旧する必要があるもの  
 大破以下:新築復旧が必要なまでの被害には至らないが、復旧に補強又は補修を必要とするもの

**【留意事項】**

- ・市町村教育委員会(一部事務組合)ごとに、学校施設主管課(担当)と調整し、速やかに作成してください。
- ・必ず、1校1行とし、被害状況が多い場合は、セルの高さを変更し記入する。
- ・追加部分は、セルの色を変える等、新たな内容であることを強調する。
- ・「公立学校施設災害復旧負担(補助)金」の交付申請に向けて必要なこと
  - ①復旧に要する経費が、概ね1校40万円(設備は30万円)を超える事案を報告内容とする。
  - ②被災状況の写真を撮影する。「文教施設災害実務ハンドブック」を参考にスケールを使用して記録を残す。
  - ③交付申請をする場合、早い段階で県担当者へ相談する。(助成係 058-272-8737)

**感染症・食中毒・異物混入等の報告要領** 体育健康課

**【学校の対応】**

分 類	要 領	方 法	報 告 先
(1) 感染症  ①感染症 による 出席停止	「結核」「麻しん」「風しん」「腸管出血性大腸菌感染症」「新型コロナウイルス感染症」「新型インフルエンザ」の場合 ①「学校等欠席者感染定静報システム」に入力する。 ②速やかに所管の保健所及び教育委員会へ電話で報告する。	①「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力 ②電話連絡	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	上記以外で命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合 ①「学校等欠席者感染定静報システム」に入力する。 ②速やかに所管の教育委員会へ電話にて報告する。学校または教育委員会は、所管の保健所に報告する。	①「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力 ②電話連絡	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	※教育委員会の要請に応じて、別紙様式4、別紙様式6にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で連絡	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
	① 学校等において予防すべき感染症により、臨時に学校の全部または一部の休業を行う場合、学校は学校医と相談した上で、休業期間と有症者の状況等を所管の教育委員会及び所管の保健所へ電話にて報告をする。 ②「学校等欠席者感染定静報システム」に入力する。 ※教育委員会の要請に応じて、別紙様式4、別紙様式6にその時点で判明している状況を記入し、報告する。	①電話連絡 ②「学校等欠席者感染症情報収集システム」に入力	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
(2) 食中毒	○食中毒が発生した場合は、学校は速やかに学校医及び所管の教育委員会へ連絡するとともに、別紙様式4にその時点で判明している状況を記入し、教育委員会へ報告する。教育委員会は連絡受領後速やかに所管の保健所に連絡する。 ※教育委員会の要請に応じて、別紙様式6に状況を記入し、報告する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○市町村教育委員会
	○食中毒が発生した場合は、学校は速やかに学校医及び所管の教育委員会へ連絡するとともに、別紙様式4にその時点で判明している状況を記入し、教育委員会へ報告する。教育委員会は連絡受領後速やかに所管の保健所に連絡する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○所管の保健所 ○市町村教育委員会
(3) 異物混入	○原材料や調理過程における異物混入が疑われる場合には、学校及び給食センターは速やかに、所管の教育委員会へ連絡するとともに、別紙様式5にその時点で判明している状況を記入し、教育委員会へ報告する。教育委員会は連絡受領後速やかに所管の保健所に連絡する。	○電子メールにて送信するとともに電話で確認	○市町村教育委員会
<p>■「学校等欠席者感染症情報システム」への入力は、原則として午前11時30分までに行う。</p> <p>■教育委員会の要請に応じて、状況が落ち着くまでは、新しい情報を別紙様式4に書き加えたり、必要に応じて別紙様式6を活用したりするなどして、市町村教育委員会へ電子メールにて報告する。</p>			

**【市町村教育委員会及び教育事務所の対応】**

- 市町村教育委員会は、学校から感染症・食中毒・異物混入等の報告を受けた場合、第一報を教育事務所に電話をする。特に命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、学校等に対して別紙様式4、別紙様式6により報告するよう要請する。  
※インフルエンザ様症状による臨時休業については、教育事務所への報告を必要としない。ただし、命に関わる重篤な症状を呈する場合や、学校の全部を臨時休業する場合は、把握している状況を速やかに電話にて報告する。
- 市町村教育委員会は、状況が落ち着くまでは随時状況把握に努め、教育事務所を通じて、体育健康課へ報告する。
- 教育事務所は、市町村教育委員会からの報告を受け、体育健康課に電話にて報告する。また、保健所に対しても、内容の確認をする。特に、命に関わる重篤な症状を呈する場合や感染拡大が疑われる場合は、現在把握している状況を速やかに電話にて報告をする。

**【様式 5】 学校給食における異物混入等発生 第一報報告書**

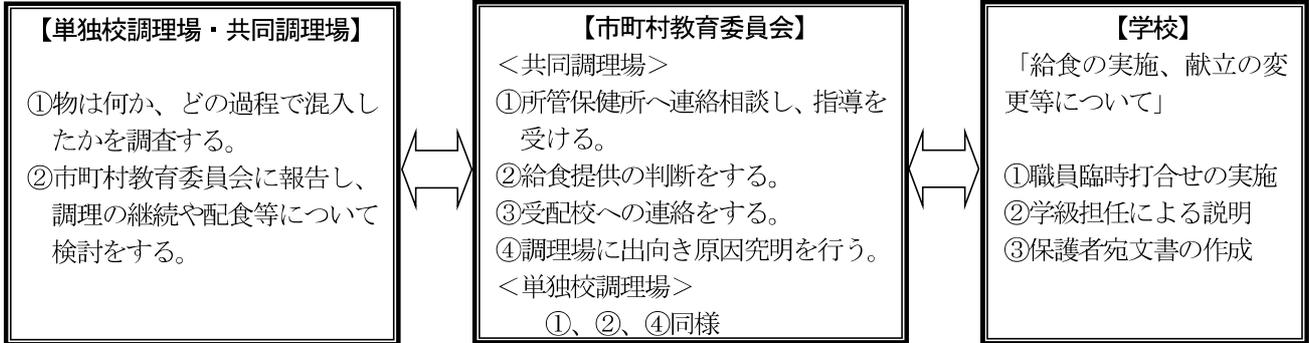
学 校 名・報告者名 \_\_\_\_\_ .  
 市町村名・報告者名 \_\_\_\_\_ .  
 事務所名・報告者名 \_\_\_\_\_ .

学校（園）		
混入異物・被害状況	発見日時	令和____年____月____日（____） ____時____分（喫食開始時刻____時____分頃）
	混入異物	形状・材質 大きさ 個 数
	混入食品	○混入していた献立名（____） ○配膳前（食缶の中）・配膳後（盛り付けた食器）
	健康被害	無・有 → 人数（____人） 症状等（____）
発見時の状況	発見場所及び状況	○教室（____年____組）・職員室・校長室・調理場・ その他（____） ○発見時の状況
対応状況		○喫食停止の指示 無・有 →（停止した範囲） ○代替品の提供 無・有 →（提供したもの） ○保健所への連絡 無・有 → ____時____分 ○保護者への文書 無・有 ○報道発表 無・有 ○その他（他校の状況等）

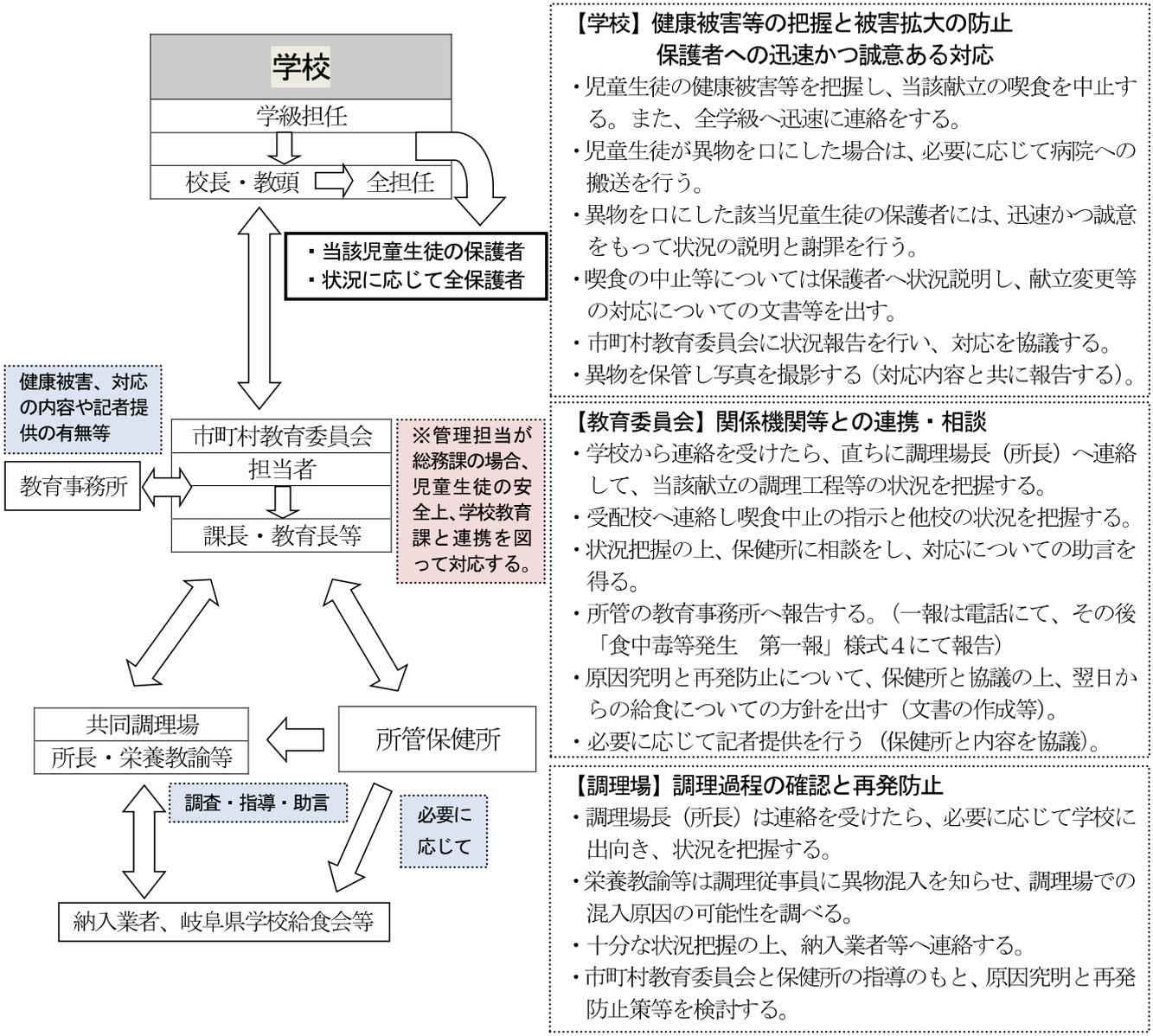
- 1 献立表及び異物を撮影した写真を別途提出すること。※撮影後は異物を保管すること。
- 2 学校や有症者（健康被害）の状況が安定するまでは、続報を提出すること。
- 3 各市町村教育委員会へ電子メールで送信した後、確認の電話連絡をすること。

異物（金属、ガラス類、プラスチック、ビニール、虫、薬品等）を発見した場合の対応

◎各学校給食施設（調理場）で異物を発見した場合



◎学校で異物を発見した場合 — 共同調理場受配校 —





【様式 4】

**学校において予防すべき感染症・食中毒 第一報報告書**

学 校 名・報告者名 \_\_\_\_\_ .  
 市町村名・報告者名 \_\_\_\_\_ .  
 事務所名・報告者名 \_\_\_\_\_ .

報告日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
学 校 名					
感染症名等					
主な症状等	発熱・下痢・腹痛・吐気・嘔吐・悪寒・頭痛・咽頭熱・ 関節痛・倦怠感・鼻水・その他 ( )				
有 症 者 の 症 状					
年 組	在 籍 人 数	状 況 (人)			備 考
		欠 席 者	有症状の欠席者	有症状の出席者	
感染症・食中毒 発生の際及び 対応等		<input type="checkbox"/> 保健所への報告（あり・なし）			

◇注意事項

1. 本書による報告とともに、感染症の場合は、「感染症情報収集システム」に入力すること
2. 学校や有症者の状況等が安定するまで、続報を提出すること
3. 各市町村（組合）教育委員会へ電子メールで送信した後、確認の電話連絡をすること



## 生徒指導上の問題行動及び事故が発生した場合の対応について

### 1 関係児童生徒に対する対応

問題行動が発生した場合の対応について、年度始めに全教職員の共通理解を図り、迅速な対応ができるようにする。

#### (1) 発見者による対応

① その場で再発防止等の指導を行うとともに、直ちに校長（教頭）・生徒指導主事・学年主任・学級担任に報告し、指示のもとに対応する。

② 重大な問題行動が起きた場合には、①に加えて以下の対応を行う。

その場で応急処置を行う。特に生命の危険が予想される場合には救急車を要請する。

#### (2) 学校としての対応

早急に全職員に対し、事案の概要と背景を知らせ、学校としての対応策を確認し合う。

① 本人・保護者に対する指導(正確な事実確認をもとに、迅速に、誠意をもって、組織で対応する。)

② 学級（学年）及び一般児童生徒に対する指導

③ P T Aや関係機関・地域等、外部に対する対応

④ 市町教育委員会への報告

### 2 対応にあたっての配慮事項

(1) 市町教育委員会へ報告（第一報）する。（市町小・中管理規則）

(2) 外部の機関（マスコミ等）との対応等は、校長の指示に従い、担当者を限定して行う。

(3) 関係機関等の協力により対応する場合は、連携を密にし、継続的な指導援助を行う。

(4) 文書による市町教育委員会への事故報告

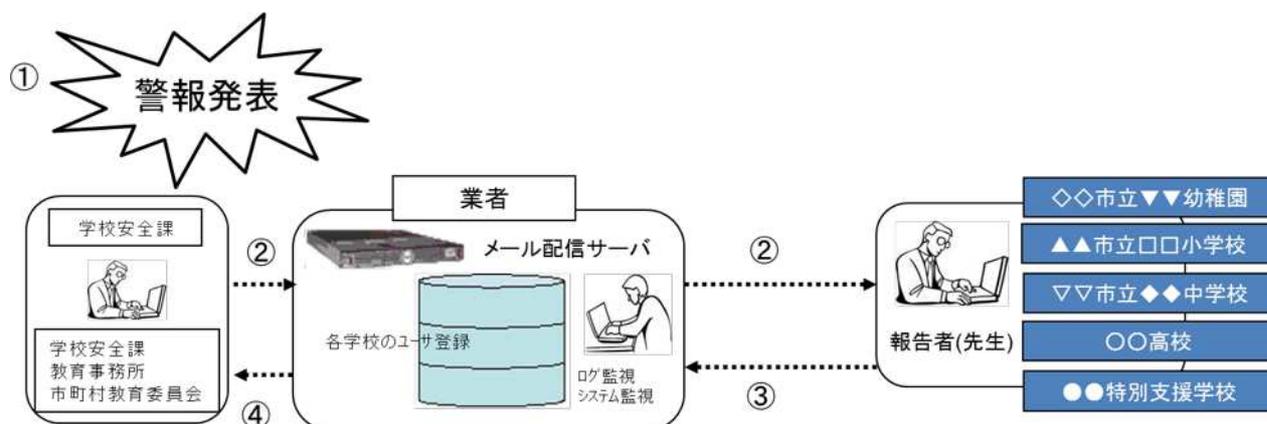
① 報告文書は各市町教育委員会の指定による様式(別紙に参考例)に準じて作成する。公文書としての保管等については、各市町の規則等に準ずる。

② 児童生徒別でなく、事案1件につき1報告書にまとめる。



# 災害等報告について

## 1 報告の流れ



### ① 岐阜地方気象台が警報発表

### ② 学校安全課より調査実施を伝える「予告メール」を配信

各園・学校の代表メールおよび管理職等(2名以内)の**緊急携帯に配信**する。

#### 学校安全課より「アンケート」を配信

各園・学校の代表メールに配信する。

### ③ 各園・学校が対応状況を回答

各園・学校の**代表メールから対応状況を回答**する。

(回答方法…ラジオボタンでの選択及びテキスト入力)

### ④ 管理者による各園・学校の対応状況の確認

各園・学校の対応状況について、各市町村教育委員会、各教育事務所、学校安全課で対応状況を確認する。

## 2 報告方法

### 第1報

学校安全課から配信されたメールとアンケートに記載してある時刻までに回答する。

※原則8:40までに報告(登校前の警報発表時)

### 第2報以降

第1報の回答内容から変更する場合のみ、変更を決定した時点で速やかにアンケートを修正する。

#### <アンケートの回答例>

例1)朝、警報が発表されていたが、10時に警報が解除された場合…

○第1報では、「行事等の振替休業」、「臨時休校決定」、「自宅待機中」、「遅れて開始」の何れかを選択

○第2報以降

- ・第1報で「行事等の振替休業」、「臨時休校決定」と回答した場合 ⇒ 回答の必要なし
- ・第1報で「遅れて開始」と回答した場合 ⇒ 変更がなければ、回答の必要なし
- ・第1報で「自宅待機中」と回答した場合 ⇒ 「臨時休校決定」又は「遅れて開始」を決定したら、速やかに修正する。

※「臨時休校決定」又は「遅れて開始」が決定されるまで、アンケートを修正し、回答すること。

例2)学校に登校後、警報が発表された場合…

○第1報では、「授業打ち切り」、「学校待機」の何れかを選択

※下校の安全確認ができるまでは、原則「学校待機」となるが、警報発表を予想し、安全な時間帯に授業を打ち切って下校した場合は、「授業打ち切り」を選択し、打ち切った授業時間を回答する。

○第2報以降

- ・第1報で「授業打ち切り」と回答した場合 ⇒ 回答の必要なし
- ・第1報で「学校待機」と回答した場合 ⇒ 全員帰宅が完了したことを確認し、帰宅完了時刻を入力したら終了

## 非常変災時における災害報告

ア 児童生徒在校時・・・地震発生後、安全な場所へ避難

学 校	市町教育委員会	教育事務所
<p>&lt;第1報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の避難後、安全を確保した上で、出席児童数及び状況、欠席者数を報告</li> </ul> <p>&lt;第2報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の対応、欠席児童生徒の状況を報告</li> </ul> <p>&lt;第3報～&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全児童生徒を保護者の迎えにより下校させるなど状況が変わった段階で、随時市町教育委員会へ報告</li> <li>学校施設、校区の状況を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の状況を把握</li> <li>学校からの報告がそろい次第教育事務所へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の状況を把握</li> <li>学校安全課へ報告</li> </ul>

イ 登下校時

学 校	市町教育委員会	教育事務所
<p>&lt;第1報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登校した児童生徒数及び状況、欠席・帰宅した児童生徒数を報告</li> </ul> <p>&lt;第2報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後の対応、欠席・帰宅した児童生徒の状況を報告</li> </ul> <p>&lt;第3報～&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>状況が変わった段階で、随時市町教育委員会へ報告</li> <li>学校施設、校区の状況を報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の状況を把握</li> <li>学校からの報告がそろい次第教育事務所へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の状況を把握</li> <li>学校安全課へ報告</li> </ul>

ウ 在宅時・・・翌朝8：30の状況、学校の措置を報告。

学 校	市町教育委員会	教育事務所
<p>&lt;第1報&gt; 8：30の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の状況、学校の措置、学校施設の状況を報告</li> </ul> <p>&lt;第2報～&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>状況が変わった段階で、随時市町教育委員会へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学校の状況を把握</li> <li>学校からの報告がそろい次第教育事務所へ報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町の状況を把握</li> <li>学校安全課へ報告</li> </ul>

学校は、地区ごとの連絡網等を使って、児童生徒の状況を把握する。  
また、場合によっては、自治会等と協力し、状況把握に努める。  
(事前に連絡体制を確立しておく)

### 報告方法の優先順位

- ① 電話
- ② 電子メール

※通信手段不通の場合には、災害時の援助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいて「災害時優先電話」があります。詳しくは、電話会社の方へお問い合わせください。

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
4	1	月			辞令交付式ALL		
4	2	火				地区校長会	地区校長会
4	3	水				専門学校校長会	専門学校校長会
4	4	木				(学安) 生徒指導・教育相談行動運営委員会①	(学安) 生徒指導・教育相談行動運営委員会①
4	5	金	(義教) 教科・領域等主担当主事会				
4	6	土					
4	7	日					
4	8	月	(研修) 現職教育担当主事会①				
4	9	火			初指連・初長連①PM (Web)		
4	10	水	(義教) 学校職員課長・課長補佐合同会議① (特支) 発達障がい支援担当教員養成事業コア・ティーチャー認定式			(学安) 高校地担研修会①・生徒指導主事会実行委員会①	(学安) 高校地担研修会①・生徒指導主事会実行委員会①
4	11	木	(教総) 第1回教育事務所長会 (義教) 第1回教育事務所長協議会 (義教) 教科書主事会 (採択・給与) (学安) 不登校対策指導主事研修会①AM (学安) 地域担当生徒指導主事研修会①PM		現職研修・行事調整担当者会①AM 実務担当者会PM	新任教頭研① (学安) 地区生徒指導主事会議① 校長代表者会議①	新任教頭研① (学安) 地区生徒指導主事会議① 校長代表者会議①
4	12	金	(学安) 地区学警連 (県生) 社会教育担当課長補佐研修会① (義教) 合同主事研修会 (オンライン)			(学安) 地区生徒指導主事会議①	(学安) 地区生徒指導主事会議①
4	13	土					
4	14	日					
4	15	月	(義教) 都市・町村教育長会合同研修会 (研修) 管理職アラルト研修		生徒指導・教育相談担当者会①AM	新任校長研①	新任校長研①
4	16	火				初任研 新規養教研	初任研 新規養教研
4	17	水	(義教) 教育支援課長会① (義教) 外国人児童生徒教育主事会① (義教) 市町村立小中学校等事務職員1年目研修 (研修) 教頭研修 (小中義) (研修) 新任教頭研修 (小中義) ① (特支) 特別支援教育担当指導主事会①		新任教頭研修①PM [新任参集、2年目以上Web] 岐阜地区家庭教育担当者会①PM		
4	18	木	(義教) 全国学力・学習状況調査 (研修) 初任者研修担当主事会①			(学安) 地区生指連協常任委員会①	(学安) 地区生指連協常任委員会①
4	19	金	(義教) 4教科主事会① (義教) 5教科主事会② (学安) 学校安全指導主事研修会① (特支) 聴覚障がい支援担当者会① (体健) 健康教育指導主事研修会①				
4	20	土					
4	21	日					
4	22	月	(義教) 学習評価の充実・推進事業 事業説明会 (義教) へき地教育担当主事研修会 (研修) 新任指導教諭研修 (小中義)		新任指導教諭研修 (参集) A11	県校長会議①	県校長会議①
4	23	火	(義教) 教科用図書選定審議会①		岐阜地区子ども会全体会①PM	初任研 (学安) 教育相談担当者会議実行委員会①・生徒指導主事会議①	初任研 (学安) 教育相談担当者会議実行委員会①・生徒指導主事会議①
4	24	水	★ (義教) 教職員業務改善協議会① (研修) 校長研修 (小中義) (研修) 新任校長研修 (小中義) ①		岐阜地区社会教育担当者研修会①AM 第1回SC等連絡協議会PM 社会教育担当者研修会PM 新任校長研修①PM [新任参集+2年目以上Web] 岐阜教育事務所指定研修校連絡会①PM		
4	25	木	(義教) 生活科主事会① (義教) 幼稚園教育担当指導主事研修会① (学安) いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー連絡協議会①				
4	26	金	(義教) 教育データ活用事業説明会		現職研修・行事調整担当者会②AM 岐阜地区主幹教諭研修会①PM		
4	27	土					
4	28	日					
4	29	月					
4	30	火	(義教) 道徳教育担当主事会① (研修) 新任主幹教諭研修 (小中義) ①		岐阜地区教育長会①PM 新任主幹教諭研修① (参集) PM		

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校(園)長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
5	1	水	(義教) 人権教育担当指導主事研修会① (研修) 研修主事研修Web		学校教育担当者会①PM		
5	2	木	(義教) 教科用図書専門調査会① (義教) 市町村教育委員会連合会 定期総会				
5	3	金					
5	4	土					
5	5	日					
5	6	月					
5	7	火	(研修) 初任者研修 (小・中・義) (研修) 新規採用養護教諭研修 (小中義) (研修) 新規採用栄養教諭研修 (小・中・義)			初任研 新規養教研	初任研 新規養教研
5	8	水	(研修) 新任教頭研修 (小中義) ② (義教) キャリア教育・進路指導主事研修会①		人事評価 評価者研修会AM 新任教頭研修②PM [参集]	通級担当者会議①	
5	9	木	(研修) 6年目研 (小中義) ①Web (研修) 6年目研修 (養護教諭) (研修) 6年目研修 (栄養教諭)	※中体連常任理事・理事会、理事・代議員会	岐阜地区校長会代表者会①AM 指導教諭研修会①PM 小・中・義新任生徒指導主事講座・連絡協議会PM 岐阜地区社会教育担当者会①PM	新任副校長研 (学安) 高校地担研修会②	(学安) 高校地担研修会②
5	10	金	(義教) 学校職員課長会①		家庭教育学級リーダー研修会 (幼・保) ①AM	新任教頭研② (学安) 地区教育相談担当者会議①	新任教頭研② (学安) 地区教育相談担当者会議①
5	11	土					
5	12	日					
5	13	月	(義教) 教科用図書専門調査会②				
5	14	火	(学安) 西濃地区学芸連・地区小中高生指運強・地区小中高生指運強総会			初任研 (学安) 西濃地区学芸連・地区小中高生指運強・地区小中高生指運強総会	初任研 (学安) 西濃地区学芸連・地区小中高生指運強・地区小中高生指運強総会
5	15	水	(研修) 6年目研 (小中義) ②Web		講師研修会①-1 ALL 岐阜地区社会教育振興協議会①PM		
5	16	木	(義教) 外国人児童生徒教育連絡協議会 (研修) 中堅教諭等資質向上研修 (小・中・義) (研修) 中堅教諭等資質向上研修 (養護教諭) (研修) 中堅教諭等資質向上研修 (栄養教諭)	★県教研理事会 ※中体連専門部会	教育支援地区研究協議会①AM 人権教育幹部研修会 (校長、副校長) PM 家庭教育学級リーダー研修会 (中) ①PM		
5	17	金	(義教) 第2回教育事務所長協議会 (研修) 新任校長研修 (小中義) ② (県生) 地域学校協働活動市町村連携会議		家庭教育学級リーダー研修会 (小) ①AM 新任校長研修②PM [参集]		
5	18	土					
5	19	日					
5	20	月			講師研修会①-2ALL		
5	21	火	(体健) 市町村教育委員会学校給食担当者会		岐阜県青少年美術展 作品受付①ALL	初任研	初任研
5	22	水	(義教) 教育支援課長会② (特支) 居住地校交流推進会議①		岐阜県青少年美術展 作品受付②ALL		(特支) 居住地校交流推進会議①
5	23	木	(義教) 教科用図書専門調査会③ (学安) 事例を通して学ぶいじめ事案対応研修 (小中義)				
5	24	金	(義教) 岐阜県人権教育協議会① (学安) SSW実践研修会① (特支) 新任特別支援教育コーディネーター研修 (高特) ①Web (体健) 健康教育指導主事研修会②		岐阜地区教育長会②PM	県教頭会議①	(特支) 新任特別支援教育コーディネーター研修 (高特) ①Web 県教頭会議①
5	25	土					
5	26	日					
5	27	月	(教総) 夜間中学に関する連絡会 (義教) 外国人児童生徒健力プログラム等開発推進会議① (学安) 岐阜県いじめの問題対策検討会①		人権教育幹部研修会 (人権教育主任) PM	普通科校長連絡会議	特支校長会議②
5	28	火	(県生) 公民館活動研修会			初任研	初任研
5	29	水	(義教) 教科用図書選定審議会②	★県小中学校教頭会代議員会Web			
5	30	木	(義教) 教科用図書選定審議会③ (研修) 幼稚園等新規採用教員研修①TV・美濃・東濃	★県教研評議員会		新任校長研② (学安) いじめ事案対応研修	新任校長研② (学安) いじめ事案対応研修
5	31	金	(義教) 学校職員課 課長補佐会① (研修) 情報教育主事研修会① (学安) 地域担当生徒指導主事研修会②am (学安) 不登校対策主事研修会②pm (特支) 新任特別支援教育コーディネーター研修 (幼小中義) ①Web	★公立幼稚園・こども園長会総会 ★岐阜県私立幼稚園連合会総会	新任特別支援教育コーディネーター研修①Web【時間未定】 岐阜県青少年美術展 一次選定委員会(岐阜地区審査)ALL	高P連総会	(特支) 新任特別支援教育コーディネーター研修 (幼小中義) ①Web

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
6	1	土					
6	2	日					
6	3	月	(学安) 可茂地区幼保小中高生指連強		学校教育担当者会②PM	(学安) 可茂地区幼保小中高生指連強	(学安) 可茂地区幼保小中高生指連強
6	4	火	(研修) 新規採用養護教諭研修 (小中義)	※中体連複数校合同チーム拠点校審査会議	羽島市教科研 (前期)	初任研 新規養教研	初任研 新規養教研
6	5	水	(義教) 幼保小の架け橋プログラム会議 (研修) 新任教頭研修 (小中義) ③ (特支) 特新担 (小中義特) ①Web		新任教頭研修③PM [Web] 特新担 (小中義特) ①ALL WEB		特新担 (小中義特) ①Web
6	6	木	(義教) 学習評価の充実・推進事業 研修会 (学安) 地区特別支援教育推進会議 (体健) 栄養教諭・学校栄養職員研修会	★支部主務者会計担当者会	各務原市教科研 (前期)		
6	7	金	(義教) 道徳教育振興会議 (全体会①) (学安) DIG研修 (学安) 生徒指導推進会議① (体健) 運動部活動指導技術向上講習会 (トレーニング法)		幼新研③ALL		
6	8	土					
6	9	日					
6	10	月	(文科) 全国主事会【小・算数】【小・外国語活動・外国語】 (教総) 第2回教育事務所長会 (義教) 第3回教育事務所長協議会 (体健) 運動部活動指導技術向上講習会 (バスケットボール)		学校安全講習会PM		
6	11	火	(文科) 全国主事会【小・音楽】【中・数学】【中・外国語】 (研修) 初任者研修 (小中義) (研修) 新規採用養護教諭研修 (小中義) (研修) 新規採用栄養教諭研修 (小中義)	☆県小中学校長会研修総会Web		初任研	初任研
6	12	水	(文科) 全国主事会【小中・総則】【小・体育】【中・音楽】 (義教) 教科用図書展示会 (~6/25) (研修) 新任校長研修 (小中義) ③ (学安) 幼保小中高特生指連強		新任校長研修③ALL [参集] 岐阜地区社会教育担当者研修会②AM	新任校長研③ (学安) 幼保小中高特生指連強	新任校長研③ (学安) 幼保小中高特生指連強
6	13	木	(文科) 全国主事会【小・生活】【小・図画工作】【中・保健体育】 (研修) 幼稚園等新規採用教員研修② (学安) 防災教育スペシャリスト研修1 (学安) 地区学芸連	★県教研部会主務者会計担当者会	瑞穂市校外研修 (前期)	(学安) 地区生徒指導主事会議	(学安) 地区生徒指導主事会議
6	14	金	(文科) 全国主事会【小中・総合的な学習の時間】【中・美術】 (研修) 新任主幹教諭研修 (小中義) ②Web (学安) HUG研修 (体健) スポーツ施設 (水泳プール) 等安全管理講習会 (県生) 社会教育主事等研修会	☆全国国公立幼稚園・こども園長会理事会 ☆全国国公立幼稚園・こども園長会総会・研究大会愛媛大会	新任主幹教諭研修② (Web) PM [参集] 山梨市教科研 (前期)		
6	15	土	(義教) 教員採用選考試験一次	☆全国国公立幼稚園・こども園長会総会・研究大会愛媛大会			
6	16	日					
6	17	月	(文科) 全国主事会【小・社会】【小・理科】		生徒指導・教育相談担当者会②AM	校長代表者会議②	
6	18	火	(文科) 全国主事会【小・国語】【小・特別活動】【中・社会】 【中・理科】 (県生) 地域学校協働活動推進員等フォローアップ研修①		羽島郡二町教科研 (前期)	初任研 新規養教研	初任研 新規養教研
6	19	水	(文科) 全国主事会【中・国語】【中・技術】【中・特別活動】 (学安) 東濃地区小中高生指連強		中堅教諭等資質向上研修ALL	(学安) 東濃地区小中高生指連強	(学安) 東濃地区小中高生指連強
6	20	木	(義教) 高校入試説明会 (義教) 学校職員課長会② (義教) 岐阜県学校・フリースクール等連携協議会① (体健) 地域クラブ活動推進会議①	☆東海北陸地区幼稚園パワーアップ研修会 (岐阜県開催)			
6	21	金	(文科) 全国主事会【小中・家庭】【小中・道徳】 (義教) 教育支援課長会③ (義教) 教職員業務改善協議会② (体健) 部活動ガイドラインに沿った研修会	☆東海北陸地区幼稚園パワーアップ研修会 (岐阜県開催) ※中体連事務局会	学校保健講習会PM	東海地区高P連	東海地区高P連
6	22	土					
6	23	日					
6	24	月	(義教) 特別活動担当指導主事研修会① (研修) 新任教頭研修 (小中義) ④Web		新任教頭研修④PM [Web]	新任教頭研修	新任教頭研修
6	25	火	(県生) 地域学校協働活動推進員等育成研修① (義教) 外国人児童生徒カリキュラム等開発推進会議②		初任者研修授業づくり研修①ALL	初任研	初任研
6	26	水	(義教) 教育課程研究協議会打ち合わせ (5教科) (県生) 家庭教育支援市町村連携会議		岐阜地区事務職員研修会PM		
6	27	木	(文科) 全国主事会【高・音楽】 (義教) 教育課程研究協議会打ち合わせ (4教科) (学安) 魅力ある学校づくり講座	※中体連理事会	岐阜地区教育長会③PM	(学安) 高校地担研修会③ (研修) 学校保健講習会	(学安) 高校地担研修会③ (研修) 学校保健講習会
6	28	金	(義教) 幼児教育推進会議① (特支) 特別支援教育担当指導主事会② (義教) 教育課程研究協議会打ち合わせ (音楽) (学安) 飛騨地区小中高生指連強			(学安) 飛騨地区小中高生指連強 (学安) 教育相談実践研修会①	(学安) 飛騨地区小中高生指連強 (学安) 教育相談実践研修会①
6	29	土					
6	30	日					

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
7	1	月	(文科) 全国主事会【高・美術・工芸】 (義教) 生活科主事会② (学安) 岐阜地区小中高生指連強		幼小中高生徒指導連携強化委員会①PM (岐南中)	(学安) 岐阜地区小中高生指連強	(学安) 岐阜地区小中高生指連強
7	2	火	(義教) キャリア教育・進路指導主事研修会②			初任研	初任研
7	3	水	(義教) 総合的な学習の時間主事会① (研修) 重点講話 [DX]	☆県小中学校教頭会研修総会	岐阜地区社会教育担当者会②PM		
7	4	木	(義教) 道徳教育担当主事会②	☆東海・北陸地区中学校長会研究協議会福井大会	学校教育担当者会③PM 岐阜市・北方町校外研修 (前期)		
7	5	金	(義教) 幼稚園教育担当指導主事研修会② (義教) 町村教育長会 夏季研修会 (県生) 社会教育担当課長補佐研修会②	☆東海・北陸地区中学校長会研究協議会福井大会 ※県中総体プロ編 (陸上)			
7	6	土					
7	7	日					
7	8	月	(義教) 教育課程 (中) Web (研修) 小学校授業セレクト講座・集合		教育課程 (中) AM (社会・音楽) PM (美術)	県校長会議②	
7	9	火	(義教) 教育課程 (中) Web		教育課程 (中) AM (数学) PM (特別支援)	初任研	初任研
7	10	水	(義教) 教育課程 (中) Web (義教) 都市・町村教育長会役員と県教育委員会との懇談会 (研修) 重点講話【いのちの教育】HV		教育課程 (中) AM (国語) PM (保体・技・家)		
7	11	木	(義教) 教育課程 (中) Web	※県中総体プロ編 (水泳)	教育課程 (中) AM (理科・外国語) PM (総合・管理職) 岐阜地区社会教育振興協議会②PM 教育支援委員会 (山県市)	(学安) 地区生徒指導主事会議・地区交通安全教育研究委員会・交通安全推進大会	(学安) 地区生徒指導主事会議・地区交通安全教育研究委員会・交通安全推進大会
7	12	金	(義教) 教育課程 (中) Web		教育課程 (中) AM (特活) PM (道徳)		
7	13	土		※県中総体夏季大会 (16種目) ~8/1			
7	14	日					
7	15	月					
7	16	火			岐阜地区校長会代表者会②AM	初任研	初任研
7	17	水	★★ (研修) 幼稚園等新規採用教員研修④				
7	18	木	(義教) 教育支援課長会④				
7	19	金			岐阜地区特別支援教育連携協議会①PM		
7	20	土	(義教) 教員採用選考試験二次				
7	21	日	(義教) 教員採用選考試験二次				
7	22	月	(義教) 教育課程 (小) Web (研修) 新規採用養護教諭研修 (小中義)		教育課程 (小) AM (理科・体育) PM (外国語・外国語活動・図工) 岐阜県青少年美術展 作品返却ALL	新規養教研	新規養教研
7	23	火	(義教) 教育課程 (小) Web (研修) 新規採用養護教諭研修 (小中義) (県生) 学校職員向け「コミュニティ・スクール 地域学校協働活動」研修会		教育課程 (小) AM (算数・生活) PM (社会・音楽) 小学校体力向上マネジメント研修 (岐阜市) AM 学校職員向け「コミュニティ・スクール地域学校協働活動」研修会PM web	新規養教研	新規養教研
7	24	水	(義教) 教育課程 (小) Web (義教) 市町村立学校等事務職員 主査研修 (研修) 新規採用養護教諭研修 (小中義) (県生) 岐阜大学社会教育主事講習開講式		教育課程 (小) AM (特別支援) PM (家庭)	新規養教研	新規養教研
7	25	木	(義教) 教育課程 (小) Web (義教) 市町村立学校等事務職員主任研修 (学安) 生徒指導研修会 (小中義高特)		教育課程 (小) AM (国語) PM (総合・管理職) 教育支援委員会 (北方町)		(特支) 教育課程研究協議会 (羽島)
7	26	金	(義教) 教育課程 (小) Web (義教) 市町村立学校等事務職員 課長補佐研修 (研修) 中堅教諭等資質向上研修 (養護教諭) (研修) 中堅教諭等資質向上研修 (栄養教諭)	☆全国国公立幼稚園・こども園教育研究協議会北海道大会	教育課程 (小) AM (特活) PM (道徳)		(特支) 教育課程研究協議会 (関)
7	27	土	★★	☆全国国公立幼稚園・こども園教育研究協議会北海道大会			
7	28	日	★★				
7	29	月	(研修) 初任研 (小中義) (研修) 新任主幹教諭研修 (小中義) ③Web (義教) 幼稚園教育課程研究協議会 (特支) 特別支援教育支援員研修会		岐阜地区教育長会④PM 新任主幹教諭研修③ (Web) A11	特別支援教育支援員研修会	
7	30	火	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024前日準備 (研修) 初任研 (小中義)	初指連②	小学校体力向上マネジメント研修 (岐阜市以外) AM 初指連・初長連②PM (Web) 地域・家庭・学校の連携による教育力向上研究大会 (本県市) PM 岐阜地区社会教育担当者研修会③PM	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024前日準備	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024前日準備
7	31	水	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024 (研修) 初任研 (小中義)			(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024

月	日	曜	文科省・県等	●研修校（指）指定校等 ★研究団体 ☆校（園）長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区（環）	高校関係	特別支援関係
8	1	木	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024 (研修) 初任研(小中義) (学安) 防災教育スペシャリスト研修2	☆全国幼児教育研究協会全国幼児教育研究大会愛知大会 ☆東海北陸地区私立幼稚園教育研究石川大会		(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024
8	2	金	岐阜市 8/2~8/17 行事等を持たない日 (文化庁) 清流の国ぎふ総文2024 (義教) 全国学力・学習状況調査分析会議(国語・算数) (義教) 市町村立学校等事務職員 3年目研修 特新担(小義特)②Web	☆全国幼児教育研究協会全国幼児教育研究大会愛知大会 ☆東海北陸地区私立幼稚園教育研究石川大会	特新担(小義特)②ALL WEB	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024 特新担(小義特)②Web
8	3	土	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024	※東海中総体4県分散開催大会(16種目)~8/10		(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024
8	4	日	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024			(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024
8	5	月	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024 (義教) 市町村立学校等事務職員 1年目研修 (特支) 特新担(中義特)②Web		学校経営研修会ALL 特新担(中義特)②ALL WEB	(文化庁) 清流の国ぎふ総文2024	特新担(中義特)②Web
8	6	火					
8	7	水	8/6~8/16 行事等を持たない日 ★★				
8	8	木					
8	9	金					
8	10	土					
8	11	日					
8	12	月					
8	13	火					
8	14	水					
8	15	木					
8	16	金					
8	17	土		※全国中学校体育大会夏季大会~8/25			
8	18	日					
8	19	月	(研修) 6年目研(大学連携) (義教) 科学の甲子園ジュニア県大会 (義教) 道徳教育振興会議(小委員会)]	★県統一研究日	科学の甲子園ジュニア準備ALL	6年目研	6年目研
8	20	火	(研修) 6年目研(大学連携) (義教) 科学の甲子園ジュニア県大会予備日①	★県統一研究日 ★岐阜県教育研究会養護教諭部会研究大会	科学の甲子園ジュニア県大会【時間未定】	6年目研	6年目研
8	21	水	(研修) 6年目研(大学連携) (義教) 科学の甲子園ジュニア県大会予備日②	☆岐阜県私立幼稚園連合会創立70周年記念教育研究 記念大会	事務職員3年目研修②AM 科学の甲子園ジュニア県大会予備日	教育課程講習会	
8	22	木	(研修) 6年目研(大学連携) (研修) 6年目研(大学連携) 養護教諭・栄養教諭 (学安) 生徒指導主事会議実行委員会② (県生) 岐阜大学社会教育主事講習閉講式			6年目研 (学安) 高校地担研修会	6年目研 (学安) 高校地担研修会
8	23	金	(研修) 6年目研(大学連携) (義教) 教育支援課長会⑤			6年目研	6年目研
8	24	土					
8	25	日					
8	26	月	(教総) 第3回教育事務所長会 (義教) 第4回教育事務所長協議会 (学安) 学校安全指導主事研修会② (体健) 健康教育指導主事研修会③				
8	27	火	(義教) 園長等運営管理協議会 (県生) 地域学校協働活動推進員等育成研修②		特別支援学級等設置申請説明会PM		
8	28	水	(義教) 人権教育担当指導主事研修会②				
8	29	木					
8	30	金	(義教) 学校職員課 課長補佐会② (学安) 地区教育相談研修会				
8	31	土					

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
9	1	日					
9	2	月			学校教育担当者会④PM		特支校長会議③
9	3	火				初任研	初任研
9	4	水	(義教) 田口文庫贈呈式 (義教) 総合初等教育研究所視聴覚機器贈呈式		講師採用説明会ALL		
9	5	木		※中体連調査研究部会	教育支援委員会 (羽島郡二町)		
9	6	金	(学安) 地域担当生徒指導主事会③				
9	7	土					
9	8	日					
9	9	月	(義教) 地区学力向上推進会議担当者会 (Web)				
9	10	火		※中体連事務局会		初任研	初任研
9	11	水	(義教) 岐阜県人権教育協議会 小委員会①			通報担当者会議②	
9	12	木	(義教) 科学の甲子園ジュニア実行委員会	※中体連常任理事・理事会		(学安) 自動車学校長連絡会	(学安) 自動車学校長連絡会
9	13	金	(義教) 第5回教育事務所長協議会 (学安) SSW実践研修会②				
9	14	土					
9	15	日					
9	16	月					
9	17	火	(県生) 岐阜県地域学校協働活動フォーラム		岐阜県地域学校協働活動フォーラム web		
9	18	水	(義教) 岐阜県人権教育協議会 研究委員会①		教育支援地区研究協議会②PM 地域連携ネットワーク会議PM	初任研	初任研
9	19	木	(義教) 科学作品展専門委員会①		本巣市教科研 (前期)		
9	20	金	(義教) 教職員業務改善協議会③ (義教) 科学作品展専門委員会② (義教) 社会科課題追究学習作品展審査①				
9	21	土			任期付採用者選考試験ALL		
9	22	日					
9	23	月					
9	24	火				初任研	初任研
9	25	水	(義教) 5教科主事会② (学安) 生徒指導基礎講座 (小中義) (体健) 地域クラブ活動推進会議②		教育支援委員会 (本巣市)		
9	26	木	(義教) 4教科主事会②		岐阜地区主幹教諭研修会②PM		
9	27	金	(義教) 科学作品展審査委員会 (義教) 社会科課題追究学習作品展審査② (県生) 社会教育担当課長補佐研修会③		人権教育教員研修会 (羽・各・二) PM		
9	28	土			任期付採用者選考試験ALL		
9	29	日					
9	30	月					

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
10	1	火	(県生) 地域学校協働活動推進員等育成研修③			初任研 新規養教研	初任研 新規養教研
10	2	水	(義教) 教育データ活用推進協議会①		岐阜地区事務職員研修会【時間未定】 田口福寿会目録伝達式【時間未定】		
10	3	木	(研修) 管理職アラルト研修 (特支) 特新担(小中義特)③Web		岐阜地区教育長会⑤ALL 岐阜地区外国人児童生徒教育連絡協議会PM 特新担(小中義特)③PM WEB		特新担(小中義特)③Web
10	4	金	(義教) 学校職員課長会③			新任教頭研④ (学安) 生徒指導主事会議実行委員会③	新任教頭研④
10	5	土					
10	6	日					
10	7	月					
10	8	火				初任研	初任研
10	9	水			指定研修校公表会【岐阜市立岐阜特別支援学校】		
10	10	木			学校教育担当者会⑤PM	(学安) 地区生徒指導主事会議	(学安) 地区生徒指導主事会議
10	11	金			山県市教科研(後期)	(学安) 教育相談担当者会議②	(学安) 教育相談担当者会議②
10	12	土					
10	13	日					
10	14	月					
10	15	火	(義教) 第6回教育事務所長協議会		教育支援委員会(岐阜市)	初任研 普通科校長連絡会議	初任研
10	16	水	(義教) 外国人児童生徒カリキュラム等開発推進会議③		岐阜地区社会教育担当者研修会④AM		
10	17	木	(義教) WEB出願システム説明会 (義教) 中学校卒業程度認定試験 (環生) 家庭教育支援員養成・スキルアップ研修会	☆全日本中学校長会研究協議会岩手大会 ☆東海・北陸地区連合小学校長会教育研究愛知大会 ※中体連特別委員会	教育支援委員会(各務原市)		
10	18	金	(義教) 教育支援課長会⑥ (義教) 科学作品展 展示会準備 (義教) 社会科課題追究学習作品展 展示会準備	☆全日本中学校長会研究協議会岩手大会 ☆東海・北陸地区連合小学校長会教育研究愛知大会	講師研修会②-1 ALL		
10	19	土	(義教) 科学作品展 展示会 (義教) 社会科課題追究学習作品展 展示会				
10	20	日	(義教) 科学作品展 展示会・表彰式 (義教) 社会科課題追究学習作品展 展示会・表彰式 (体健) 岐阜県学校保健研究大会(中津川市)				
10	21	月			講師研修会②-2 ALL		
10	22	火	(義教) 科学作品展 作品搬出 (義教) 社会科課題追究学習作品展 搬出 (研修) 新任校長研修(小中義・高特)④Web (研修) 新規採用養護教諭研修(小中義・高特)		新任校長研修④PM [Web]	初任研 新任校長研Web 新規養教研	初任研 新任校長研Web 新規養教研
10	23	水			瑞穂市校外研修(後期)		
10	24	木	(学安) 幼小中義高生指導強・学警連	☆全国連合小学校長会研究協議会徳島大会	生徒指導・教育相談担当者会③AM 幼小中高生指導連携強化委員会②PM(市岐商) 人権教育教員研修会(山・瑞・本・北)PM	(学安) 幼小中義高生指導強・学警連	(学安) 幼小中義高生指導強・学警連 (体健) 養護教諭研修②
10	25	金	(研修) 重点講話【特別支援教育】Web (特支) 新任特別支援教育コーディネーター研修(高特)②Web	☆全国連合小学校長会研究協議会徳島大会	学力向上推進会議PM(Web)	東海地区高校教頭副校長会	
10	26	土					
10	27	日					
10	28	月			指定研修校公表会【各務原市立那加中学校】		
10	29	火	(義教) 市町村教育委員会連合会 研究総会 (体健) 歯と口の健康づくり公表会(仁木小)		指定研修校公表会【各務原市立那加第二小学校】	初任研	初任研
10	30	水		☆全国及び東海・北陸地区公立学校教頭会研究大会三重大会	岐阜市校外研修(後期)	高P連PTAフォーラム	
10	31	木	(義教) 学校職員課 課長補佐会③ (研修) 養護教諭・栄養教諭実践に学ぶ会	☆全国及び東海・北陸地区公立学校教頭会研究大会三重大会	指定研修校公表会【本巣市立真正中学校】	(学安) 地担研修会	(学安) 地担研修会

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
11	1	金	(特支) 新任特別支援教育コーディネーター研修 (幼小中義) ②Web	★中部地区小学校道徳教育研究大会	新任特別支援教育コーディネーター研修②Web【時間未定】	生徒指導主事会議	(特支) 新任特別支援教育コーディネーター研修 (幼小中義) ②Web
11	2	土					
11	3	日					
11	4	月					
11	5	火	(学安) 防災教育スペシャリスト研修3 (研修) 新規採用養護教諭研修 (小中義・高特)			初任研 新規養教研	初任研 新規養教研
11	6	水	(学安) 飛騨地区幼小中義高生指導強		人権教育総合推進地域事業【各務原市立川島小・中学校】	(学安) 飛騨地区幼小中義高生指導強	(学安) 飛騨地区幼小中義高生指導強
11	7	木	(義教) 市町村立学校等事務職員 1年目研修 (学安) いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー連絡協議会②	※中体連理事会	道徳教育パワーアップ研究協議会【岐阜市立白山小学校】	(学安) 交通安全推進大会実行委員会	(学安) 交通安全推進大会実行委員会
11	8	金	(特支) 特別支援教育担当指導主事会③	☆県小学校長会研究総会飛騨地区大会		教頭代表者会	教頭代表者会
11	9	土		※県中総体駅伝競走大会			
11	10	日					
11	11	月	(文科) 全国主事会【小中・総則】【小・社会】【小・理科】 【小・生活】 (教総) 第4回教育事務所長会 (義教) 第7回教育事務所長協議会				
11	12	火	(文科) 全国主事会【小・音楽】【小・道徳】【中・社会】【中・理科】		岐阜地区教育長会⑥ALL	初任研	初任研
11	13	水	(文科) 全国主事会【小・国語】【中・音楽】【中・技術】【中・道徳】 (研修) 重点講話【人権】 (体健) 運動部活動指導技術向上講習会(バドミントン)		学校教育担当者会⑥PM 羽島市教科研(後期)		
11	14	木	(文科) 全国主事会【小・外国語活動・外国語】【中・国語】 (義教) 未来を拓くむむ不登校児童生徒サポートセミナー (義教) 学校職員課長会④	★県教研理事会	岐阜地区社会教育委員・公民館関係者等研修会(羽島市) PM 幼新研⑤ALL 指定研修校公表会【岐阜市立城北中学校】	(学安) 地区生徒指導主事会議	(学安) 地区生徒指導主事会議
11	15	金	(文科) 全国主事会【中・外国語】 (義教) 教育支援課長会⑦ (義教) 市町村立学校等事務職員 リーダー研修	☆国公立幼稚園各都道府県会長会 ☆県中学校長会研究総会岐阜地区大会	事務職員3年目研修③PM	県校長会議	
11	16	土					
11	17	日					
11	18	月	(文科) 全国主事会【小中・総合的な学習の時間】【小・図画工作】【小・家庭】 (研修) 6年目研修(養護教諭)		羽島郡二町教科研(後期)		
11	19	火	(文科) 全国主事会【中・美術】【中・家庭】		指定研修校公表会【瑞穂市立牛牧小学校】	初任研	初任研
11	20	水	(文科) 全国主事会【小・体育】【高・音楽】 (研修) 研修主事研修(各教育事務所) (県生) 生涯学習・社会教育総合推進研修会		研修主事研修(小・中・義) センター参集PM		
11	21	木	(文科) 全国主事会【小・算数】【小・特別活動】【中・保健体育】 (特支) 居住地域交流推進会議②		指定研修校公表会【本巣市立根尾学園】	(学安) 地区生徒指導主事会議	(学安) 地区生徒指導主事会議 (特支) 居住地域交流推進会議②
11	22	金	(文科) 全国主事会【中・数学】【中高・特別活動】 (学安) 地域担当生徒指導主事会④	☆県小中学校教頭会研究大会岐阜地区大会		県教頭会議②	県教頭会議②
11	23	土					
11	24	日					
11	25	月	(文科) 全国主事会【高・美術・工芸】				
11	26	火	(県生) 地域学校協働活動推進員育成研修④			初任研	初任研
11	27	水	(研修) 中堅教諭等資質向上研修(栄養教諭)			(体健) 体育実技指導者講習会	
11	28	木	(研修) 中堅教諭等資質向上研修(養護教諭)		指定研修校公表会【岐南町立西小学校】	(学安) 地区生徒指導主事会議	(学安) 地区生徒指導主事会議
11	29	金	(義教) 第8回教育事務所長協議会		指定研修校公表会【岐阜市立柳津小学校】		
11	30	土					

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
12	1	日					
12	2	月					
12	3	火	(学安) 防災教育スペシャリスト研修4				初任研
12	4	水	(義教) 県学校・フリースクール等連携協議会② (研修) 幼稚園等新規採用教員研修⑥県博物館 (体健) 地域クラブ活動推進会議③				
12	5	木	(義教) キャリア教育・進路指導主事研修会③ (研修) 幼稚園等新規採用教員研修⑥県博物館 (学安) 可茂地区幼小中義高生指連強	★県教研評議員会	岐阜地区主幹教諭研修会③PM	(学安) 可茂地区幼小中義高生指連強 (学安) 交通安全推進大会	(学安) 可茂地区幼小中義高生指連強 (学安) 交通安全推進大会
12	6	金	(義教) 学校職員課 課長・課長補佐合同会議② (義教) 岐阜県優秀校授賞式	※県中総体スケート大会		(学安) 地担研修会	(学安) 地担研修会 特支校長会議④
12	7	土					
12	8	日					
12	9	月					
12	10	火	(研修) 新規採用養護教諭研修 (小中義)		初任者研修授業づくり研修②ALL	新規養教研	初任研 新規養教研
12	11	水	(義教) 外国人児童生徒教育主事会②		岐阜地区社会教育担当者研修会⑤AM 幼新研⑦ALL	(学安) 地区特別支援教育推進会議	(学安) 地区特別支援教育推進会議
12	12	木	(義教) 学習評価の充実・推進事業 推進校実践交流会	※中体連特別委員会	岐阜地区子ども会育成協議会全体会②PM	(学安) 交通安全推進大会	(学安) 交通安全推進大会
12	13	金	(義教) 教育支援課長会⑧ (義教) 科学の甲子園ジュニア全国大会			(学安) SSW実践研修会	(学安) SSW実践研修会
12	14	土	(義教) 科学の甲子園ジュニア全国大会				
12	15	日	(義教) 科学の甲子園ジュニア全国大会				
12	16	月	(義教) 第9回教育事務所長協議会		岐阜地区教育長会⑦PM		
12	17	火					
12	18	水					
12	19	木	★★		学校教育担当者会⑦PM		
12	20	金	(義教) 道徳教育振興会議 (全体会②)				
12	21	土					
12	22	日					
12	23	月					
12	24	火					
12	25	水					
12	26	木					
12	27	金					
12	28	土					
12	29	日					
12	30	月					
12	31	火					

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
1	1	水					
1	2	木					
1	3	金					
1	4	土					
1	5	日					
1	6	月					
1	7	火	★★ (～～17日)				
1	8	水					
1	9	木					
1	10	金				(学安) 地区教育相談担当者会議② 教頭代表者会議	(学安) 地区教育相談担当者会議② 教頭代表者会議
1	11	土					
1	12	日					
1	13	月					
1	14	火				(学安) 地担研修会	(学安) 地担研修会
1	15	水	(義教) 岐阜県人権教育協議会 研究委員会②	※県中総体スキー大会～1/17		初任研	初任研
1	16	木		★県教研支部会合同主催者会			
1	17	金	(義教) 第10回教育事務所長協議会 (義教) 教育支援課長会③ (学安) 学校安全指導主事研修会③ (体健) 健康教育指導主事研修会④ (県生) 社会教育担当課長補佐研修会④				
1	18	土					
1	19	日					
1	20	月					
1	21	火	(県生) 地域学校協働活動推進員等フォローアップ研修②			初任研	初任研
1	22	水	(義教) 学校職員課 課長補佐会④ (学安) 幼小中高生指導強・学警連			(学安) 地区生徒指導主事会議	(学安) 地区生徒指導主事会議
1	23	木	(研修) 初任者研修担当主事会② (学安) 東濃地区幼小中義高生指導強		岐阜教育事務所指定研修校連絡会②PM	(学安) 地区特別支援教育推進会議 (学安) 東濃地区幼小中義高生指導強	(学安) 地区特別支援教育推進会議 (学安) 東濃地区幼小中義高生指導強
1	24	金	(義教) 人権教育担当指導主事研修会③ (学安) 不登校対策指導主事研修会③		岐阜地区教育長会⑧PM		
1	25	土					
1	26	日					
1	27	月	(義教) 外国人児童生徒カリキュラム等開発推進会議④		生徒指導・教育相談担当者会④AM		
1	28	火	(義教) 学校教育係長会		初任者研修授業づくり研修③ALL	初任研	初任研
1	29	水	★★ (義教) 特別活動担当指導主事研修会② (研修) 情報教育主事研修会②		再採用選考試験ALL	通級担当者会議③	
1	30	木	(義教) 総合的な学習の時間主事会② (学安) 学警連		指導教諭研修会②PM	(学安) 地区生徒指導協常任委員会②・地区生徒指導主事会議	(学安) 地区生徒指導協常任委員会②・地区生徒指導主事会議
1	31	金	★★ (義教) 幼児教育推進会議② (研修) 現職教育担当指導主事研修会②		学校教育担当者会⑧PM		

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
2	1	土					
2	2	日					
2	3	月	(教総) 第5回教育事務所長会 (義教) 第11回教育事務所長協議会 (研修) 幼稚園等新規採用教員研修⑧TV・美濃・東濃				
2	4	火	(研修) 新規採用養護教諭研修 (小中義)			初任研 新規養教研 (学安) 生徒指導主事会議実行委員会	初任研 新規養教研 (学安) 生徒指導主事会議実行委員会
2	5	水					
2	6	木	(義教) 生活科主事会③ (義教) 幼稚園教育担当指導主事研修会③ (学安) 学警連	★県小中学校教頭会代議員会Web		(学安) 地区生徒指導主事会議 (研修) 学校保健講習会	(学安) 地区生徒指導主事会議 (研修) 学校保健講習会 (体健) 栄養教諭研修③
2	7	金	(義教) 都市・町村教育長会 合同冬季研修会 (義教) 学習評価の充実・推進事業 推進校実践発表会 (特支) 特別支援教育担当指導主事会④		現職研修・行事調整担当者会③AM (特支) 特別支援教育担当指導主事会③ 岐阜地区社会教育担当者会③PM	(学安) 地区生徒指導主事会議 校長代表者会議	(学安) 地区生徒指導主事会議 特支校長代表者会議
2	8	土					
2	9	日					
2	10	月	(義教) 岐阜県人権教育協議会②	★県教研支部部会会計事務局監査			
2	11	火					
2	12	水	(義教) 4教科主事会③	★県教研支部部会会計事務局監査	岐阜地区校長会代表者会③AM 岐阜地区社会教育振興協議会③PM		
2	13	木	(義教) 5教科主事会③	★県教研支部部会会計事務局監査		(学安) 生徒指導主事会議実行委員会	(学安) 生徒指導主事会議実行委員会
2	14	金	(義教) 学校職員課長会⑤ (義教) 幼保小の架け橋プログラム全体会 (学安) 生徒指導推進会議②	★県教研支部部会会計事務局監査 ※中体連事務局			
2	15	土					
2	16	日					
2	17	月	(義教) 第12回教育事務所長協議会 (義教) 教育支援課長会⑩ (義教) 道徳教育担当主事会③				
2	18	火	(研修) 初任者研修 (小中義) (研修) 新規採用栄養教諭研修 (小中義)				
2	19	水			現職研修・行事調整担当者会④AM 岐阜地区教育長会⑨PM		
2	20	木	(学安) いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー連絡協議会③	★県教研支部部会会計事務局監査 ※中体連常任理事・理事会、理事・代議員会	岐阜地区学校図書館教育優秀賞表彰式 岐阜地区社会教育担当者研修会⑥AM		
2	21	金	(義教) 教職員業務改善協議会④	★県教研支部部会会計事務局監査	学力向上推進会議②PM (各務原市)	県校長会議	県校長会議
2	22	土					
2	23	日					
2	24	月					
2	25	火	★★		学力向上推進会議②PM (本巣市)		
2	26	水			教科書無償給与事務連絡会PM (Web) 学校教育担当者会⑨PM 学力向上推進会議②PM (羽島市)		
2	27	木			学力向上推進会議②PM (瑞穂市) 学力向上推進会議②PM (羽島郡二町)		
2	28	金	(義教) 教育データ活用推進協議会②兼研修会 (特支) 発達障がい支援担当教員養成事業コア・ティーチャー研修報告会		学力向上推進会議②PM (山県市)		

月	日	曜	文科省・県等	●研修校 (指) 指定校等 ★研究団体 ☆校 (園) 長会・教頭会 ※中体連 ▼免許更新	岐阜教育事務所 ・岐阜地区 (環)	高校関係	特別支援関係
3	1	土					
3	2	日					
3	3	月			初任者説明会ALL		
3	4	火			学力向上推進会議②PM (北方町)		
3	5	水					
3	6	木	(学安) 岐阜県いじめ問題対策検討会② (予備)		教育支援委員会 (羽島市)		
3	7	金					
3	8	土					
3	9	日					
3	10	月					
3	11	火	(義教) 学校職員課 課長補佐会⑤		岐阜地区子ども会全体会③PM		
3	12	水	(義教) 学校職員課 課長補佐会⑥		学力向上推進会議②・事業説明会PM (岐阜市)		
3	13	木		※県中体連会計監査			
3	14	金					
3	15	土					
3	16	日					
3	17	月					
3	18	火	(学安) 中高連絡会			(学安) 中高連絡会	(学安) 中高連絡会
3	19	水					
3	20	木					
3	21	金					
3	22	土					
3	23	日					
3	24	月					
3	25	火				(学安) 生徒指導・教育相談合同運営委員会	(学安) 生徒指導・教育相談合同運営委員会
3	26	水					
3	27	木	(義教) 事務局転入者研修会				
3	28	金	(義教) 退職校長辞令交付式				
3	29	土					
3	30	日					
3	31	月	(義教) 新任校長辞令交付式		新任・転任校長辞令交付式		